明治二十五年三月三十一日 第三種郵便物認可

官報 号外

平成二十年五月二十一日

○第百六十九回国会 参議院会議録第二十号

平成二十年五月二十一日（水曜日）

午前十時一分開議

────────────

○**議事日程**　第二十号

平成二十年五月二十一日

午前十時開議

第一　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

第二　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第三　全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

第四　宇宙基本法案（衆議院提出）

第五　介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

第六　介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（衆議院提出）

第七　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

────────────

○**本日の会議に付した案件**

一、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案（趣旨説明）

以下　議事日程のとおり

────────────

○**議長（江田五月君）**　これより会議を開きます。

この際、日程に追加して、

地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案について、提出者の趣旨説明を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○**議長（江田五月君）**　御異議ないと認めます。鴨下環境大臣。

〔国務大臣鴨下一郎君登壇、拍手〕

○**国務大臣（鴨下一郎君）**　ただいま議題となりました地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼし、その対策は人類共通の課題であります。IPCC、気候変動に関する政府間パネルの報告書によれば、地球温暖化の進行は疑いようがなく、ここ数十年の間に、温室効果ガスの排出量を大幅に削減する必要があります。気候変動に関する国際連合枠組条約に基づき採択された京都議定書が平成十七年二月十六日に発効し、世界の地球温暖化対策は新たな一歩を踏み出しました。そして、本年から、その京都議定書の第一約束期間が開始されています。

また、我が国は、クールアース推進構想に基づき、地球全体の温室効果ガス排出量の早期のピークアウトと二〇五〇年までの半減を目指し、北海道洞爺湖サミットの議長国として世界の議論をリードしていく必要があります。

しかしながら、我が国の温室効果ガスの排出量は、平成十八年度には基準年度に比べ六・二％の増加となっています。国際約束の達成はもとより、世界の議論をリードするためには、国内における排出削減に加えて、京都メカニズムの活用、森林の整備等により、京都議定書の目標との差となる一二・二％を埋めることが喫緊の課題です。この中でも特に国内の排出削減のための対策努力が必要であり、特に温室効果ガスの排出量が伸び続けている業務部門や家庭部門における対策を抜本的に強化することが必要です。

このような状況を踏まえ、京都議定書の六％削減約束の確実な達成を担保するために必要な、国内における排出削減対策の追加的措置を講ずるため、また、京都議定書の第一約束期間以降を見据え、更なる長期的かつ継続的な排出削減のための基盤を整備するため、本法律案を提案した次第であります。

以下、この法律案の主な内容について御説明申し上げます。

第一に、都道府県、指定都市、中核市及び特例市は、地方公共団体実行計画の中で、その区域の自然的、社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の抑制等のための施策についても定めることといたします。また、都市計画などの策定及び実施に当たっては、地方公共団体実行計画との連携を図りつつ温室効果ガスの排出抑制に配意することといたします。これにより、今後、地球温暖化対策を念頭に置いた地域づくりが各地で進められることが期待されます。

第二に、事業者は、その事業活動に伴う温室効果ガスの排出の抑制に資する設備の選択など、必要な措置を講ずるとともに、国民の日常生活における排出抑制の取組に寄与する措置を講ずるよう努めなければならないことといたします。国は、こうした措置の適切かつ有効な実施を図るため、排出原単位の望ましい水準などを示した指針を策定、公表し、必要に応じて助言などを行ってまいります。

第三に、温室効果ガスの排出量の算定、報告、公表制度について、事業者単位、フランチャイズチェーン単位の算定、報告の仕組みへと変更いたします。これにより、業務部門を中心に温室効果ガス排出量のカバー率が大幅に拡大することになります。

第四に、現行の都道府県に加え、指定都市、中核市及び特例市においても、地球温暖化防止活動推進センターの指定や、地球温暖化防止活動推進員の委嘱を可能といたします。また、地球温暖化防止活動推進センターの業務内容も見直し、地方公共団体実行計画の達成のために行う施策に必要な協力をすることも業務内容に加え、国民に一層身近な形で対策の推進を図ります。

第五に、CDM事業のうち、途上国における植林により吸収源を強化する活動から発行されるクレジットについて、その森林が滅失した場合などに求められる国際合意に基づく補てん義務を履行するため、その主体、当該義務の履行方法などを定めることといたします。また、国は、クレジットの事業者による自主的な取得及びその国への移転などが円滑に進められるよう配慮することといたします。

また、この法律案は、衆議院において一部修正されておりますが、その概要は次のとおりでございます。

第一に、一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するよう努めなければならないものとすることであります。

第二に、政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとすることであります。

第三に、政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることであります。

第四に、政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすることであります。

以上がこの法律案の趣旨でございます。（拍手）

○**議長（江田五月君）**　ただいまの趣旨説明に対し、質疑の通告がございます。順次発言を許します。福山哲郎君。

〔福山哲郎君登壇、拍手〕

○**福山哲郎君**　私は、民主党・新緑風会・国民新・日本の福山哲郎でございます。

ただいま提案のありました、いわゆる温暖化対策推進法の改正案につきまして質問をさせていただきます。

現在、地球温暖化問題における国際情勢は激しく変化をしています。今年一月、京都議定書第一約束期間が始まりました。それに先立つ十二月、インドネシア・バリにおいて、二〇一三年以降の世界の取組についてバリ・ロードマップが合意され、ポスト京都議定書に向けて大きく動き出しました。

世界では、CO_2を始めとする温室効果ガスの増加があちこちで異常気象をもたらし、今世紀半ばまでに大幅な削減が必要との認識が共有をされています。昨年、ゴア元アメリカ副大統領とともにノーベル平和賞を受賞したIPCCの第四次評価報告書では、地球温暖化の影響は既に現れており、温度上昇も加速していることが明らかにされています。さらに、温暖化の原因が人為的なものと断定し、不確実論争に決着を付けました。

イギリスは、二〇〇五年のEU―ETS市場の開設、グレンイーグルズG8サミットでの対話の開始、スターン報告の発表等、温暖化問題における指導的役割を担っており、議会では気候変動法案が提出をされています。また、EUも欧州閣僚理事会で、二〇二〇年までに温室効果ガスの排出量を一九九〇年度比二〇％削減することで合意をしています。

一方、二〇〇二年に京都議定書を離脱したアメリカでも、ハリケーン・カトリーナによる被害、映画「不都合な真実」のヒット、ガソリン代の高騰等、明らかに世論は変化をし、数々の議員立法の動きが加速をしていましたが、予想以上に早く、昨年の十二月、排出量取引制度導入を求めるリーバーマン・ウォーナー法案が上院環境公共事業委員会で可決、本年の六月にも本会議での質疑が始まろうとしています。また、フォード、GM、デュポン、シェルなどの三十三の企業、NGOが参加するUSCAPを始め、経済界からも温室効果ガスの排出規制政策の早期導入を求める声も上がっています。

そんな中、本年七月に洞爺湖サミットが開催をされます。サミットの議長国としてどのような決意で臨むのか、具体的にサミットでの成果目標についても、官房長官及び環境大臣からお聞かせください。

サミットの議長国としてリーダーシップを発揮する上では、自国の取組方針を明らかにした上で他国に働きかけるのが不可欠であると考えます。ところが、政府はいまだに、二〇五〇年世界で半減としか語らず、中長期の国内排出削減目標を公表していません。これで議長国としての責任が果たせるのでしょうか。

昨年の十月に福田総理と鴨下環境大臣は、私に対する予算委員会の答弁で数値目標を年内に打ち出したいと明言をされたにもかかわらず、いまだに明らかにされていません。いつまでぐずぐずしているのでしょうか。

官房長官が先ごろ講演された中には、長期目標六〇から八〇％削減と述べられたと報道されています。これは決定した数字なのでしょうか。この数値目標はいつ公表されるのでしょうか。また、六〇から八〇％とすると、この数値目標についての評価を環境大臣、経済産業大臣にお伺いをいたします。

また、政府内には中期目標は提示をしないという意見もあるようですが、中期目標は設定するのでしょうか。また、設定するとすればどの程度の水準を考えているのでしょうか。環境大臣の見解をお伺いいたします。

政府は目標の設定について、セクター別効率目標による積み上げ方式を提案をされています。私もこのセクター別アプローチを否定をするわけではありません。しかし、一方で環境大臣は、G20会合において、セクター別アプローチは国別総量目標に取って代わるものではないと言明をされています。この方針は変わらないのでしょうか。ま

た、変わらないとすれば、セクター別アプローチと中期目標との関係はどのようになっているのか、環境大臣にお伺いをいたします。

また、三月に発表されました長期エネルギー需給見通しでは、CO_2など温室効果ガスの排出予測を試算をしています。日本は今後、何と五十二兆円を投じて省エネ等に努めても、二〇二〇年の段階で一九九〇年比三％しか排出を削減できないとの内容でございます。まさか、このサミットで中期目標をこの見通しに書かれた三％と言って交渉することはないと思いますが、この長期エネルギー需給見通しと中期目標とは、また長期目標とはどのような関係にあるのか、経済産業大臣、お答えください。

次に、現在、国際公約のマイナス六％に比べて、二〇〇六年の日本は六・二％も排出量が増加をしています。京都議定書の約束を果たすためには、この増加分も合わせて一二％余りもの削減をする必要があります。こういった事態に至った反省と、その理由を環境大臣にお伺いをいたします。

さて、本法案の衆議院の審議において、民主党はCO_2の見える化の推進、再生エネルギーの普及を促すための措置の充実、京都議定書目標達成計画における検討内容の国会への報告、白熱灯の蛍光灯への切替え、ライフスタイル、ワークスタイルの見直しの五項目の修正を求めました。

与野党協議の結果、三項目は実現をいたしましたが、そのうちのCO_2の見える化について、我々は義務化を主張しましたが、与党は努力義務ということで折り合いが付きませんでした。我々は義務化をすることで、逆に政令等において中小企業等の零細事業者に過度の負担を掛けないような免除規定を設ける方が混乱をより回避できるという判断でしたが、この義務化についての環境大臣の意見をお伺いをいたします。

さて、民主党は今年一月、地球温暖化対策本部を設置し、各部門と連携し、地球温暖化対策基本法の制定を目指しています。今国会に提出をさせていただく予定です。

その内容は、地球温暖化対策に関し基本理念を定め、中期目標として二〇二〇年までに二五％、長期目標として二〇五〇年までの早い時期に六〇％を超えるとする排出削減目標を設定し、その達成を目指して国内における排出量取引制度及び地球温暖化対策税の創設、再生可能エネルギーの普及と革新的技術の開発等によって経済システムの中に環境を内部化し、国際社会に先駆けて豊かな国民生活の実現を図り、併せて地球環境の保全に寄与することを目的としています。

ＥＵでは、二〇〇五年に導入されたＥＵ―ＥＴＳ市場があっという間に三兆円の規模に膨れ上がっています。アメリカでも、さきに述べたリーバーマン・ウォーナー法案に大統領候補のマケイン氏、ヒラリー氏、オバマ氏の三者とも賛同の意を表しており、プレジデント法案とも呼ばれています。オーストラリア、カナダ、ニュージーランドでも導入を検討しており、世界は国際炭素市場のルールづくりの競争に入っています。

一昨日まで、ブリュッセルにおいて、排出量取引の国際市場の確立を目指すＩＣＡＰ、国際炭素行動パートナーシップの公式会合が開催され、包括的な国際市場の実現は可能との見方で一致しました。日本は、御存じのようにトップレベルの省エネ技術を有しており、乗り遅れることのないようにこの国内排出量取引制度の導入が不可欠と思われます。国内排出量取引制度の導入の必要性について端的にお答えください。外務大臣、環境大臣、経済産業大臣にお伺いします。

また、政府は、相も変わらずの縦割りのまま、官邸、環境省、経済産業省、それぞれでこの排出量取引を始めとする経済的措置に関する検討会が開かれています。いつごろまでに、どのようにまとめていくのでしょうか。このまま縦割りで続けて、またたなざらしなのでしょうか。官房長官、環境大臣にお伺いします。

さらに、これまで国内排出量取引制度の導入に政府が消極的であったことに関し、報道によれば、二〇〇二年の京都議定書批准の際に、経済産業省と経団連の間で、政府として京都議定書は批准するが国内排出量取引制度を始めとする強制的措置は産業界に課さないという密約があったとされています。このようなことは実際にあったのでしょうか。あったとすれば大いに憂慮すべき問題であると考えますが、経済産業大臣、お答えください。

次に、太陽光、風力、バイオマス等の新エネルギーの現状と将来についてお伺いします。

二〇〇五年度における一次エネルギー供給に占める新エネルギーの割合はわずか三％にとどまっており、その普及促進が進んでいるとは言えません。例えば、日本は太陽電池の生産量で長く世界一を誇ってきましたが、二〇〇七年にとうとうトップの座を明け渡しました。世界市場が急拡大する中で、逆行するように、二〇〇五年に日本では住宅用太陽光パネルの設置への補助金を廃止したことが大きく影響をしています。

さきに述べました民主党の法案では、二〇二〇年に一次エネルギー供給量に占める新エネルギーの割合を一〇％にする予定です。新エネルギーの割合を大幅に引き上げるために、現行のＲＰＳ法の見直しを含む財政上又は税制上の措置の見直しを図るべきではありませんか。経済産業大臣、環境大臣にお伺いいたします。

また、さきの長期エネルギー需給見通しによれば、太陽光パネルの普及を進めるとして、現在の設置住宅約三十二万戸に対し、二〇二〇年に約三百二十万戸を達成することとしていますが、その根拠はどこにあるのでしょうか。この十倍は具体的にどのような手法で実現をされるのでしょうか。経済産業大臣、お答えください。

途上国支援についてお伺いします。

中国、インドなどの多排出国を含め、途上国をポスト京都の国際的枠組みへ参加を促すことは最も重要な課題であることは認識を共有をしています。しかしながら、ハンガリーからの排出枠購入二百億円、途上国への支援五年間で一兆円実施、さらにはＯＤＡ資金でインドからのCO_2の排出枠を購入などという度重なる報道を見ると、若干の懸念もわいてきます。これだけの資金の財源は、一体どこから捻出をされるのか。他国へ資金をつぎ込むより、国内投資の方が新たな技術革新や経済効果を生じるのではないでしょうか。また、途上国への技術援助は知的財産権の整備が急務であり、この件について政府はどのように考えているのでしょうか。是非、財源と知財の整備について外務大臣お答えください。

私は、京都議定書締結の翌年に当たる九八年、

初当選をさせていただきました。以来、ずっとこの地球温暖化問題に取り組んでまいりました。生態系の破壊を食い止めながら経済成長あるいは豊かなライフスタイルを求めるという、大変困難な、そして新たな挑戦に人類は直面をしています。

民主党は決して経済をないがしろにした温暖化対策を求めません。経済システムの中にどう環境を取り入れていくかの各国の競争が始まっています。かつて、排出ガス規制によって技術開発がなされ、日本の自動車産業が世界を席巻したように、また、石油ショック以来のエネルギー効率を高めてきた日本のトップランナー方式が世界の標準となっているように、日本は温暖化対策でも世界のモデルになれる大きな可能性を持っている、私はそう信じております。自民党政権ではこの大きな可能性を失ってしまうのではないかという危惧を私は今禁じ得ません。

未来の子供たちにどんな地球を引き継いでいくのか、既に温暖化の影響は現実のものとなりつつあります。食料問題やエネルギー安全保障とも深くかかわっている地球温暖化との長い戦いはまだ始まったばかりでございます。もはやＩＰＣＣを始めとする科学は温暖化に対してほぼ結論を出した、あとは政治の決断だけだ、温暖化の国際会議のたびに語られる、世界の政治指導者に求められているこの言葉を紹介して、私の質問を終わります。

ありがとうございました。（拍手）

〔国務大臣鴨下一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（鴨下一郎君）　福山議員にお答えいたします。

洞爺湖サミットに向けた意気込みについてお尋ねがありました。

洞爺湖サミットにおいては、福田総理がダボス会議で発表されたクールアース推進構想について各国の共通理解を得て、国連での交渉を加速することが求められています。私としては、Ｇ８洞爺湖サミットを成功させるため、今週末の二十四日から二十六日に神戸で開催されるＧ８環境大臣会合に臨みたいと思っております。同会合では、議長として、各国の環境大臣等との議論を進めることにより、サミットに向けて適切にインプットできるよう努力していく所存でございます。

我が国の温室効果ガス排出量に関する長期目標の設定についてお尋ねがありました。

我が国は、二〇五〇年までに世界全体で排出量半減を呼びかけている以上、先進国としてそれ以上の削減目標を掲げることは当然と考えており、六〇％から八〇％という数値はその範囲にあるものと考えております。ただし、これを決定した数値とするのではなく、現在は具体的な数字に言及すべきかどうかを含め、本年のＧ８議長国としての立場も考慮に入れながら、政府部内で鋭意検討を進めているところでございます。

我が国の温室効果ガス排出量に関する中期目標の設定についてお尋ねがありました。

福田総理は、ダボス会議において我が国が国別総量削減目標を掲げることを宣言しており、中期目標は当然必要と考えています。しかしながら、目標の具体的数字やいつ提示するかについては、二〇〇九年末の合意を目指して進めている次期枠組み交渉そのものにかかわることであり、各国の動向も見詰めつつ慎重に対応していくことが必要であります。

政府としては、国内で必要な作業を加速しつつ、すべての主要排出国の参加や公平性の確保を念頭に、全体を取りまとめるサミット議長国としての立場も考慮しながら判断していきたいと考えております。

セクター別アプローチと中期目標の関係についてのお尋ねがありました。

福田総理は、クールアース推進構想に基づき、国別総量目標を掲げる決意を示しており、この方針は変わりません。また、この国別総量目標の設定に当たっては、公平性を確保する観点から、セクター別に削減可能量を積み上げて、国別総量目標の相場観を形成する方法を提案しています。このようにして形成される目標の相場観を踏まえ、今後、国際交渉を通じて、二〇五〇年までに世界全体の排出量を半減することや、今後十年から二十年でピークアウトすることを実現する適切な目標が設定されるものと考えております。

二〇〇六年の国内総排出量が基準年比で六・二％上回っていることについてのお尋ねがありました。

その内訳としては、業務、家庭、運輸部門において基準年比でそれぞれ二から四割増加しており、六％削減目標の達成は依然として厳しい状況であります。このため、三月には京都議定書目標達成計画を改定し、また、今国会に提出している地球温暖化対策推進法改正案においても、排出抑制等の指針の策定や地方公共団体実行計画の拡充などの措置も盛り込んでおります。

今後、目標達成計画を着実に実施するとともに、進捗状況の厳格な点検と機動的な見直しを行うことにより、六％削減目標を確実に達成してまいりたいと思います。

CO_2の見える化の推進、すなわち、エネルギー供給事業者の一般消費者への二酸化炭素の排出量の通知等についてのお尋ねがありました。

御指摘の中小事業者への負担の軽減も配慮して、衆議院において努力義務規定とする修正がなされたと承知しております。政府としては、その趣旨を十分に尊重して努力をしてまいります。

国内排出量取引制度の導入の必要性についてのお尋ねがありました。

国内排出量取引制度は、排出枠の設定を行い確実な排出削減を進めるとともに、炭素に価格を付けることにより社会全体の対策費用を最小化できるものであり、今後の温暖化対策の有効な選択肢の一つであると確信しております。環境省では、二〇〇五年から自主参加型の国内制度を実施して知見や経験の蓄積を進めてきたところでございます。

政府部内における経済的措置等に関する検討会の取りまとめについてのお尋ねがありました。

環境省では、本年初頭より国内排出量取引制度検討会を設置し、具体的な制度設計の在り方について掘り下げて検討を行い、今般、中間取りまとめを公表したところであります。今回の中間まとめが各方面における議論のたたき台として活用されることを期待しております。

環境省としては、今後、我が国の実情に合った国内排出量取引制度の具体的な制度設計の在り方について検討を加速し、官邸での政府全体としての検討にも貢献してまいりたいと考えます。

再生可能エネルギーの促進策についてのお尋ねがありました。

京都議定書目標達成計画に定める再生可能エネルギーの導入目標達成のためには、その拡大に向けた対策の加速化が不可欠と考えております。そのため、環境省では、再生可能エネルギーについて民間企業等が行う新たな技術開発、設備整備に対する財政、税制上の支援などの様々な導入拡大施策について取り組んでいるところであります。また、改正された京都議定書目標達成計画においても、再生可能エネルギーの導入促進に向けた抜本的な対策強化について検討を行うこととしております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣町村信孝君登壇、拍手〕

○国務大臣（町村信孝君）　福山議員にお答えいたします。

まず、北海道洞爺湖サミットへ向けた取組についてのお尋ねがございました。

地球温暖化問題の解決には、世界全体としての排出削減を実現すべく、すべての主要排出国が責任ある形で参加する実効性のある枠組みを構築することが何より重要であります。

こうした認識の下、福田総理は去る一月、クールアース推進構想を示されました。そして、我が国の考え方や取組について各国の理解と支持が得られますように、先般の日中首脳レベルが一つの例でございますが、こうした二国間会談あるいは国際会議での場を活用いたしまして、各国への積極的な働きかけを行っているところであります。

我が国としては、七月の北海道洞爺湖サミットに向けて、議長国として積極的なリーダーシップを発揮して、建設的に議論を進めてまいります。

そのため、我が国としての長期目標の設定、革新的技術開発、低炭素社会の実現、途上国の温暖化対策支援のための資金メカニズムの創設等について万全の準備を進めていきたいと考えております。

次に、国内排出量取引制度の導入についてお尋ねがありました。

ただいま環境大臣からの御答弁もございましたけれども、内閣としては、本年の二月に地球温暖化問題に関する懇談会を設置し、国内排出量取引制度についても、排出削減を進めるための有効な政策手段の一つとして総合的に検討を進めているところでございます。

この懇談会では、環境省、経済産業省における検討を参考にしつつ、我が国としての検討を加速し、六月に予定をされております懇談会の中間取りまとめにおきましてこの議論の成果が示されることを期待をしているところであります。（拍手）

〔国務大臣甘利明君登壇、拍手〕

○国務大臣（甘利明君）　福山議員にお答えをいたします。

まず、我が国の長期目標についてのお尋ねがありました。

世界全体の長期目標については、我が国は二〇五〇年までに温室効果ガス半減を提唱しておりまして、責任ある対応が必要だと考えております。

この提唱を前に進めていく観点から、大幅な排出削減を可能とする革新的技術開発などを進めるとともに、我が国自身の長期目標についても、その内容と発表の適切なタイミングを検討していくべきと考えております。

次に、長期エネルギー需給見通しについてのお尋ねがありました。

長期エネルギー需給見通しは、産業、民生、運輸などの部門ごとに、最先端の省エネ技術による削減可能量を積み上げまして、CO_2の削減量を算出するとともに、削減に向けた具体的かつ実践的な道筋を示したものであります。

二〇二〇年の温室効果ガスの排出量は、森林吸収源の取扱いやその効果が変わらないとした場合、より公正な指標となる二〇〇五年比ではマイナス一四％となりまして、欧州と遜色のない削減見通しとなっております。今後、この見通しを重要な検討材料として、我が国の国別総量目標に関する政府全体としての検討を進めてまいりたいと考えております。

また、二〇五〇年に世界全体で温室効果ガスの排出を半減するためには、先ほども申し述べましたとおり、革新的技術の投入が不可欠でありまして、先般、そのためのロードマップも示したところであります。政府を挙げてクールアース50の実現に向けて取り組んでまいります。

次に、国内排出量取引制度の導入の必要性についてのお尋ねであります。

国内排出量取引制度は、自国の排出量を直接規制できるという一方で、個々の企業への排出枠の割当てを公平に行うことが困難ではないかとか、企業の海外流出を招くおそれはないかとか等の指摘があることも事実であります。このような点を踏まえまして、今後、その効果、産業活動や国民経済に与える影響等の幅広い論点につきまして総合的に検討していくことが必要であろうと思います。

次に、京都議定書の批准時のやり取りについてのお尋ねでありますが、報道されているような密約の存在は承知しておりません。

再生可能エネルギーについてのお尋ねでありますが、再生可能エネルギーの導入促進は地球温暖化対策の観点から有効でありまして、その経済性や供給安定性等の課題を解決をし、普及を拡大するべく、技術開発や導入支援、電気事業者による新エネルギー等の利用に関する特別措置法、いわゆるＲＰＳ法でありますが、の着実な推進等に取り組んでいます。

また、現在、総合資源エネルギー調査会で新エネルギー対策の抜本的強化についての御議論を行っていただいておりまして、長期エネルギー需給見通しの実現に向けた太陽光発電の抜本的普及対策等について速やかに総合的な検討を行ってまいります。

以上です。（拍手）

〔国務大臣高村正彦君登壇、拍手〕

○国務大臣（高村正彦君）　国内排出量取引制度導入の必要性についてのお尋ねでありますが、この制度につきましては、二月に総理が設置された地球温暖化問題に関する懇談会において、排出削減を進めるための有効な政策手法の一つとして総合的に検討を進めるというところと承知をしております。我が国としては、検討を加速し、国際的なルールづくりに積極的に関与していくべきと考えております。

地球温暖化に係る途上国支援についてのお尋ねでありますが、福田総理は一月、排出削減と経済成長を両立させようとする途上国を支援するため、百億ドル規模のクールアース・パートナーシップを構築する旨発表いたしました。今後五年間にわたり、ＯＤＡやその他の公的資金により途

上国を支援してまいります。

投資により途上国への技術移転等が円滑に行われるよう、我が国は、知的財産権の保護を含め、途上国の投資環境整備を引き続き支援してまいります。(拍手)

○**議長(江田五月君)**　加藤修一君。

〔加藤修一君登壇、拍手〕

○**加藤修一君**　ただいま趣旨説明のありました法律案につきまして、自民党、公明党を代表して質疑します。

最初に、ミャンマーを直撃した大型のサイクロンと中国の四川大地震による多数の被災者の方々に心からお見舞い申し上げます。

英国経済顧問ニコラス・スターンのレビューによれば、地球温暖化の最悪のケースは、世界のGDPの二〇%の被害が想定されています。気候変動は、自然生態系のみならず人間の健康や食料安全保障等にも多大な影響を与える二十一世紀の最大問題であります。この破局的かつ不可逆的な気候変動が生じるリスクを考慮すると、政府は気候安全保障を国家の安全保障政策に繰り入れるべきではないかと考えますが、町村官房長官にお尋ねいたします。

また、数世紀に及ぶ気候変動を考えると、気候安全保障基本法などの法制化が必要と考えております。

さらに、戦略的対応が重要であります。例えば、二〇五〇年に地球の平均気温上昇が二度Cを超過しないようにするためには、現在のこの今、何をすべきかの戦略が必要です。いかなる戦略をつくり上げれば二度Cを超えないかというバックキャストアプローチを取ることが非常に重要であります。

本年七月、我が国においてG8洞爺湖サミットが開催されますが、気候変動が大きなテーマの一つであります。英国のブレア前首相は、この四月、G20の会合において、二〇五〇年に半減、これは革命だと発言しました。先進国のゼロエミッションを宣言したに等しいものです。二〇五〇年半減、また、ブレア前首相の革命、ゼロエミッションという発言に対し、議長国である我が国は重大な決意を持って臨まなければなりませんが、町村官房長官、どのように認識しておりますか。

先ごろ日本政府は、二〇五〇年に六〇から八〇%の削減を行うとの意思を固めたのでしょうか。もし本当ならば、これは大きな決断であり、評価のできるところであります。遠く二〇五〇年の姿から逆算して現在の取るべき行動を考える、そしてピークアウトを想定する二〇二〇年から三〇年、さらに中期目標にどの程度の削減をするかは、今後、明確な削減行動を取るに当たり重要であります。

福田総理は、四十年先よりも二十年先どうなるかも考えなければならない、より正確に計算できるかもしれないと発言したとのことです。長期目標以上に、この時期に具体的な中期目標を検討し公表することは、社会全体の行動を取りやすくすることであります。G8サミットの議長国として役割を果たすことができるばかりではなく、産業上の経営戦略や国民のマインドの転換、今後のアジアへの環境ビジネス戦略の展開などを含めたビジネスチャンスや国際競争力の強化の視点からも誠に重要であります。この中期目標についても、速やかに検討し、公表することを求めます。

以上、町村官房長官に御答弁をお願いいたします。

環境省は数年来、国内排出量取引制度について調査研究、議論を深めているようです。五月中旬、国内排出量取引制度検討会の中間報告が発表されましたが、どのような認識をお持ちですか。産業界の反応はどうでしょうか。また、制度に関する今後の具体的なスケジュールについて、鴨下環境大臣にお尋ねいたします。

従来から国民の啓発等が言われておりますが、意識改革に必要な点は、環境教育を含む人類の持続性に対する深い認識が大事ではないかと思います。二〇〇二年に開催されたWSSD、持続可能な開発に関する世界首脳会議において、当時の小泉総理は、持続可能な開発のための教育の十年を世界に向けて発信いたしました。

二〇〇五年から国連による十か年計画が開始されております。さきに発表された教育振興基本計画においても基本的理念として記述されるまでになっておりますが、関係省庁が多く、具体的には連携強化が一層必要であります。ESDの適切な解説書、ESDの一年間の活動報告、地域の核、RCEの実効性を担保する支援措置など、課題があります。人類の持続可能性を高めるためには、国連持続可能な開発のための教育の十年に対する取組の強化です。その強化策について、町村官房長官にお尋ねします。

地球温暖化対策については、革新的な環境技術、技術のブレークスルーが必要でありましょう。しかし、何よりも重要なキーワードは協力ということでしょう。これを抜きにして環境技術もウイン・ウインの行動様式も成り立ちません。著名な国際機関においてNPO、NGOなどのステークホルダーを会議に参画していることにも表れております。

また、インドネシアの大津波、ミャンマーや四川大地震に世界各国からの救援が続いております。それぞれの国がそれぞれの役割を果たす、相互に連携、協力し合い、人道的行動の範を示し合うことの芽が見受けられます。様々の思惑がないとは言いませんが、人道的競争、競い合う、また共につくる姿勢をいわゆる時代の精神として定着させることも重要ととらえております。

この意味では、フランス政府が航空チケットに課税しアフリカの貧困撲滅に役立たせておりますが、世界に範を示す重要な人道的な仕組みでございます。

ところで、世界の地球温暖化対策に要する年間資金は、スターン・レビューによれば世界のGDPの一%、四千四百億ドルと膨大であります。従来のODAでは不十分であります。日本は地球温暖化対策に必要な一%にどう貢献できるのかということです。

そこで、資金調達メカニズムについてお伺いします。

実体経済の三倍を超える金融資本に国際課税を行う資金調達メカニズムが国際的にも議論されております。我が国政府は、国際的なリーディンググループにオブザーバーの立場から加盟することや、革新的な資金調達メカニズム—国際連帯にかかる国際課税の検討会の設置、また、今後のG8における検討課題として、資金調達メカニズム・ニッポン・イニシャティブ—美しい星の人道・環

境税を検討すべきことを提案します。町村官房長官の積極的な御答弁をお伺いいたします。

ミャンマーのサイクロン被害は筆舌に尽くし難いものです。世界最大規模の再保険会社ミュンヘン再保険は、二〇四〇年には一兆ドルの被害額を算定しております。一般に被災程度は、防災インフラの整備、事前対策に依存いたします。公的資金も必要ですが、市場メカニズムの活用も重要であります。

アジア各地においては農業に関する災害保険制度は少なく、被災時は誠に深刻であります。日本では天候保険や天候デリバティブが商品化され、アメリカには穀物生産保険があります。

天候デリバティブ等を途上国においても使用することができれば、異常気象による被害から早期回復を図ることができます。公的資金が若干の後押しをし、協力し合う多重の災害保険制度の構築をまずは東アジア地域を念頭に置き、日本の地球シミュレーターや気象衛星などを含めた科学技術、情報技術、金融工学等を駆使し、国際的な気候変動災害保険機構の創設を日本主導で検討、提案すべきであります。

最後に町村官房長官の御意見を伺い、私の質問を終わります。（拍手）

〔国務大臣鴨下一郎君登壇、拍手〕

○国務大臣（鴨下一郎君）　加藤議員にお答えを申し上げます。

国内排出量取引制度検討会の中間まとめの内容についてのお尋ねがありました。

環境省では本年初頭から、国内排出量取引制度検討会を設置しまして、具体的な制度設計の在り方について掘り下げて検討を行い、今般、中間まとめを公表したところでございます。中間まとめは、我が国で初めて制度設計の論点を網羅した報告となっており、日本の実情を踏まえつつ、幾つかの制度オプション試案を提示しております。この中間まとめについては、検討会において産業界を含めた様々な立場の委員から意見が出されております。

今後、環境省では、更に各方面の意見を聴きまして、国際的な動向も踏まえつつ、国内排出量取引制度設計に向け、引き続き検討を進める予定でございます。この中間まとめが各方面における議論のたたき台として活用されることを期待しております。

以上でございます。（拍手）

〔国務大臣町村信孝君登壇、拍手〕

○国務大臣（町村信孝君）　加藤議員から六つの御質問をいただきました。順次お答えいたします。

まず、気候安全保障の考え方についてのお尋ねがございました。

福田総理は、今年の一月のダボス会議におきまして、このまま何もしなければ、自然環境、経済社会活動の両面で破局を迎えかねないという意味において、人類にとって新しい大きな挑戦と述べられておりまして、地球温暖化問題に対する危機感を示されております。

政府としては、御指摘のような地球温暖化による様々なリスクを踏まえ、地球温暖化対策に全力を尽くしてまいる決意でございます。

次に、北海道洞爺湖サミットに向けた温暖化対策の取組に関する議長国としての決意についてお尋ねがございました。

今申し上げましたように、この一月、福田総理は、ダボスにおきましてクールアース推進構想を発表して、すべての主要経済国が参加する枠組みづくり、セクター別の積み上げ方式による公平な目標設定に取り組む決意を示すとともに、今後の温室効果ガスの排出削減について、他の主要排出国とともに国別総量目標を掲げて取り組む方針を表明をしたところでございます。

こうした考え方に基づきまして、来る北海道洞爺湖サミットにおきましては、ただいま御指摘がありましたゼロエミッションというブレア前首相の発言も念頭に置きながら、Ｇ８議長国として積極的にリーダーシップを発揮して、世界全体での排出削減を実現する実効性のある二〇一三年以降の枠組みづくりを推進させる成果を目指していく所存でございます。

次に、我が国の温室効果ガス排出量に関する中期目標の設定についてのお尋ねがございました。

先ほど環境大臣がお答えをしたとおりでございますけれども、中期目標につきましては、我が国は国別総量目標を設定することを表明をしておりまして、公平性を確保するようセクター別にボトムアップで削減可能量を積み上げるという考え方を国際的にも提案をしているところでございます。

我が国の国別総量目標を具体的にどのような数字にするか、また、いつ提示するか、これはまさに二〇〇九年末を目途に行われます次期枠組みの外交交渉そのものにかかわることでありまして、各国の動向も見極めつつ的確に対応していくことが必要でありまして、とにかく早くこれを表明すればいいというだけのものではございません。

政府としては、適切な時期に提案することができますように、国内で必要な作業を加速化しつつ、サミット議長国としての立場も考慮しながら判断をしていきたいと考えております。

次に、持続可能な開発のための教育、ＥＳＤについてのお尋ねがありました。

ＥＳＤは幅広い概念でございますが、その中で特に環境分野におきましては、昨年六月に閣議決定をいたしました二十一世紀環境立国戦略の中で、国連ＥＳＤの十年の取組を政府を挙げて展開していくことが位置付けられているところであります。また、今年の四月に出されました中央教育審議会答申の中でも、地球規模での持続可能な社会の構築は我が国の教育の在り方にとっても重要な理念の一つであるとしております。

こうした方針を踏まえまして、関係省庁連絡会議などの場も活用して、行政、教育機関、ＮＧＯの関係機関との連携による地域の拠点づくりの支援や解説書の作成、国際的に活躍する環境リーダーの育成支援などによりまして、政府と一体となってＥＳＤの取組の一層の充実強化に取り組んでまいります。

次に、地球温暖化対策に要する資金を調達するため、新税、新しい税の検討の必要についてのお尋ねがありました。

今年の一月、福田総理はクールアース推進構想を表明し、同時に、途上国に対する支援として、ＯＤＡ及びそれ以外の公的資金、民間資金を活用した総額百億ドル規模の資金メカニズムを用いたクールアース・パートナーシップを構築する旨発表したところであります。

地球温暖化対策を含む開発資金の調達方法につきましては、各国がそれぞれ可能な形で手当てす

ることが適当と考えております。開発資金のための連帯税に関するリーディンググループで取り上げられている様々な革新的資金メカニズムにつきましては、まずは国際的な動向について情報収集を行った上で、新たな負担を求め開発資金に充てることが広く国民各層から十分な理解を得られるかといった点を含めまして、国内の種々の情勢を踏まえてその導入について検討すべき課題であると考えております。

　最後に、気候変動の悪影響に対する国際的な取組の在り方についてのお尋ねがございました。

　御指摘のあった災害保険につきましては、市場メカニズムや民間資金を活用して気候変動への適応対策の中にどう役立てるかという観点から重要な論点であると考えております。こうした分野に係る今後の協力の在り方につきましては、我が国の技術と経験を生かしながら、御指摘の点も踏まえつつ検討してまいる考えでございます。

　以上であります。（拍手）

○議長（江田五月君）　これにて質疑は終了いたしました。

――――◇――――

○議長（江田五月君）　日程第一　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

　日程第二　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

　日程第三　全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

　（いずれも衆議院送付）

　以上三件を一括して議題といたします。

　まず、委員長の報告を求めます。外交防衛委員長北澤俊美君。

――――

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

――――

〔北澤俊美君登壇、拍手〕

○北澤俊美君　ただいま議題となりました条約三件につきまして、外交防衛委員会における審査の経過と結果を御報告をいたします。

　まず、日本・カンボジア投資協定及び日本・ラオス投資協定は、いずれも投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに輸出要求、現地調達要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものであります。

　次に、国際電気通信連合憲章及び条約改正は、国際電気通信連合の財政基盤を強化し、民間事業者の参加を促進することについて定めるものであります。

　委員会におきましては、三件を一括して議題とし、二国間投資協定締結の意義、メコン地域開発に関する戦略的考え方、二国間投資協定締結を通じた資源外交の在り方等について質疑が行われましたが、詳細は会議録によって御承知願います。

　質疑を終え、順次採決の結果、三件はいずれも全会一致をもって承認すべきものと決定をいたしました。

　以上、御報告申し上げます。（拍手）

――――

○議長（江田五月君）　これより三件を一括して採決いたします。

　三件の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

　投票総数　　二百三十七
　賛成　　二百三十七
　反対　　〇

　よって、三件は全会一致をもって承認することに決しました。（拍手）

――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

――――◇――――

○議長（江田五月君）　日程第四　宇宙基本法案（衆議院提出）を議題といたします。

　まず、委員長の報告を求めます。内閣委員長岡田広君。

――――

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

――――

〔岡田広君登壇、拍手〕

○岡田広君　ただいま議題となりました法律案につきまして、内閣委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

　本法律案は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置する等の措置を講じようとするものであります。

　委員会におきましては、提出者衆議院内閣委員長中野清君より趣旨説明を聴取した後、本法律案と昭和四十四年の衆議院決議との整合性、宇宙関係予算の管理の在り方、宇宙開発利用に関する情報公開等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

　質疑を終わり、採決の結果、本法律案は多数をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

　なお、本法律案に対し六項目から成る附帯決議を行いました。

　以上、御報告申し上げます。（拍手）

――――

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十五

賛成　二百二十一

反対　十四

よって、本案は可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　**日程第五　介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）**

日程第六　介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（衆議院提出）

以上両案を一括して議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。厚生労働委員長岩本司君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔岩本司君登壇、拍手〕

○岩本司君　ただいま議題となりました両法律案につきまして、厚生労働委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

まず、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案は、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであります。

次に、介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案は、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金を始めとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、両法律案を一括して審議し、立入検査等の指導監督の在り方、介護サービス事業者の事務負担への配慮、介護従事者等の処遇改善に向けた介護報酬引上げの必要性、介護保険制度における給付と負担の今後の在り方等について質疑を行うとともに、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案について参考人より意見を聴取いたしましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局し、順次採決の結果、両法律案はいずれも全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案に対し附帯決議が付されております。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより両案を一括して採決いたします。

両案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六

賛成　二百三十六

反対　〇

よって、両案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

○議長（江田五月君）　**日程第七　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）**を議題といたします。

まず、委員長の報告を求めます。農林水産委員長郡司彰君。

〔審査報告書及び議案は本号末尾に掲載〕

〔郡司彰君登壇、拍手〕

○郡司彰君　ただいま議題となりました法律案につきまして、委員会における審査の経過と結果を御報告いたします。

本法律案は、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図ろうとするものであります。

委員会におきましては、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスの確保に向けた取組、食料供給と競合しないセルロース系原材料からのバイオ燃料の製造に関する技術開発の重要性、バイオ燃料の大規模実証事業に関する支援措置、耕作放棄地の有効利用とバイオ燃料の原材料作物作付けの是非等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知を願います。

質疑を終局し、採決の結果、本法律案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、本法律案に対して附帯決議を行いました。

以上、御報告申し上げます。（拍手）

○議長（江田五月君）　これより採決をいたします。

本案の賛否について、投票ボタンをお押し願います。

〔投票開始〕

○議長（江田五月君）　間もなく投票を終了いたします。――これにて投票を終了いたします。

〔投票終了〕

○議長（江田五月君）　投票の結果を報告いたします。

投票総数　二百三十六
賛成　二百三十六
反対　〇

よって、本案は全会一致をもって可決されました。（拍手）

―――――――――――――

〔投票者氏名は本号末尾に掲載〕

―――――――――――――

〇**議長（江田五月君）**　本日はこれにて散会いたします。

午前十一時十七分散会

――――◇――――

出席者は左のとおり。

議長　江田五月君
副議長　山東昭子君

議員

山下芳生君　風間直樹君
森田高君　舟山康江君
紙智子君　轟木利治君
横峯良郎君　川崎稔君
仁比聡平君　室井邦彦君
川上義博君　松野信夫君
青木愛君　井上哲士君
大門実紀史君　松岡徹君
津田弥太郎君　犬塚直史君
水岡俊一君　藤本祐司君
市田忠義君　小池晃君
松井孝治君　鈴木寛君
岩本司君　藤田幸久君
ツルネン マルテイ君　佐藤公治君
櫻井充君　内藤正光君
浅尾慶一郎君　一川保夫君
増子輝彦君　羽田雄一郎君
高橋千秋君　石井一君
田名部匡省君　渡辺秀央君
山下八洲夫君　広中和歌子君
千葉景子君　前田武志君
佐藤泰介君　柳田稔君
岡崎トミ子君　植松恵美子君
中谷智司君　松浦大悟君
平山幸司君　梅村聡君
大島九州男君　水戸将史君
徳永久志君　川合孝典君
牧山ひろえ君　金子恵美君
藤谷光信君　加賀谷健君
相原久美子君　藤原良信君
大河原雅子君　谷岡郁子君
足立信也君　那谷屋正義君
白眞勲君　大久保勉君
島田智哉子君　前川清成君
尾立源幸君　藤末健三君
大石尚子君　中村哲治君
今野東君　榛葉賀津也君
芝博一君　小林正夫君
柳澤光美君　下田敦子君
神本美恵子君　谷博之君
藤原正司君　小川勝也君
池口修次君　福山哲郎君
山根隆治君　大江康弘君
円より子君　北澤俊美君
峰崎直樹君　直嶋正行君
西岡武夫君　簗瀬進君
輿石東君　平田健二君
大石正光君　工藤堅太郎君
吉川沙織君　友近聡朗君
外山斎君　川田龍平君
行田邦子君　米長晴信君
大久保潔重君　松下新平君
糸数慶子君　田中康夫君
武内則男君　姫井由美子君
亀井亜紀子君　長谷川大紋君
中山恭子君　富岡由紀夫君
広田一君　蓮舫君
林久美子君　長谷川憲正君
中川雅治君　野村哲郎君
島尻安伊子君　鈴木陽悦君
加藤敏幸君　主濱了君
自見庄三郎君　衛藤晟一君
山本一太君　加治屋義人君
平野達男君　辻泰弘君
大塚耕平君　森ゆうこ君
亀井郁夫君　松村龍二君
市川一朗君　谷川秀善君
家西悟君　長浜博行君
高嶋良充君　小川敏夫君
郡司彰君　藤井孝男君
中曽根弘文君　松田岩夫君
山本順三君　荻原健司君
小泉昭男君　小池正勝君
二之湯智君　秋元司君
義家弘介君　塚田一郎君
古川俊治君　佐藤正久君
丸川珠代君　丸山和也君
山田俊男君　佐藤信秋君
石井みどり君　礒崎陽輔君
石井準一君　神取忍君
末松信介君　岸信夫君
坂本由紀子君　川口順子君
北川イッセイ君　河合常則君
田村耕太郎君　橋本聖子君
鶴保庸介君　西島英利君
椎名一保君　岡田直樹君
松村祥史君　水落敏栄君
中村博彦君　加納時男君
林芳正君　脇雅史君
鈴木政二君　世耕弘成君
浅野勝人君　山内俊夫君
伊達忠一君　青木幹雄君
鴻池祥肇君　吉村剛太郎君
尾辻秀久君　山崎正昭君
佐藤昭郎君　溝手顕正君
矢野哲朗君　南野知惠子君
山本香苗君　澤雄二君
山内徳信君　森まさこ君
谷合正明君　山本博司君
近藤正道君　西田昌司君
牧野たかお君　鰐淵洋子君
西田実仁君　又市征治君
山谷えり子君　関口昌一君
岡田広君　浮島とも子君
浜田昌良君　渕上貞雄君
福島みずほ君　吉田博美君
松山政司君　愛知治郎君
有村治子君　渡辺孝男君
遠山清彦君　山下栄一君
加藤修一君　岸宏一君
中川義雄君　荒井広幸君
風間昶君　弘友和夫君
魚住裕一郎君　松あきら君

若林　正俊君　　泉　信也君
舛添　要一君　　岩城　光英君
岩永　浩美君　　木庭健太郎君
白浜　一良君　　荒木　清寛君
山口那津男君　　浜四津敏子君

国務大臣
外務大臣　高村　正彦君
厚生労働大臣　舛添　要一君
農林水産大臣　若林　正俊君
経済産業大臣　甘利　明君
環境大臣　鴨下　一郎君
国務大臣（内閣官房長官）　町村　信孝君

—◇—

議長の報告事項

去る十六日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国土交通委員
辞任　大久保潔重君　補欠　田中　康夫君

環境委員
辞任　田中　康夫君　補欠　大久保潔重君

予算委員
辞任　牧山ひろえ君　補欠　植松恵美子君

決算委員
辞任　植松恵美子君　補欠　牧山ひろえ君
大久保　勉君　前川　清成君
仁比　聡平君　山下　芳生君
又市　征治君　近藤　正道君

行政監視委員
辞任　山下　芳生君　補欠　仁比　聡平君
近藤　正道君　又市　征治君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員
辞任　谷岡　郁子君　補欠　相原久美子君
西田　昌司君　佐藤　正久君

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

エネルギーの使用の合理化に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六一号）
揮発油等の品質の確保等に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第六二号）
経済産業委員会に付託

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の一部を改正する法律案（閣法第一三号）
国土交通委員会に付託

同日次の内閣提出案を衆議院に送付した。

消防法及び消防組織法の一部を改正する法律案

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を承認することを議決した旨衆議院に通知した。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律案
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律案
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律案
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律案

同日議員から次の質問主意書が提出された。

「調査捕鯨」鯨肉処理問題に関する質問主意書（喜納昌吉君提出）（第一二六号）

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員藤末健三君提出コンタクトレンズ販売会社と眼科医に関する質問に対する答弁書（第一一七号）
参議院議員藤末健三君提出教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問に対する答弁書（第一一八号）
参議院議員喜納昌吉君提出長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問に対する答弁書（第一一九号）
参議院議員櫻井充君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書（第一二〇号）
参議院議員糸数慶子君提出不発弾処理に関する質問に対する答弁書（第一二一号）

同日国会において承認することを議決した次の件を内閣に送付し、その旨衆議院に通知した。

経済上の連携に関する日本国とブルネイ・ダルサラーム国との間の協定の締結について承認を求めるの件
刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件
経済上の連携に関する日本国とインドネシア共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

同日次の法律の公布を奏上し、その旨衆議院に通知した。

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律
企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の一部を改正する法律
観光圏の整備による観光旅客の来訪及び滞在の促進に関する法律
地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律

同日内閣から、食料・農業・農村基本法第十四条第一項の規定に基づく「平成十九年度食料・農業・農村の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十年度食料・農業・農村施策」についての文書を受領した。

一昨十九日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員
辞任　石井　一君　補欠　藤谷　光信君
簗瀬　進君　谷岡　郁子君
鈴木　政二君　佐藤　正久君

法務委員
辞任　今野　東君　補欠　水岡　俊一君

外交防衛委員

辞任	補欠
柳田 稔君	風間 直樹君
木村 仁君	西田 昌司君
佐藤 正久君	鈴木 政二君

文教科学委員

辞任	補欠
亀井 郁夫君	亀井亜紀子君
谷岡 郁子君	簗瀬 進君
藤谷 光信君	石井 一君
水岡 俊一君	今野 東君
西田 昌司君	木村 仁君

厚生労働委員

辞任	補欠
風間 直樹君	柳田 稔君

農林水産委員

辞任	補欠
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君

決算委員

辞任	補欠
前川 清成君	大久保 勉君
牧山ひろえ君	姫井由美子君
山下 芳生君	仁比 聡平君

行政監視委員

辞任	補欠
仁比 聡平君	山下 芳生君

同日議長において、次のとおり特別委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

政府開発援助等に関する特別委員

辞任	補欠
相原久美子君	谷岡 郁子君
佐藤 正久君	西田 昌司君

同日議長は、次の内閣提出案を環境委員会に付託した。

愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律案(閣法第六四号)

同日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

保険法案(閣法第六五号)

保険法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律案(閣法第六六号)

法務委員会に付託

千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定の譲許表第三十八表(日本国の譲許表)の修正及び訂正に関する二千八年一月二十二日に作成された確認書の締結について承認を求めるの件(閣条第三号)

社会保障に関する日本国とオランダ王国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第八号)

社会保障に関する日本国とチェコ共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件(閣条第九号)

外交防衛委員会に付託

電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律案(閣法第一七号)

財政金融委員会に付託

独立行政法人日本原子力研究開発機構法の一部を改正する法律案(閣法第四三号)

文教科学委員会に付託

同日議員から次の質問主意書が提出された。

米海兵隊施設・区域キャンプ・シュワブ等への立ち入り作業許可に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一二七号)

文化庁のジュゴン保護政策に関する質問主意書(山内徳信君提出)(第一二八号)

同日次の質問主意書を内閣に転送した。

温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度に関する質問主意書(福山哲郎君提出)(第一二四号)

民法第七六六条及び第八一九条、ならびに、非親権者と子の面接交流に関する質問主意書(谷岡郁子君提出)(第一二五号)

昨二十日議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任	補欠
谷岡 郁子君	簗瀬 進君
藤谷 光信君	石井 一君

法務委員

辞任	補欠
松野 信夫君	徳永 久志君
水岡 俊一君	今野 東君
丸山 和也君	若林 正俊君

外交防衛委員

辞任	補欠
風間 直樹君	柳田 稔君
喜納 昌吉君	平山 幸司君
徳永 久志君	松野 信夫君
白 眞勲君	水岡 俊一君
鈴木 政二君	森 まさこ君
西田 昌司君	木村 仁君

財政金融委員

辞任	補欠
森 まさこ君	鈴木 政二君

文教科学委員

辞任	補欠
石井 一君	藤谷 光信君
亀井亜紀子君	亀井 郁夫君
今野 東君	白 眞勲君
簗瀬 進君	谷岡 郁子君
木村 仁君	西田 昌司君
義家 弘介君	島尻安伊子君

厚生労働委員

辞任	補欠
柳田 稔君	風間 直樹君
島尻安伊子君	義家 弘介君
若林 正俊君	丸山 和也君

農林水産委員

辞任	補欠
亀井 郁夫君	亀井亜紀子君

国土交通委員

辞任	補欠
平山 幸司君	喜納 昌吉君

予算委員

辞任	補欠
谷合 正明君	遠山 清彦君

決算委員

辞任	補欠
姫井由美子君	牧山ひろえ君
遠山 清彦君	谷合 正明君
仁比 聡平君	紙 智子君

同日議長において、次のとおり調査会委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

国際・地球温暖化問題に関する調査会委員

辞任	補欠
浅尾慶一郎君	犬塚 直史君

同日衆議院から次の内閣提出案を受領した。

食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案（閣法第四二号）

国際物品売買契約に関する国際連合条約の締結について承認を求めるの件（閣条第四号）

千九百四十九年のアメリカ合衆国とコスタリカ共和国との間の条約によって設置された全米熱帯まぐろ類委員会の強化のための条約（アンティグア条約）の締結について承認を求めるの件（閣条第七号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とオーストラリアとの間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一一号）

所得に対する租税に関する二重課税の回避及び脱税の防止のための日本国とパキスタン・イスラム共和国との間の条約の締結について承認を求めるの件（閣条第一二号）

信用保証協会法の一部を改正する法律案（閣法第五四号）

中小企業金融公庫法の一部を改正する法律案（閣法第五六号）

中小企業信用保険法の一部を改正する法律案（閣法第五五号）

同日内閣から予備審査のため次の議案が送付された。

平成十九年度特別会計予備費使用総調書及び各省各庁所管使用調書（その２）

平成十九年度特別会計予算総則第七条第一項の規定による経費増額総調書及び各省各庁所管経費増額調書（その２）

同日議長は、次の議員提出案を文教科学委員会に付託した。

財政が破綻（たん）状態にある市町村の義務教育関係事務の国への移管制度の創設に関する法律案（佐藤泰介君外六名発議）（参第一一号）

同日衆議院から、次の議案は提出者が撤回した旨の通知書を受領した。

生物多様性基本法案（田島一成君外二名提出）

同日委員長から次の報告書が提出された。

宇宙基本法案（衆第一七号）審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会閣条第三号）審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（閣条第二号）審査報告書

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（閣条第六号）審査報告書

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（閣法第六七号）審査報告書

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（衆第一六号）審査報告書

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（閣法第四一号）審査報告書

同日内閣から次の答弁書を受領した。

参議院議員前川清成君提出保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問に対する答弁書（第一一二号）

参議院議員大河原雅子君提出八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問に対する答弁書（第一一三号）

同日内閣から、高齢社会対策基本法第八条第一項の規定に基づく「平成十九年度高齢化の状況及び高齢社会対策の実施状況」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十年度高齢社会対策」についての文書を受領した。

同日内閣から、水産基本法第十条第一項の規定に基づく「平成十九年度水産の動向」に関する報告及び同条第二項の規定に基づく「平成二十年度水産施策」についての文書を受領した。

審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

外交防衛委員長　北澤　俊美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とカンボジア王国との間で、投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに技術移転要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、本院継続審査）

右は本院において承認することを議決した。よってこれを送付する。

平成二十年四月二十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定

日本国及びカンボジア王国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

投資の促進に貢献する、東南アジア諸国連合の加盟国全体の間の拡大する経済的な相互依存関係を認め、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

次のとおり協定した。

第一条

この協定の適用上、

(1) 「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

(a) 企業

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(d) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権（著作権及び関連する権利、特許権並びに実用新案、商標、意匠、集積回路の回路配置、植物の新品種、営業用の名称、原産地表示又は地理的表示及び開示されていない情報に関する権利を含む。）

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次のものをいう。

(a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

第三国の企業の支店であって、締約国の区域内に所在するものは、当該締約国の投資家とはみなさない。

(3)(a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第二条

1　一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2　1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関して義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第五条

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第六条

1　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a)　一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b)　一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c)　自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d)　輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e)　当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f)　特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(g)　技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i)　要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii)　要求が、世界貿易機関設立協定附属書一Ｃ知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(h)　自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i)　一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j)　自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k)　当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2　いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続のための条件として1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第七条

1　第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a)　次の機関により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置であって、附属書Ｉの表に記載するもの

(i)　締約国の中央政府

(ii)　日本国の都道府県又はカンボジア王国の州

(b)　(a)(ii)に規定する都道府県及び州以外の地方政府により維持されるこれらの規定に適合しない現行の措置

(c)　(a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d)　(a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2　第二条、第三条及び前条の規定は、附属書Ⅱの表に記載する分野、小分野又は活動に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

3　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書Ⅱの表の規定の適用を受ける措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

4　一方の締約国が、この協定の効力発生の後に、附属書Ⅰの表に記載する現行の措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱの表に記載する分野、小分野若しくは活動に関する新たな若しくは一層制限的な措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、その改正若しくは修正又は当該新たな若しくは一層制限的な措置の実施の前に、又は例外的状況においては実施後できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a)　当該改正若しくは修正又は当該措置の詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、相互の満足を確保することを目的として当該他方の締約国との間で誠実に協議を行うこと。

5　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱの表に掲げる留保を削減し、又は撤廃するよう努める。

6　第二条、第三条及び前条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

7　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第八条

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であって、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものを速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第九条

各締約国政府は、緊急の場合又は純粋に軽微な場合を除くほか、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に影響を及ぼす一般に適用される規制を設定し、改正し、又は廃止する前に、公衆による意見提出のための合理的な機会を与えるよう努める。

第十条

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第十一条

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条

1　いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第四条の規定に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含め

るものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金

(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益

(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの

(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入

(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬

(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払

(g)　第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護

(b)　証券の発行、交換又は取引

(c)　刑事犯罪

(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条

1　一方の締約国は、この協定の実施に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈又は実施に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3　各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4　仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が均等に負担する。

第十七条

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2　この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4(a)　投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合には、紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかに付託することができる。

(i)　紛争締約国の区域内における権限のある司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関

(ii)　国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(iii)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。以下同じ。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(iv)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）による仲裁

(v)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

(b)　(a)の規定の適用上、紛争投資家が投資紛争を(a)(ii)から(v)までのいずれかの調停又は仲裁に付託する場合には、当該紛争投資家が書面により協議又は交渉を要請した日から少なくとも三箇月が、その付託の前に経過していなければならない。

5　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

7(a)　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

8　7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9　4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法

裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

10　4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12の規定の要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

12　各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

16　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17　仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b)　違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19　18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20　いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十八条

1　この協定（第十三条を除く。）の適用上、千九百九十四年の関税及び貿易に関する一般協定（千九百九十四年のガット）第二十条及び第二十一条並びに世界貿易機関設立協定附属書一Ｂサービスの貿易に関する一般協定（サービス貿易一般協定）第十四条及び第十四条の二の規定は、必要な変更を加えた上で、この協定に組み込まれ、この協定の一部を成す。

2　一方の締約国がこの協定の効力発生の後に1の規定に基づいてこの協定（第十三条を除く。）に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該一方の締約国は、当該措置をとる前に、又はその後できる限

り速やかに、他方の締約国に対し当該措置の概要を通報するよう妥当な努力を払う。

第十九条

1　いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。

(a)　国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合

(b)　例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2　1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。

(a)　国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。

(b)　1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。

(c)　一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。

(d)　他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。

(e)　他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3　この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条

1　この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2　締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第二十一条

1　この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2　この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3　両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があった場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第二十二条

1　この協定のいかなる規定も、2から4までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2　第一条、第五条、第八条、第十二条、第二十五条及び第二十七条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

3　第十六条及び第十七条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

4　次条の規定は、租税に係る課税措置に関する事項のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

第二十三条

1　両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(a)　この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。

(b)　第七条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。

(c)　第七条2の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d)　投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2　委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3　委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。
4　委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。
5　委員会は、一方の締約国の要請があった場合には会合する。

第二十四条

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することを差し控える。各締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十五条

各締約国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、自国の区域内の地方政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第二十六条

1　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。
(a)　当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合
(b)　当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合
2　一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十七条

1　この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。
2　いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。
3　この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。
4　この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。
5　附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千七年六月十四日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
安倍晋三

カンボジア王国のために
フン・セン

附属書Ｉ（第七条関係）　適合しない現行の措置

1　締約国の表は、次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置に関し当該締約国が付する留保について、第七条１の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）

(b)　第三条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、１に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　政府の段階。「政府の段階」には、留保の対象となる措置を維持する政府の段階を示す。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる現行の法令その他の措置を明示する。

(g)　概要。「概要」には、留保の対象となる現行の措置が１に規定する義務に適合しない点を記載する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。留保は、当該留保が付されることの協定の関連規定に照らして解釈する。「措置」は、その他のすべての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一

分野	農林水産業（植物育成者権）
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　〇一一九　その他の耕種農業 ＪＳＩＣ　〇二四三　山林種苗生産サービス業 ＪＳＩＣ　〇四一三　藻類養殖業 ＪＳＩＣ　〇四一五　種苗養殖業
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
政府の段階	中央政府
措置	種苗法（平成十年法律第八十三号）第十条
概要	日本国内に住所及び居所（法人にあっては、営業所）を有しない外国人は、次のいずれかに該当する場合を除くほか、植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することができない。 (a)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日、千九百七十八年十月二十三日及び千九百九十一年三月十九日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約の当事国である場合 (b)　その者の属する国又はその者が住所若しくは居所（法人にあっては、営業所）を有する国が、千九百七十二年十一月十日及び千九百七十八年十月二十三日にジュネーヴで改正された千九百六十一年十二月二日の植物の新品種の保護に関する国際条約（以下この附属書において「千九百七十八年のＵＰＯＶ条約」という。）の当事国である場合又は千九百七十八年のＵＰＯＶ条約第三十四条(2)の規定により日本国がその国との関係において千九百七十八年のＵＰＯＶ条約を適用することとされている国であり、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合 (c)　その者の属する国が、日本国の国民に対し品種の育成に関してその国の国民と同一の条件による保護（その国の国民が日本国の植物育成者権その他植物育成者権に関する権利を享有することを日本国が認めることを条件に日本国の国民に対し認める保護を含む。）を認め、かつ、その者の出願品種につき品種の育成に関する保護を認める場合

二

分野	金融業
小分野	銀行業
産業分類	ＪＳＩＣ　六一二　銀行（中央銀行を除く。） ＪＳＩＣ　六二一　中小企業等金融業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	預金保険法（昭和四十六年法律第三十四号）第二条
概要	預金保険制度は、日本国の管轄内に本店を有する金融機関のみを対象とする。

三

分野	熱供給業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三五一一　熱供給業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の熱供給業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

四

分野	情報通信業
小分野	電気通信業
産業分類	JSIC　三七二一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） JSIC　三七四一　電気通信に附帯するサービス業
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	日本電信電話株式会社等に関する法律（昭和五十九年法律第八十五号）第六条及び第十条
概要	1　日本電信電話株式会社は、次の(a)から(c)までに掲げる者により直接又は間接に占められる議決権の割合の合計が三分の一以上となるときは、これらの者の氏名及び住所を株主名簿に記載してはならない。 (a)　日本国の国籍を有しない者 (b)　外国政府又はその代表者 (c)　外国の法人又は団体 2　日本国の国籍を有しない者は、日本電信電話株式会社、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の取締役又は監査役に就任してはならない。

五

分野	情報通信業
小分野	電気通信業及びインターネット付随サービス業
産業分類	JSIC　三七二一　地域電気通信業（有線放送電話業を除く。） JSIC　三七二二　長距離電気通信業 JSIC　三七二九　その他の固定電気通信業 JSIC　三七三一　移動電気通信業 JSIC　四〇一一　インターネット付随サービス業 注　JSIC三七二一、三七二二、三七二九、三七三一又は四〇一一の下での活動のうち留保の対象となる活動は、電気通信事業法（昭和五十九年法律第八十六号）第九条に基づく登録が求められるものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の電気通信業及びインターネット付随サービス業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

六

分野	製造業
小分野	医薬品製造業
産業分類	JSIC　一七六三　生物学的製剤製造業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の生物学的製剤製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「生物学的製剤製造業」とは、主としてワクチン、血清、毒素、抗毒素又はこれらに類似する製剤及び血液製剤を製造する事業所において行われる経済活動をいう。

七

分野	製造業
小分野	皮革及び皮革製品製造業
産業分類	JSIC　一二五七　毛皮製衣服・身の回り品製造業 JSIC　一二五九　他に分類されない衣服・繊維製身の回り品製造業 JSIC　一七九四　ゼラチン・接着剤製造業 JSIC　二〇二　ゴム製・プラスチック製履物・同附属品製造業 JSIC　二一　なめし革・同製品・毛皮製造業 JSIC　三二三四　運動用具製造業 注1　JSIC一二五九又は三二三四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、皮革及び皮革製品製造業に関連するものに限られる。 注2　JSIC一七九四の下での活動のうち留保の対象となる活動は、動物系接着剤（にかわ）及びゼラチン製造業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の皮革及び皮革製品製造業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

八

分野	船舶の国籍に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第一条
概要	日本国の船籍は、日本国の国民又は日本国の法律に基づいて設立された会社であって、その代表者の全員及び業務を執行する役員の三分の二以上が日本国の国民であるものが所有する船舶に与えられる。

九

分野	鉱業
小分野	
産業分類	JSIC　〇五　鉱業

留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　鉱業法（昭和二十五年法律第二百八十九号）第二章及び第三章
概要　日本国の国民又は法人のみが、鉱業権又は租鉱権を保有することができる。

十
分野　石油業
小分野
産業分類
JSIC　〇五三　原油・天然ガス鉱業
JSIC　一八一　石油精製業
JSIC　一八二　潤滑油・グリース製造業（石油精製業によらないもの）
JSIC　一八四一　舗装材料製造業
JSIC　一八九九　他に分類されない石油製品・石炭製品製造業
JSIC　四七一一　倉庫業（冷蔵倉庫業を除く。）
JSIC　四七二一　冷蔵倉庫業
JSIC　五二三一　石油卸売業
JSIC　六〇三一　ガソリンスタンド
JSIC　六〇三二　燃料小売業（ガソリンスタンドを除く。）
JSIC　九〇九九　他に分類されないその他の事業サービス業
注1　JSIC一八四一、一八九九、四七一一、四七二一又は六〇三二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、石油業に関連するものに限られる。
注2　JSIC九〇九九の下での活動のうち留保の対象となる活動は、液化石油ガス産業に関連するものに限られる。
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の石油業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。もっとも、エチレン、エチレングリコール、ポリカーボネートその他のすべての有機化学工業製品は、石油業の範囲外である。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

十一
分野　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）
小分野
産業分類
JSIC　〇一　農業
JSIC　〇二　林業
JSIC　〇三　漁業
JSIC　〇四　水産養殖業
JSIC　六二二四　農業協同組合
JSIC　六二二五　漁業協同組合、水産加工業協同組合
JSIC　七九一　農林水産業協同組合（他に分類されないもの）
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書Ⅱの日本国の表の七の項で規定されているものを除く。）への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十二
分野　警備業
小分野
産業分類　JSIC　九〇六一　警備業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の警備業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

十三
分野　運輸業
小分野　航空運輸業
産業分類　JSIC　四六一一　航空運送業
留保の種類　内国民待遇（第二条）
最恵国待遇（第三条）
特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階　中央政府
措置　外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条
対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要
1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。
2　日本国の航空運送事業者として航空運送事業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。
(a)　日本国の国籍を有しない自然人
(b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの
(c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体
(d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人
航空運送事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可

は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空運送事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。

3　日本国の航空運送事業者又はこれらの航空運送事業者を実質的に支配する会社（その持株会社を含む。）は、2(a)から(c)までに掲げる自然人又は団体であって当該航空運送事業者又は当該会社の株式を所有するものからその氏名及び住所を株式名簿に記載することの請求を受けた場合において、その請求に応ずることにより2(d)に規定する自然人又は団体に該当することとなるときは、当該請求を拒むことができる。

4　外国の航空運送事業者は、国際航空運送事業を営むためには、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

5　外国の国籍を有する航空機を使用して日本国内から出発し、又は日本国内に到着する旅客又は貨物を有償で運送する場合には、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

6　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならず、また、日本国内の各地間において有償で旅客又は貨物の運送の用に供してはならない。

十四

分野	運輸業
小分野	航空運輸業
産業分類	ＪＳＩＣ　四六二一　航空機使用業（航空運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第七章及び第八章
概要	1　外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の航空機使用業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。 2　航空機使用業を営むための国土交通大臣の許可は、これを申請する次の自然人又は団体には与えられない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 航空機使用事業者が(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体に該当するに至ったときは、この許可は、効力を失う。許可を受けるためのこれらの条件は、航空機使用事業者を実質的に支配する持株会社等についても適用する。 3　外国の国籍を有する航空機は、日本国内の各地間において航空の用に供してはならない。

十五

分野	運輸業
小分野	航空運輸業（航空機登録原簿への航空機の登録）
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第二章
概要	1　次の自然人又は団体が所有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　外国の国籍を有する航空機の航空機登録原簿への登録は、認められない。

十六

分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業を除く。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	次の自然人又は団体は、外航海運を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人

十七

分野	運輸業
小分野	貨物利用運送事業（航空運送を利用する貨物利用運送事業に限る。）
産業分類	ＪＳＩＣ　四四四一　集配利用運送業 ＪＳＩＣ　四八二一　利用運送業（集配利用運送業を除く。）
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

	特定措置の履行要求の禁止（第六条）
政府の段階	中央政府
措置	貨物利用運送事業法（平成元年法律第八十二号）第二章から第四章まで 貨物利用運送事業法施行規則（平成二年運輸省令第二十号）
概要	1　次の自然人又は団体は、日本国内の各地間において航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むことはできない。 (a)　日本国の国籍を有しない自然人 (b)　外国又は外国の公共団体若しくはこれに準ずるもの (c)　外国の法令に基づいて設立された法人その他の団体 (d)　(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により代表される法人、役員の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により構成される法人又は議決権の三分の一以上が(a)から(c)までに掲げる自然人若しくは団体により所有される法人 2　1(a)から(d)までに掲げる自然人又は団体は、国際航空運送を利用する貨物利用運送事業を営むためには、国土交通大臣の登録、許可又は認可を受けなければならない。この登録は、相互主義に基づき認められ、この許可又は認可は、相互主義に基づき与えられる。

十八

分野	運輸業
小分野	鉄道業
産業分類	ＪＳＩＣ　四二　鉄道業 ＪＳＩＣ　四八五一　鉄道施設提供業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の鉄道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。鉄道業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、鉄道業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

十九

分野	運輸業
小分野	道路旅客運送業
産業分類	ＪＳＩＣ　四三一一　一般乗合旅客自動車運送業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の一般乗合旅客自動車運送業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。一般乗合旅客自動車運送業の用に供される車両の全部又は一部及び部品の製造は、一般乗合旅客自動車運送業に含まれない。したがって、これらの製品の製造に対する投資について、外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出は必要とされない。

二十

分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	ＪＳＩＣ　四五二　沿海海運業 ＪＳＩＣ　四五三　内陸水運業 ＪＳＩＣ　四五四二　内航船舶貸渡業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の水運業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。この場合において、「水運業」とは、外航海運業、沿海海運業（日本国内港間の海上運送）、内陸水運業及び船舶貸渡業をいう。ただし、外航海運業及び船舶貸渡業（内航船舶貸渡業を除く。）は、事前届出の要件の適用から除外される。

二十一

分野	運輸業
小分野	水運業
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
政府の段階	中央政府
措置	船舶法（明治三十二年法律第四十六号）第三条
概要	日本国の法令又は日本国が締結している国際協定に別段の定めがある場合を除くほか、日本国の船籍を有しない船舶は、日本国内の不開港場への寄港及び日本国内港間の貨物又は旅客の運送を行ってはならない。

二十二

分野	上水道業
小分野	
産業分類	ＪＳＩＣ　三六一一　上水道業
留保の種類	内国民待遇（第二条）
政府の段階	中央政府
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条
概要	外国為替及び外国貿易法に基づく事前届出の要件は、日本国内の上水道業への投資を行おうとする外国投資家について適用する。

（カンボジア王国の表は省略）

附属書Ⅱ（第七条関係）　締約国が適合しない措置を採用し、又は維持する分野、小分野又は活動

1　締約国の表は、当該締約国が次のいずれかの規定により課される義務に適合しない現行の措置を維持し、又は新たな若しくは一層制限的な措置を採用することのできる特定の分野、小分野又は活動に関する留保について、第七条2の規定に従って記載するものである。

(a)　第二条（内国民待遇）

(b)　第三条（最恵国待遇）

(c)　第六条（特定措置の履行要求の禁止）

2　留保には、次の事項を記載する。

(a)　分野。「分野」には、留保の対象となる一般的な分野を示す。

(b)　小分野。「小分野」には、留保の対象となる個別の分野を示す。

(c)　産業分類。「産業分類」には、留保の対象となる活動であって、該当する国内産業分類の下で行われるものを示す。

(d)　留保の種類。「留保の種類」には、1に規定する義務であって留保の対象となるものを特定する。

(e)　概要。「概要」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動の範囲を記載する。

(f)　措置。「措置」には、留保の対象となる分野、小分野又は活動について適用する現行の措置を、透明性の観点から明示する。

3　留保の解釈に当たっては、当該留保に関するすべての事項を考慮する。「概要」は、その他のすべての事項に優先する。

4　この附属書の適用上、「ＪＳＩＣ」とは、総務省統計局が作成し、二千二年三月七日に改定した日本標準産業分類の番号をいう。

日本国の表

一

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、公的企業又は政府機関の持分又は資産を移転し、又は処分する場合には、次のことを行う権利を留保する。 (a)　カンボジア王国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産を所有することを禁止し、又は制限すること。 (b)　カンボジア王国の投資家又はその投資財産がそのような持分又は資産の所有者として後継企業を支配する能力を制限すること。 (c)　後継企業の取締役、理事又は役員の国籍に関する措置を採用し、又は維持すること。
措置	

二

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	指定された企業又は政府機関にのみ認められている日本国における電信サービス、郵便サービス及び公営競技等に係るサービスの提供、たばこの製造、日本銀行券の製造並びに貨幣の製造及び販売が、これらの指定された企業又は政府機関以外に対して自由化される場合又はこれらの指定された企業又は政府機関が非商業的な原則に基づいて運営されなくなった場合には、日本国は、これらの活動に関するいかなる措置も採用し、又は維持する権利を留保する。
措置	

三

分野	すべての分野
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	補助金については、カンボジア王国の投資家及びその投資財産に対し内国民待遇及び最恵国待遇を与えないことができる。
措置	

四

分野	航空宇宙産業
小分野	航空機産業 宇宙開発産業
産業分類	ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇四　航空機・同附属品製造業

	ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業 注　ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、航空機産業及び宇宙開発産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、航空機産業及び宇宙開発産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

五

分野	武器・火薬産業
小分野	武器産業 火薬類製造業
産業分類	ＪＳＩＣ　一七九一　火薬類製造業 ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三　船舶製造・修理業、舶用機関製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三二八一　武器製造業 ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業 注　ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、武器産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、武器産業及び火薬類製造業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

六

分野	エネルギー産業
小分野	電気業 ガス業 原子力産業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇五一九　その他の金属鉱業（核原料物質に限る。） ＪＳＩＣ　二四九一　核燃料製造業 ＪＳＩＣ　二七一　発電用・送電用・配電用・産業用電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二七四　電子応用装置製造業 ＪＳＩＣ　二七五　電気計測器製造業 ＪＳＩＣ　二七九　その他の電気機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二八　情報通信機械器具製造業 ＪＳＩＣ　二九　電子部品・デバイス製造業 ＪＳＩＣ　三〇三　船舶製造・修理業、舶用機関製造業 ＪＳＩＣ　三〇五九　その他の産業用運搬車両・同部分品・附属品製造業 ＪＳＩＣ　三〇九九　他に分類されない輸送用機械器具製造業 ＪＳＩＣ　三三一　電気業 ＪＳＩＣ　三四一一　ガス製造工場 ＪＳＩＣ　三四一二　ガス供給所 ＪＳＩＣ　三四一三　ガス事業所（本社、営業所等） ＪＳＩＣ　八七一一　一般機械修理業（建設・鉱山機械を除く。） ＪＳＩＣ　八七二　電気機械器具修理業 注　ＪＳＩＣ二七一、二七四、二七五、二七九、二八、二九、三〇三、三〇五九、三〇九九、八七一一又は八七二の下での活動のうち留保の対象となる活動は、原子力産業に関連するものに限られる。
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、小分野に掲げるエネルギー産業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条及び第三十条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条及び第五条

七

分野	漁業
小分野	領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業
産業分類	ＪＳＩＣ　〇三一　海面漁業 ＪＳＩＣ　〇三二　内水面漁業 ＪＳＩＣ　〇四一　海面養殖業 ＪＳＩＣ　〇四二　内水面養殖業 ＪＳＩＣ　八四九三　遊漁船業
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

概要	特定措置の履行要求の禁止（第六条） 日本国は、自国の領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。 この留保の適用上、「漁業」とは、水産資源の採取及び養殖の事業をいい、漁業に関連する次の活動を含む。 (a) 水産資源の採取を伴わない調査 (b) 集魚 (c) 漁獲物の保蔵及び加工 (d) 漁獲物及びその製品の輸送 (e) 漁業に使用される他の船舶への補給
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 外国人漁業の規制に関する法律（昭和四十二年法律第六十号）第三条、第四条及び第六条 排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律（平成八年法律第七十六号）第四条、第五条、第七条から第十二条まで及び第十四条

八

分野	情報通信業
小分野	放送業
産業分類	ＪＳＩＣ　三八一　公共放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八二　民間放送業（有線放送業を除く。） ＪＳＩＣ　三八三　有線放送業
留保の種類	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、放送業への投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
措置	外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）第二十七条 対内直接投資等に関する政令（昭和五十五年政令第二百六十一号）第三条 電波法（昭和二十五年法律第百三十一号）第五条 放送法（昭和二十五年法律第百三十二号）第五十二条の八及び第五十二条の十三

九

分野	土地取引に関する事項
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
概要	日本国における土地の取得又は賃貸借に関し、カンボジア王国において日本国の国民又は法人が土地に関する権利の享有について禁止され、又は条件若しくは制限が課されている場合には、政令をもって日本国内におけるカンボジア王国の国民又は法人による土地に関する権利の享有について同一若しくは類似の禁止をし、又は同一若しくは類似の条件若しくは制限を課することができる。
措置	外国人土地法（大正十四年法律第四十二号）第一条

十

分野	法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス
小分野	
産業分類	
留保の種類	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第六条）
概要	日本国は、法の執行及び矯正に係るサービスの投資に関する措置並びに所得に関する保障又は保険、社会保障又は社会保険、社会福祉、公の教育、公衆のための訓練、保健、保育等の社会事業サービスの投資に関する措置を採用し、又は維持する権利を留保する。
措置	

（カンボジア王国の表は省略）

審査報告書

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

外交防衛委員長　北澤　俊美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

この協定は、我が国とラオス人民民主共和国との間で、投資の許可段階における内国民待遇及び最恵国待遇の原則供与、並びに研究開発要求を始めとする特定措置の履行要求の原則禁止を規定するとともに、収用等の措置がとられた場合の補償措置、支払等の自由な移転、投資紛争の解決のための手続等について定めるものである。この協定の締結により、両国間の投資の増大及び経済関係の更なる緊密化に資するものと期待されるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定

日本国及びラオス人民民主共和国は、

両国間の経済関係を強化するために投資を更に促進することを希望し、

それぞれの国の投資家による他方の国の区域内における投資を拡大するための良好な条件を更に作り出すことを意図し、

両国における投資家の発意を促し、及び繁栄を促進する上で投資の漸進的な自由化を図ることが一層重要になっていることを認識し、

一般に適用される健康上、安全上及び環境上の措置を緩和することなしに、これらの目的を達成することが可能であることを認識し、

両国間の投資を促進する上で労働者と使用者との間の協調的な関係が重要であることを認識し、

次のとおり協定した。

第一条　定義

この協定の適用上、

(1)「投資財産」とは、投資家により、直接又は間接に所有され、又は支配されているすべての種類の資産をいい、当該投資財産には、次のものを含む。

(a) 企業

(b) 株式、出資その他の形態の企業の持分（その持分から派生する権利を含む。）

(c) 債券、社債、貸付金その他の債務証書（その債務証書から派生する権利を含む。）

(d) 契約に基づく権利（完成後引渡し、建設、経営、生産又は利益配分に関する契約に基づくものを含む。）

(e) 金銭債権及び金銭的価値を有する契約に基づく給付の請求権

(f) 知的財産権

(g) 法令又は契約により与えられる権利（例えば、特許、免許、承認、許可。天然資源の探査及び採掘のための権利を含む。）

(h) 他のすべての資産（有体であるか無体であるかを問わず、また、動産であるか不動産であるかを問わ

ない。）及び賃借権、抵当権、先取特権、質権その他関連する財産権

投資財産には、投資財産から生ずる価値、特に、利益、利子、資本利得、配当、使用料及び手数料を含む。投資される資産の形態の変更は、その投資財産としての性質に影響を及ぼすものではない。

(2) 「締約国の投資家」とは、次のものをいう。

(a) 当該締約国の関係法令によりその国籍を有する自然人

(b) 当該締約国の企業

第三国の企業の支店であって、締約国の区域内に所在するものは、当該締約国の投資家とはみなさない。

(3)(a) 企業が投資家によって「所有」されるとは、当該投資家が当該企業の五十パーセントを超える持分を所有する場合をいう。

(b) 企業が投資家によって「支配」されるとは、当該投資家が当該企業の役員の過半数を指名し、又は当該企業の活動につき法的に指示する権限を有する場合をいう。

(4) 「締約国の企業」とは、営利目的であるか否かを問わず、また、民間又は政府のいずれが所有し、又は支配しているかを問わず、当該締約国の関係法令に基づいて適正に設立され、又は組織される法人その他の事業体（社団、信託、組合、個人企業、合弁企業、団体、組織、会社及び支店を含む。）をいう。

(5) 「区域」とは、それぞれの締約国について、(a)当該締約国の領域並びに(b)国際法に従い当該締約国が主権的権利又は管轄権を行使する排他的経済水域及び大陸棚をいう。

(6) 「世界貿易機関設立協定」とは、千九百九十四年四月十五日にマラケシュで作成された世界貿易機関を設立するマラケシュ協定（その改正を含む。）をいう。

第二条　内国民待遇

1 一方の締約国は、自国の区域内において、投資財産の設立、取得、拡張、運営、経営、維持、使用、享有、売却その他の処分（以下「投資活動」という。）に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において自国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

2 1の規定にかかわらず、いずれの一方の締約国も、自国の区域内における他方の締約国の投資家の投資活動に関して特別な手続を定めることができる。ただし、当該手続は、この協定に基づく当該投資家の権利を実質的に害するものであってはならない。

第三条　最恵国待遇

一方の締約国は、自国の区域内において、投資活動に関し、他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において第三国の投資家及びその投資財産に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第四条　投資の促進

一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資について、当該時に適用されている法令に従って、奨励し、及び促進する。

第五条　一般的待遇

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に対し、国際法に基づく待遇（公正かつ衡平な待遇並びに十分な保護及び保障を含む。）を与える。

注釈1　この条の規定は、他方の締約国の投資家の投資財産に与えられるべき待遇に関する最低限度の基準として、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準を用いることについて定めたものである。「公正かつ衡平な待遇」及び「十分な保護及び保障」の概念は、外国人の待遇に関する国際慣習法上の最低基準が要求する待遇以上の待遇を与えることを求めるものではない。

注釈2　この協定の他の規定又は他の国際協定に対する違反があった旨の決定が行われること自体は、この条の規定に対する違反があったことを証明するものではない。

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家の投資財産に関して書面により義務を負うこととなった場合には、当該義務を遵守する。

第六条　裁判所の裁判を受ける権利

一方の締約国は、自国の区域内において、投資家の権利の行使及び擁護のためすべての審級にわたり裁判所の裁判を受け、及び行政機関に申立てをする権利に関し、他方の締約国の投資家に対し、同様の状況において自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇よりも不利でない待遇を与える。

第七条　特定措置の履行要求の禁止

1 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動の条件として、次の事項の要求を課し、又は強制してはならない。

(a) 一定の水準又は割合の物品又はサービスを輸出すること。

(b) 一定の水準又は割合の現地調達を達成すること。

(c) 自国の区域内において生産された物品若しくは提供されたサービスを購入し、利用し、若しくは優先し、又は自国の区域内の自然人若しくは法人その他の事業体から物品若しくはサービスを購入すること。

(d) 輸入数量又は輸入価額を、輸出数量若しくは輸出価額と又は当該投資家の投資財産に関連する外国為替の流入の量と何らかの形で関連付けること。

(e) 当該投資家の投資財産により生産される物品又は提供されるサービスの自国の区域内における販売を、輸出数量若しくは輸出価額と又は外国為替収入と何らかの形で関連付けることにより制限すること。

(f) 特定の国籍を有する者を取締役、理事又は役員に任命すること。

(g) 技術、製造工程その他の財産的価値を有する知識を自国の区域内の自然人又は法人その他の事業体に移転すること。ただし、次のいずれかの場合を除く。

(i) 要求が、競争法の違反に係る救済措置として司法裁判所、行政裁判所又は競争当局によって課され、又は強制される場合

(ii) 要求が、世界貿易機関設立協定附属書一C知的所有権の貿易関連の側面に関する協定（以下「貿易関連知的所有権協定」という。）に反しない方法で行われる知的財産権の移転に関するものである場合

(h) 自国の区域内に当該投資家の特定地域又は世界市場に向けた事業本部を設置すること。

(i) 一定の数又は割合の自国民を雇用すること。

(j) 自国の区域内において一定の水準又は価額の研究開発を達成すること。

(k) 当該投資家が生産する物品又は当該投資家が提供するサービスの一又は二以上を、特定地域又は世界市場に向けて自国の区域のみから供給すること。

2 いずれの一方の締約国も、他方の締約国の投資家の自国の区域内における投資活動に関し、利益の付与又はその継続のための条件として1(g)から(k)までに規定する要求のいずれかに従うことを求めることを、1の規定により妨げられるものではない。

第八条　留保及び例外

1 第二条、第三条及び前条の規定は、次のものについては、適用しない。

(a) 次の機関によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置であって、附属書Ⅰに掲げる分野又は事項に関するもの

(i) 締約国の中央政府

(ii) 日本国の都道府県又はラオス人民民主共和国の県

(b) (a)(ii)に規定する都道府県及び県以外の地方の政府によりこの協定の効力発生の日において維持されるこれらの規定に適合しない措置

(c) (a)及び(b)に規定する措置の継続又は即時の更新

(d) (a)及び(b)に規定する措置の改正又は修正（当該改正又は修正の直前における当該措置と第二条、第三条及び前条の規定との適合性の水準を低下させない場合に限る。）

2 一方の締約国は、他方の締約国に対し、この協定の効力発生の日に1(a)に規定する適合しない措置に関する次の情報を通報する。

(a) 当該措置を維持する分野又は事項

(b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

(c) 当該措置を維持する政府の段階

(d) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務

(e) 当該措置の法的根拠

(f) 当該措置の簡潔な説明

3 第二条、第三条及び前条の規定は、附属書Ⅱに掲げる分野又は事項に関して締約国が採用し、又は維持する措置については、適用しない。

4 一方の締約国は、この協定の効力発生の日において附属書Ⅱに掲げる分野又は事項に関する適合しない措置を維持する場合には、他方の締約国に対し、当該日に当該措置に関する次の情報を通報する。

(a) 当該措置を維持する分野又は事項

(b) 当該措置に関連する国内産業分類又は国際産業分類（該当するものがある場合）

(c) 当該措置が適合しないこの協定に基づく義務

(d) 当該措置の法的根拠

(e) 当該措置の簡潔な説明

5　いずれの一方の締約国も、この協定の効力発生の日の後に附属書Ⅱに掲げる分野又は事項に関する措置を採用する場合には、他方の締約国の投資家に対し、その国籍を理由として、当該措置が効力を生じた時点で存在する投資財産を売却その他の方法で処分することを要求してはならない。

6　一方の締約国が、この協定の効力発生の日の後に、2又は4の規定に基づいて通報する適合しない措置を改正し、若しくは修正する場合又は附属書Ⅱに掲げる分野若しくは事項に関する新たな措置を採用する場合には、当該一方の締約国は、できる限り速やかに、次の事項を行う。

(a)　その改正若しくは修正又は当該新たな措置についての詳細な情報を他方の締約国に対し通報すること。

(b)　他方の締約国の要請があった場合には、当該改正若しくは修正又は当該新たな措置に関して、当該他方の締約国の個別の質問に応ずること。

7　各締約国は、適当な場合には、附属書Ⅰ及び附属書Ⅱにそれぞれ掲げる分野又は事項に関して採用し、又は維持する適合しない措置を削減し、又は撤廃するよう努める。

8　第二条及び第三条の規定は、貿易関連知的所有権協定第三条及び第四条に基づく義務の例外又は特別の取扱いとして貿易関連知的所有権協定第三条から第五条までに明示的に規定する範囲内にあるいかなる措置についても、適用しない。

9　第二条、第三条及び前条の規定は、締約国が政府調達に関して採用し、又は維持するいかなる措置についても、適用しない。

第九条　透明性

1　各締約国は、法令、行政上の手続、一般に適用される行政上の決定及び司法上の決定並びに国際協定であって、投資活動に関連し、又は影響を及ぼすものをできる限り速やかに公表し、又は公に利用可能なものとする。

2　一方の締約国は、他方の締約国の要請があった場合には、1に規定する事項に関して、できる限り速やかに、当該他方の締約国の個別の質問に応じ、及び当該他方の締約国に情報（当該一方の締約国が投資に関して締結する契約に関連する情報を含む。）を提供する。

3　1及び2の規定は、締約国に対し、秘密の情報であって、その開示が法令の実施を妨げ、その他公共の利益に反することとなり、又は私生活若しくは正当な商業上の利益を害することとなるものの開示を義務付けるものと解してはならない。

第十条　腐敗行為の防止に関する措置

各締約国は、自国の法令に従い、この協定の対象となる事項に関する腐敗行為を防止し、及びこれと戦うための措置がとられ、及び努力が払われることを確保する。

第十一条　入国、滞在及び居住

一方の締約国は、投資活動を行うことを目的として自国の領域に入国し、及び滞在する希望を有する他方の締約国の国籍を有する自然人の入国、滞在及び居住に係る申請に対し、自国の関係法令に従い、好意的な考慮を払う。

第十二条　収用及び補償

1　いずれの一方の締約国も、(a)公共の目的のためのものであり、(b)差別的なものでなく、(c)2から4までの規定に従って迅速、適当かつ実効的な補償の支払を伴うものであり、かつ、(d)正当な法の手続及び第五条の規定に従ってとられるものである場合を除くほか、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産の収用若しくは国有化又はこれに対する収用若しくは国有化と同等の措置（以下「収用」という。）を実施してはならない。

2　補償は、収用が公表された時又は収用が行われた時のいずれか早い方の時における収用された投資財産の公正な市場価格に相当するものでなければならない。公正な市場価格には、収用が事前に公に知られることにより生じた価格の変化を反映させてはならない。

3　補償については、遅滞なく支払うものとし、支払の時までの期間を考慮した商業的に妥当な利子を含めるものとする。当該補償については、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、収用の日の市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び国際通貨基金協定（その改正を含む。以下同じ。）に定義する自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

4　収用の影響を受ける投資家は、当該投資家の事案及び補償の額に関し、この条に定める原則に従って速やかな審査を受けるため、収用を行う締約国の裁判所の裁判を受け、又はその行政機関に対して申立てをする権利を有する。ただし、第十七条の規定の適用を妨げない。

第十三条　争乱からの保護

1　一方の締約国は、武力紛争又は自国の区域内における革命、暴動、国内争乱若しくはこれらに類する事

件その他の緊急事態により、自国の区域内にある投資財産に関して損失又は損害を被った他方の締約国の投資家に対し、原状回復、損害賠償、補償その他の解決方法に関し、自国の投資家又は第三国の投資家に与える待遇のうち当該他方の締約国の投資家にとっていずれか有利なものよりも不利でない待遇を与える。

2　1に規定する解決方法の手段としての支払が行われる場合には、実際に換価することができ、自由に移転することができ、かつ、市場における為替相場により関係する投資家の締約国の通貨及び自由利用可能通貨に自由に交換することができるものとする。

第十四条　代位

一方の締約国又はその指定する機関が、自国の投資家に対し、他方の締約国の区域内にある当該投資家の投資財産に関連する損害のてん補に係る契約、保証契約又は保険契約に基づいて支払を行う場合には、当該他方の締約国は、当該支払の原因となった当該投資家の権利又は請求権の当該一方の締約国又はその指定する機関への譲渡を承認し、かつ、当該一方の締約国又はその指定する機関が、代位により、当該投資家の当初の権利又は請求権と内容及び範囲において同じ権利又は請求権を行使する権利を有することを承認する。当該権利又は請求権の譲渡に基づき一方の締約国又はその指定する機関に対して行われる支払及びこのようにして支払われた資金の移転については、前二条及び次条の規定を準用する。

第十五条　資金の移転

1　一方の締約国は、自国の区域に向けた又は自国の区域からのすべての資金の移転であって、自国の区域内にある他方の締約国の投資家の投資財産に関連するものが、遅滞なく、かつ、自由に行われることを確保する。この資金の移転には、特に次のものを含める。

(a)　投資財産を維持し、又は増大させるための当初の資金及び追加的な資金
(b)　利益、利子、資本利得、配当、使用料、手数料その他投資財産から生ずる収益
(c)　融資の返済その他の契約に基づいて行われる支払であって、投資財産に関連するもの
(d)　投資財産の全部又は一部の売却又は清算によって得られる収入
(e)　一方の締約国の区域内にある投資財産に関連した活動に従事する他方の締約国の従業員の得た収入その他の報酬
(f)　第十二条及び第十三条の規定に従って行われる支払
(g)　第十七条の規定に基づく紛争の処理の結果として生ずる支払

2　各締約国は、資金の移転が遅滞なく、かつ、自由利用可能通貨により移転の日の市場における為替相場で行われることを確保する。

3　1及び2の規定にかかわらず、締約国は、次の事項に関する自国の法律を衡平、無差別かつ誠実に適用する場合には、資金の移転を遅らせ、又は妨げることができる。

(a)　破産、債務不履行又は債権者の権利の保護
(b)　証券の発行、交換又は取引
(c)　刑事犯罪
(d)　裁決手続における命令又は判決の履行の確保

第十六条　両締約国間の投資紛争の解決

1　一方の締約国は、この協定の運用に影響を及ぼす問題に関して他方の締約国が行う申入れに対し好意的な考慮を払うものとし、かつ、当該申入れに関する協議のための適当な機会を与える。

2　この協定の解釈又は適用に関する両締約国間の紛争であって、外交交渉によっても満足な調整に至らなかったものは、仲裁委員会に決定のため付託する。仲裁委員会は、いずれか一方の締約国が他方の締約国から当該紛争の仲裁を要請する公文を受領した日から三十日の期間内に各締約国が任命する各一人の仲裁委員と、このようにして選定された二人の仲裁委員が仲裁委員長となる者としてその後の三十日の期間内に合意する第三の仲裁委員との三人の仲裁委員から成る。この場合において、第三の仲裁委員は、いずれの締約国の国民でもない者とする。

3　各締約国の任命した仲裁委員が2に規定するその後の三十日の期間内に第三の仲裁委員について合意しなかった場合には、両締約国は、国際司法裁判所長に対し、いずれの締約国の国民でもない第三の仲裁委員を任命するよう要請する。

4　仲裁委員会は、合理的な期間内に、投票の過半数による議決で決定を行う。当該決定は、最終的なものであり、かつ、拘束力を有する。

5　各締約国は、自国が任命した仲裁委員に係る費用及び自国が仲裁に参加する費用を負担する。仲裁委員長がその職務を遂行するための費用及び仲裁委員会の残余の費用は、両締約国が別段の合意をする場合を除くほか、両締約国が均等に負担する。

第十七条　一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の投資紛争の解決

1　この条の規定の適用上、「投資紛争」とは、一方の締約国と他方の締約国の投資家との間の紛争であって、当該他方の締約国の投資家の投資財産に関し、この協定に基づき与えられる権利が侵害されたことにより損失又は損害を生じさせたものをいう。

2　この条のいかなる規定も、投資紛争の当事者である投資家（以下この条において「紛争投資家」という。）が、当該投資紛争の当事者である締約国（以下この条において「紛争締約国」という。）の区域内において、行政的又は司法的解決を求めることを妨げるものと解してはならない。

3　投資紛争は、可能な限り、紛争投資家と紛争締約国（以下この条において「紛争当事者」という。）との間の友好的な協議又は交渉により解決する。

4　紛争投資家から書面による協議又は交渉の要請があった日から三箇月以内に、投資紛争がそのような協議又は交渉により解決されない場合において、当該紛争投資家が、解決のために司法裁判所又は行政裁判所若しくは行政機関に当該投資紛争を付託しなかったときは、当該紛争投資家は、当該投資紛争を次のいずれかの国際的な調停又は仲裁に付託することができる。

(a)　千九百六十五年三月十八日にワシントンで作成された国家と他の国家の国民との間の投資紛争の解決に関する条約（その改正を含む。）（以下この条において「ＩＣＳＩＤ条約」という。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有する場合に限る。

(b)　投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則（その改正を含む。以下同じ。）による調停又は仲裁。ただし、ＩＣＳＩＤ条約が両締約国間で効力を有しない場合に限る。

(c)　国際連合国際商取引法委員会の仲裁規則（その改正を含む。）による仲裁

(d)　紛争締約国と合意する場合には、他の仲裁規則による仲裁

5　適用される仲裁規則は、この条の規定によって修正する部分を除くほか、4に規定する仲裁を規律する。

6　4の規定に従い投資紛争を調停又は仲裁に付託しようとする紛争投資家は、紛争締約国に対し、当該投資紛争が付託される少なくとも九十日前に書面によりその旨の通報を行う。当該通報には、次の事項を明記する。

(a)　当該紛争投資家の氏名又は名称及び住所

(b)　当該紛争締約国の問題となる特定の措置並びに問題の所在を明確にする上で十分な当該投資紛争に係る事実及び法的根拠の簡潔な要約（この協定のいずれの義務について違反があったとされるかについての特定を含む。）

(c)　4に規定する調停又は仲裁のうち当該紛争投資家が選択するもの

(d)　当該紛争投資家が求める救済手段及び損害賠償請求額の概算

7 (a)　各締約国は、紛争投資家が、投資紛争を4に規定する調停又は仲裁であって、当該紛争投資家が選択するものに付託することに同意する。

(b)　(a)の規定による同意及び紛争投資家による仲裁への請求の付託は、次の(i)及び(ii)の規定の要件を満たさなければならない。

(i)　紛争当事者の書面による同意に関するＩＣＳＩＤ条約第二章の規定及び投資紛争解決国際センターに係る追加的な制度についての規則の規定

(ii)　書面による合意に関する外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約（その改正を含む。）（以下「ニューヨーク条約」という。）第二条の規定

8　7の規定にかかわらず、4に規定する調停又は仲裁への請求の付託は、紛争投資家が1に規定する損失又は損害を被ったことを知った日又は知るべきであった最初の日のいずれか早い方の日から三年が経過した場合には、行うことができない。

9　4の規定にかかわらず、紛争投資家は、紛争締約国の法律に従い行政裁判所若しくは行政機関又は司法裁判所において暫定的な差止めによる救済（損害賠償の支払を伴わないものに限る。）を申し立て、又はその申立てに係る手続を継続することができる。

10　4の規定により設置される仲裁裁判所は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、紛争当事者それぞれが任命する各一人の仲裁人及び紛争当事者の合意により任命されて裁判長となる第三の仲裁人から成る三人の仲裁人により構成する。投資紛争が仲裁に付託された日から六十日以内に、紛争投資家又は紛争締約国が一人又は二人以上の仲裁人を任命しない場合には、紛争当事者のいずれも、11及び12の規定の要件に従うことを条件として、投資紛争解決国際センター（以下この条において「ＩＣＳＩＤ」という。）の事務局長に対し、ＩＣＳＩＤの仲裁人の名簿から、いまだ任命されていない一人又は二人以上の仲裁人を任命するよう要請することができる。

11　第三の仲裁人は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、いずれかの締約国の国民であってはならず、いずれかの締約国に日常の住居を有してはならず、紛争当事者のいずれによっても雇用されてはならず、及びいかなる資格においても対象となる投資紛争を取り扱ったことがあってはならない。

12　各紛争当事者は、4に規定する仲裁の場合には、それぞれ、任命される仲裁人の国籍として受け入れられない国籍を三を上限として指定することができる。この場合において、ＩＣＳＩＤの事務局長に対し、いずれかの紛争当事者によって指定された国籍の者を仲裁人に任命しないよう要請することができる。

13　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約を締結している国において行う。

14　4の規定により設置される仲裁裁判所は、この協定及び関係する国際法の規則に従って、係争中の事案につき決定する。

15　紛争締約国は、他方の締約国に次のものを送付する。

(a)　仲裁に付託された請求についての書面による通知（当該請求が付託された日の後三十日以内に送付する。）

(b)　仲裁において提出されたすべての主張書面の写し

16　紛争締約国でない締約国は、紛争当事者への書面による通知を行った場合には、この協定の解釈に関する問題につき仲裁裁判所に対し意見を提出することができる。

17　仲裁裁判所は、紛争投資家の権利を保全し、又は仲裁手続の進行を容易にするため、暫定的な保全措置（紛争当事者のいずれかが所持し、又は支配する証拠を保全するための命令を含む。）を命ずることができる。仲裁裁判所は、差押えを命じ、又は1に規定する違反を構成するとされる措置の差止めを命じてはならない。

18　仲裁裁判所が下す裁定には、次の事項を含める。

(a)　紛争締約国が、紛争投資家及びその投資財産に関し、この協定に基づく義務に違反したか否かに関する判断

(b)　違反があった場合には、その救済措置。ただし、当該救済措置は、次の(i)又は(ii)の一方又は双方に限られる。

(i)　損害賠償金及び適当な利子の支払

(ii)　原状回復。この場合の裁定においては、紛争締約国が原状回復に代えて損害賠償金及び適当な利子を支払うことができることを定めるものとする。

仲裁裁判所は、仲裁に係る費用についても、適用する仲裁規則に従って裁定を下すことができる。

19　18の規定に従って下される裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。紛争締約国は、当該裁定を遅滞なく実施し、及び自国の区域内において関係法令に従い当該裁定の執行を行う。

20　いずれの一方の締約国も、他方の締約国及び当該一方の締約国の投資家が4の規定に従って仲裁に付託することに同意し、又は付託した投資紛争に関し、外交上の保護を与え、又は国家間の請求を行ってはならない。ただし、当該他方の締約国が当該投資紛争について下された裁定に従わなかった場合は、この限りでない。この20の規定の適用上、外交上の保護には、投資紛争の解決を容易にすることのみを目的とする非公式の外交交渉を含めない。

第十八条　一般的例外及び安全保障のための例外

1　この協定（第十三条を除く。2及び3において同じ。）の他のいかなる規定にもかかわらず、各締約国は、次の措置をとることができる。

(a)　自国の安全保障上の重大な利益の保護のために必要であると認める次の措置

(i)　戦時、武力紛争その他の自国又は国際関係の緊急時にとる措置

(ii)　兵器の不拡散に係る国内政策又は国際協定の実施に関連してとる措置

(b)　国際の平和及び安全の維持のため国際連合憲章に基づく義務に従ってとる措置

(c)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(d)　公の秩序の維持のために必要な措置。ただし、社会のいずれかの基本的な利益に対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限る。

(e)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとられる措置

2　各締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合であっても、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いることとしてはならない。

3　一方の締約国は、この協定上の義務に適合しない措置を1の規定によりとる場合には、当該措置の実施の前に又はその後できる限り速やかに、当該措置についての要素であって次に掲げるものを、他方の締約国に通報する。

(a) 関係の分野及び小分野又は事項
(b) 当該措置に関係する義務又は条項
(c) 当該措置の法的根拠
(d) 当該措置の簡潔な説明
(e) 当該措置をとる目的

第十九条　一時的なセーフガード措置

1 いずれの締約国も、次のいずれかの場合には、第二条の規定に基づく義務であって国境を越える資本取引に係るもの及び第十五条の規定に基づく義務に適合しない措置を採用し、又は維持することができる。
(a) 国際収支及び対外支払に関して重大な困難が生じている場合又は生ずるおそれのある場合
(b) 例外的な状況において、資金の移転が経済全般の運営、特に通貨及び外国為替政策に重大な困難をもたらし、又はもたらすおそれのある状況にある場合

2 1の措置は、次のすべての要件を満たすものとする。
(a) 国際通貨基金協定を締結している限りにおいて、同協定に適合するものであること。
(b) 1に規定する状況に対処するために必要な限度を超えないものであること。
(c) 一時的なものであり、かつ、事情の許す限り速やかに廃止されるものであること。
(d) 他方の締約国に対し、速やかに通報されるものであること。
(e) 他方の締約国の商業上、経済上又は資金上の利益に対し不必要な損害を与えることを避けるものであること。

3 この協定のいかなる規定も、国際通貨基金協定に基づく締約国の権利及び義務を変更するものではない。

第二十条　信用秩序の維持のための措置

1 この協定の他の規定にかかわらず、締約国は、信用秩序の維持のための金融サービスに関連する措置（投資家、預金者、保険契約者若しくは信託上の義務を金融サービスを提供する企業が負う者を保護し、又は金融体系の健全性及び安定性を確保するための措置を含む。）をとることを妨げられない。

2 締約国は、1の規定に基づいてこの協定に基づく義務に適合しない措置をとる場合には、当該義務を回避するための手段として当該措置を用いてはならない。

第二十一条　知的財産権

1 この協定のいかなる規定も、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって両締約国が締結しているものに基づく権利を害し、及び当該多数国間協定に基づく義務を免れさせるものと解してはならない。

2 この協定のいかなる規定も、いずれか一方の締約国に対し、知的財産権の保護に関する多数国間協定であって当該一方の締約国が締結しているものにより第三国の投資家及びその投資財産に与えている待遇を、他方の締約国の投資家及びその投資財産に与えることを義務付けるものと解してはならない。

3 両締約国は、知的財産権の十分かつ効果的な保護に妥当な考慮を払うものとし、一方の締約国の要請があった場合には、この目的のために速やかに相互に協議する。各締約国は、その協議の結果に基づき、投資財産に悪影響を及ぼしていると認められる要因を除去するために、自国の関係法令に従い、適当な措置をとる。

第二十二条　租税

1 この協定のいかなる規定も、2から4までに規定する条項を除くほか、租税に係る課税措置については、適用しない。

2 第一条、第五条1、第六条、第九条、第十二条、第二十五条及び第二十七条の規定は、租税に係る課税措置に適用する。

3 第十六条及び第十七条の規定は、租税に係る課税措置に関する紛争のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

4 次条の規定は、租税に係る課税措置に関する事項のうち、2に規定する条項に係るものについて適用する。

第二十三条　合同委員会

1 両締約国は、この協定の目的を達成するため、次の事項を任務とする合同委員会（以下「委員会」という。）を設置する。
(a) この協定の実施及び運用について討議し、及び見直しを行うこと。
(b) 第八条1の規定に従って維持され、改正され、修正され、又は採用された例外措置について、その削減又は撤廃に寄与することを目的として見直しを行うこと。
(c) 第八条3の規定に従って採用され、又は維持された例外措置について、両締約国の投資家にとり良好

な条件の整備を促進することを目的として討議すること。

(d) 投資に関連するその他の事項であってこの協定に関係するものについて討議すること。

2 委員会は、必要に応じて、この協定の機能を強化し、又はこの協定の目的を達成するために、コンセンサス方式による決定により、両締約国に適当な勧告を行うことができる。

3 委員会は、両締約国の代表者から成る。委員会は、任務を遂行するための手続規則を定める。

4 委員会は、小委員会を設置し、特定の作業を行わせることができる。委員会は、両締約国の同意が得られる場合には、民間部門との共同会合を開催することができる。

5 両締約国が別段の決定を行う場合を除くほか、委員会は、毎年一回及びいずれか一方の締約国の要請により、会合する。

第二十四条　環境に関する措置

一方の締約国は、環境に関する措置の緩和を通じて他方の締約国の投資家による投資を奨励することが適当でないことを認める。一方の締約国は、自国の区域内における他方の締約国の投資家による投資財産の設立、取得又は拡張を奨励する手段として環境に関する措置の適用の免除その他の逸脱措置を行うべきではない。

第二十五条　地方の政府によるこの協定の遵守

各締約国は、この協定に基づく義務を履行するに当たり、自国の区域内の地方の政府によるこの協定の遵守を確保するため、利用し得る妥当な措置をとる。

第二十六条　利益の否認

1 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、次のいずれかの場合に該当するときは、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

(a) 当該一方の締約国が当該第三国と外交関係を有していない場合

(b) 当該第三国に関する措置であって、当該企業との取引を禁止するもの又は当該企業若しくはその投資財産に対してこの協定による利益を与えることにより当該措置に違反し、若しくは当該措置を阻害することとなるものを当該一方の締約国が採用し、又は維持する場合

2 一方の締約国は、他方の締約国の投資家であって当該他方の締約国の企業であるものが第三国の投資家によって所有され、又は支配されており、かつ、当該企業が当該他方の締約国の区域内において実質的な事業活動を行っていないときは、事前の通報及び協議を行うことを条件として、当該他方の締約国の投資家及びその投資財産に対し、この協定による利益を否認することができる。

第二十七条　最終規定

1 この協定は、この協定の効力発生に必要な国内法上の手続が完了した旨を通告する外交上の公文の交換の日の後三十日目の日に効力を生ずる。この協定は、十年の期間効力を有するものとし、その後は、2に定めるところに従って終了する時まで引き続き効力を有する。この協定は、一方の締約国の投資家の投資財産であって、この協定の効力発生の前に他方の締約国の区域内において当該他方の締約国の関係法令に従って取得されたものについても適用する。

2 いずれの一方の締約国も、一年前に他方の締約国に対して書面による通告を行うことにより、最初の十年の期間の終わりに、又はその後いつでも、この協定を終了させることができる。

3 この協定の終了の日の前に取得された投資財産に関しては、この協定の規定は、この協定の終了の日から更に十年の期間引き続き効力を有する。

4 この協定は、この協定の効力発生の前に生じた事態に起因する請求又はこの協定の効力発生の前に既に解決されている請求については、適用しない。

5 附属書は、この協定の不可分の一部を成す。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの協定に署名した。

二千八年一月十六日に東京で、英語により本書二通を作成した。

日本国のために
高村正彦

ラオス人民民主共和国のために
トンルン・シースリット

附属書I　第八条1(a)に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されている第二条、第三条及び第七条の規定に基づく義務をいう。

第一部　日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一　農林水産業（植物育成者権）	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
二　農林水産業及び関連するサービス（領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業であって、附属書II第一部の日本国の留保の五の項で規定するものを除く。）	内国民待遇（第二条）
三　航空運輸業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
四　銀行業	内国民待遇（第二条）
五　医薬品製造業	内国民待遇（第二条）
六　貨物利用運送事業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
七　熱供給業	内国民待遇（第二条）
八　情報通信業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
九　皮革及び皮革製品製造業	内国民待遇（第二条）
十　船舶の国籍に関する事項	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
十一　鉱業	内国民待遇（第二条）
十二　石油業	内国民待遇（第二条）
十三　鉄道業	内国民待遇（第二条）
十四　航空機登録原簿への航空機の登録	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
十五　道路旅客運送業	内国民待遇（第二条）
十六　警備業	内国民待遇（第二条）
十七　上水道業	内国民待遇（第二条）
十八　水運業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

第二部　ラオス人民民主共和国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一　すべての分野（投資に関する免許の有効期間）	内国民待遇（第二条）
二　すべての分野（合弁企業に係る登記された資本金）	内国民待遇（第二条）
三　すべての分野（登記された資本金の輸入）	内国民待遇（第二条）
四　すべての分野（外国投資家による申請の審査期間）	内国民待遇（第二条）
五　すべての分野（自国民の雇用の要求）	内国民待遇（第二条）
六　すべての分野（輸出の要求）	特定措置の履行要求の禁止（第七条）
七　すべての分野（一定の水準又は割合の現地調達の達成の要求）	特定措置の履行要求の禁止（第七条）
八　すべての分野（技術移転の要求）	特定措置の履行要求の禁止（第七条）
九　すべての種類のアルコールの製造	内国民待遇（第二条）
十　医薬品の製造	内国民待遇（第二条）
十一　すべての種類の自動車の製造	内国民待遇（第二条）
十二　ホテル（五十一室未満又は二つ星未満のホテル）	内国民待遇（第二条）
十三　特定の地域における旅行業サービス	内国民待遇（第二条）
十四　建設及び建設に関連するコンサルタントの活動	内国民待遇（第二条）
十五　道路輸送及び水上輸送	内国民待遇（第二条）
十六　国内航空運送及び国内水上運送の料金	内国民待遇（第二条）
十七　水の供給	内国民待遇（第二条）

附属書Ⅱ　第八条３に規定する措置に関する留保

「この協定に基づく義務」とは、それについて適合しない措置が維持されており、又は採用されることができる第二条、第三条及び第七条の規定に基づく義務をいう。

第一部　日本国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一　航空宇宙産業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
二　武器・火薬産業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
三　放送業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
四　エネルギー産業	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
五　領海、内水、排他的経済水域及び大陸棚における漁業	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
六　土地取引に関する事項	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
七　公的独占の維持、指定又は廃止（民営化を含む。）	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
八　国営企業の維持、設立又は処分（民営化を含む。）	内国民待遇（第二条） 特定措置の履行要求の禁止（第七条）
九　法の執行及び矯正に係るサービス並びに社会事業サービス	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

十　補助金	特定措置の履行要求の禁止（第七条） 内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）

第二部　ラオス人民民主共和国の留保

分野又は事項	この協定に基づく義務
一　すべての種類の兵器の製造	内国民待遇（第二条） 最恵国待遇（第三条）
二　すべての種類の麻薬の加工のための製造	内国民待遇（第二条）
三　国の文化及び伝統を破壊するような文化的性質を有する製品の製造	内国民待遇（第二条）
四　人命及び環境にとって有害な化学物質及び産業廃棄物の製造	内国民待遇（第二条）
五　木材及び木材製品の製造	内国民待遇（第二条）
六　天然林の樹木の利用及び樹木以外の森林産品の利用	内国民待遇（第二条）
七　狩猟、わなかけ及び野生動植物の養殖（関連するサービスの活動を含む。）	内国民待遇（第二条）
八　メコン川における魚のふ化作業	内国民待遇（第二条）
九　地方の魚に関する生産及び加工	内国民待遇（第二条）
十　警備活動	内国民待遇（第二条）
十一　政治団体の活動	内国民待遇（第二条）
十二　葬儀及び関連する活動	内国民待遇（第二条）
十三　教員養成、仏教以外の宗教の教育及び国の安全に関する専門家の育成	内国民待遇（第二条）
十四　すべての分野（土地の所有及び利用）（＊）	内国民待遇（第二条）
十五　鉱業（＊）	内国民待遇（第二条）
十六　原子力産業	内国民待遇（第二条）
十七　エネルギー産業（原子力産業を除く。）（＊）	内国民待遇（第二条）
十八　賭博	内国民待遇（第二条）
十九　補助金	内国民待遇（第二条）
二十　放送及びテレビジョン	内国民待遇（第二条）
二十一　小売サービス及び卸売サービス（＊）	内国民待遇（第二条）
二十二　国有企業の株式購入	内国民待遇（第二条）
二十三　国内及び国際送電網の所有	内国民待遇（第二条）
二十四　国内配電	内国民待遇（第二条）
二十五　電気通信業（＊）	特定措置の履行要求の禁止（第七条）
二十六　航空及び鉄道輸送	内国民待遇（第二条）
二十七　銀行サービス及びその他の金融サービス	内国民待遇（第二条）
二十八　すべての分野（東南アジア諸国連合）	最恵国待遇（第三条）

注釈　ラオス人民民主共和国は、この協定の効力発生の日の後に投資に関する東南アジア諸国連合の協定を締結する場合において、日本国が要請するときは、日本国の投資家及びその投資財産に対し、同様の状況において東南アジア諸国連合の加盟国である第三国の投資家及びその投資財産に当該東南アジア諸国連合の協定に基づいて与える待遇よりも不利でない待遇を与えることを考

慮する。

＊　現行の措置の改正若しくは修正又は新たな措置の採用は、既存の日本国の投資家及びその投資財産に対し、当該改正若しくは修正又は当該採用の直前に当該投資家及び当該投資財産に適用される措置よりも更に制限的なものであってはならない。

「既存の日本国の投資家及びその投資財産」とは、措置の改正若しくは修正又は採用の直前にラオス人民民主共和国の区域内に所在する投資財産を有する日本国の投資家及び当該投資家の投資財産をいう。

審査報告書

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

右は全会一致をもって承認すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

外交防衛委員長　北澤　俊美

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

これらの改正文書は、国際電気通信連合の財政基盤を強化し、民間事業者の参加を促進することを目的とするものである。我が国がこれらの改正文書を締結することは、電気通信の分野における国際協力を増進するとの見地から有意義であると考えられるので、妥当な措置と認める。

一、費用

別に費用を要しない。

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

右は本院において承認することを議決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）

第一部　序

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）の関連規定、特に第五十五条の規定に基づき、及び当該関連規定を適用して、国際電気通信連合全権委員会議（二千六年アンタルヤ）は、同憲章の次の改正を採択した。

第十一条　事務総局

第七三号の次に次のように加える。

七三の二　事務総局長は、連合の法律上の代表者として行動する。

第七六号を次のように改める。

七六　削除

第十三条　無線通信会議及び無線通信総会

第九〇号を次のように改める。

九〇　2　世界無線通信会議は、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集する。ただし、条約の関連規定に従い、同会議を招集しないこと又は追加的に招集することができる。

第九一号を次のように改める。

九一　3　無線通信総会は、同様に、通常三年から四年までの間のいずれかの期間ごとに招集するものとし、無線通信部門の能率を向上させるため、場所及び期日について世界無線通信会議と連携することができる。無線通信総会は、世界無線通信会議の討議に必要な技術的基礎を確立し、及び同会議のすべての要請に応ずる。同総会の任務は、条約で定める。

第二十八条　連合の会計

第一六一C号を次のように改める。

一六一C　(2)　事務総局長は、構成国及び部門構成員に対し第一六一B号の規定に基づき定められた分担単位の暫定的な額を通知するものとし、また、構成国に対し自国が暫定的に選定した分担等級を全権委員会議の開始の日の遅くとも四週間前に通知するよう要請する。

第一六一E号を次のように改める。

一六一E　(4)　全権委員会議は、修正された財政計画案を考慮して、できる限り速やかに分担単位の額の最終的な限度額を定め、及び構成国が、事務総局長の要請により、最終的に選定した分担等級を通知する期日を、遅くとも全権委員会議が終了する日の属する週の月曜日までのいずれかの日に定める。

第二十九条　言語

第一七一号を次のように改める。

一七一　1　(1)　連合の公用語は、英語、アラビア語、中国語、スペイン語、フランス語及びロシア語とする。

第二部　効力発生の日

この文書に含まれる改正は、全体として、かつ、単一の文書の形式で、二千八年一月一日に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の締約国である構成国であって、この文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託したものの間において効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正するこの文書の原本に署名した。

二千六年十一月二十四日にアンタルヤで作成した。

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）

第一部　序

全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の関連規定、特に第四十二条の規定に基づき、及び当該関連規定を適用して、国際電気通信連合全権委員会議（二千六年アンタルヤ）は、同条約の次の改正を採択した。

第二条　選挙及び関係事項

役員

第一三号を次のように改める。

一三　1　事務総局長、事務総局次長及び各局長は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。事務総局長、事務総局次長及び各局長は、通常、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、同一の職について一回に限り再選されることができる。再選は、任期が連続するか否かにかかわりなく、二回目の任期を可能とするものに限るものとする。

無線通信規則委員会の委員

第二〇号を次のように改める。

二〇　1　無線通信規則委員会の委員は、その選挙の際に全権委員会議が定める日に就任する。委員は、次回の全権委員会議が定める日までその職にとどまるものとし、一回に限り再選されることができる。再選は、任期が連続するか否かにかかわりなく、二回目の任期を可能とするものに限るものとする。

第四条　理事会

第五八号を次のように改める。

五八　削除

第六〇B号を次のように改める。

六〇B　9の三　部門構成員は、理事会並びにその委員会及び作業部会の会合に、オブザーバーとして、理事会の定める条件（当該オブザーバーの人数及びその任命の手続に関する条件を含む。）に従って出席することができる。

第七三号を次のように改める。

七三　(7)　憲章第五〇号の規定に係る全権委員会議の決定及び憲章第五一号の規定に従って同会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の二年予算を審査し及び決定し、並びにその次の二年の期間に係る予算の見積書（第一〇一号の規定に基づき事務総局長が作成する会計報告に含める。）を検討すること。理事会は、できる限りの節減を行うことを旨とし、他方、できる限り速やかに満足すべき結果を得ることが連合の責務であることに留意する。この場合において、理事会は、連合の戦略計画において明らかにされる全権委員会議が確立した優先順位、第八六号に規定する事務総局長による報告において表明される調整委員会の意見及び第一〇一号に規定する会計報告を考慮に入れる。理事会は、適当な場合には、全権委員会議の決議及び決定に従い、調整を行うために、収入及び支出の年次検討を行う。

第八〇号を次のように改める。

八〇　(14)　憲章の第四十九条及び第五十条に規定するすべての国際機関との調整を確保すること。このため、理事会は、連合を代表して、同条並びにこの条約の第二六九B号及び第二六九C号に規定する国際機関と、また、国際連合と国際電気通信連合との間の協定を適用して国際連合と、暫定的協定を締結する。これらの暫定的協定は、憲章第八条の関連規定により次回の全権委員会議に提出しなければならない。

第五条　事務総局

第九六号を次のように改める。

九六　(m)　地域的な協議の結果を考慮して、連合の会議、総会及び会合の一般規則第四九号に定める代表団の長の第一回会合のために勧告を作成すること。

第一〇〇号を次のように改める。

一〇〇　(q)　調整委員会と協議を行い、かつ、できる限りの節減を行った後、全権委員会議が定める会計上の限度額を考慮して、連合の経費を支弁するための二年予算の案を作成し、理事会に提出すること。その予算案は、連合の経費に基づく予算及び連合が達成すべき成果に基づく予算の情報（事務総局長が与

える予算上の指示に従って作成されるもの）を一括する総合的なものとし、二の様式から成る。一の様式は、分担単位当たりの増額を伴わない予算額を示し、他の様式は、全権委員会議が定めた限度内の増額を伴う予算額（予備勘定のための繰入れを行った後のもの）を示す。予算に関する決議は、理事会の承認を得た後、すべての構成国に情報として送付する。

第六条　調整委員会

第一一一号を次のように改める。

一一一　4　調整委員会の業務に関して作成される報告は、構成国に提供されるものとする。

第十二条　無線通信局

第一七八号を次のように改める。

一七八　(b)　機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに無線通信部門の文書及びデータベースを作成し及び常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために有用なすべての措置をとること。

第十五条　電気通信標準化局

第二〇三号を次のように改める。

二〇三　(d)　機械による読取りが可能な形式その他の形式により構成国及び部門構成員とデータを交換し、並びに電気通信標準化部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために必要な措置をとること。

第十六条　電気通信開発会議

第二〇九号を次のように改める。

二〇九　(a)　世界電気通信開発会議は、電気通信の開発に関する問題及び優先順位を決定するために作業計画及び指示を作成し、並びに電気通信開発部門に対して当該作業計画に関する指針を与える。同会議は、当該作業計画を考慮して、現在の研究委員会を存続させるべきか廃止すべきか及び新たな研究委員会を設置する必要があるかないかを決定し、並びに研究すべき問題を各研究委員会に割り当てる。

第十七条のA　電気通信開発諮問委員会

第二一五C号を次のように改める。

二一五C　1　電気通信開発諮問委員会は、構成国の主管庁の代表者、部門構成員の代表者並びに研究委員会及び他の部会の議長及び副議長に開放するものとし、電気通信開発局長を通じて行動する。

第十八条　電気通信開発局

第二二〇号を次のように改める。

二二〇　(c)　機械による読取りが可能な形式その他の形式により電気通信開発部門の構成員とデータを交換し、並びに同部門の文書及びデータベースを作成し及び必要に応じて常時整備しておくこと。また、必要に応じ事務総局長と協力して、それらの文書及びデータベースを憲章第一七二号の規定に従い連合の言語により公表するために必要な措置をとること。

第十九条　主管庁以外の団体及び機関の連合の活動への参加

第二三五号を次のように改める。

二三五　5　第二三一号に掲げる団体又は機関（第二六九B号及び第二六九C号に掲げるものを除く。）がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、理事会の定めた手続に従って取り扱う。

第二三六号を次のように改める。

二三六　6　第二六九B号から第二六九D号までに掲げる機関がいずれかの部門の業務に参加することを請求する場合には、当該請求は、事務総局長にあてて送付するものとし、当該機関は、第二三七号の一覧表に記載される。

第二三七号を次のように改める。

二三七　7　事務総局長は、第二二九号から第二三一号まで及び第二六九B号から第二六九D号までに掲げるすべての団体及び機関であって各部門の業務に参加することを承認されたものの一覧表を各部門について作成し及び常時整備しておく。事務総局長は、これらの一覧表を適当な間隔を置いて公表し並びにすべての関係構成国、関係部門構成員及び関係局長に通知する。当該関係局長は、関係団体及び関係機関に対し、それらが行った請求に関してとられた措置について通報し、並びに関係構成国に通報する。

第二四〇号を次のように改める。

二四〇　10　部門構成員は、事務総局長にあてた通告によってその参加を終止する権利を有する。必要な場合に

は、関係構成国も、その参加を終止させることができる。また、第二三四C号の規定に従って承認された部門構成員については、理事会が定める基準及び手続によって、その参加を終止させることができる。それらの終止は、事務総局長が通告を受領した日から六箇月の期間が満了した時に効力を生ずる。

第二十一条　会議が他の会議に対して提出する勧告

第二五一号を次のように改める。

二五一　2　第二五〇号の勧告は、連合の会議、総会及び会合の一般規則第四四号に定めるところにより集め、整理し及び通知するため、十分な余裕をもって事務総局長にあてて送付する。

第二十三条　全権委員会議への参加の承認

第二六九号を次のように改める。

二六九　(d)　顧問の資格で参加する次に掲げる機関及び団体のオブザーバー

第二六九E号を次のように改める。

二六九E　(e)　第二二九号及び第二三一号に掲げる部門構成員のオブザーバー

第二十四条　無線通信会議への参加の承認

第二七八号を次のように改める。

二七八　(b)　顧問の資格で参加する第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関のオブザーバー

第二七九号を次のように改める。

二七九　(c)　連合の会議、総会及び会合の一般規則第一章の関連規定に従い、顧問の資格で参加するよう招請される他の国際機関のオブザーバー

第二八〇号を次のように改める。

二八〇　(d)　無線通信部門の部門構成員のオブザーバー

第二十五条　無線通信総会、世界電気通信標準化総会及び電気通信開発会議への参加の承認

第二九六号の次に次のように加える。

二九六の二　(b)　関係部門構成員の代表者

第二九七号を次のように改める。

二九七　(c)　顧問の資格で参加する次に掲げる機関のオブザーバー

第二九七号の次に次のように加える。

二九七の二　(i)　第二六九A号から第二六九D号までに掲げる機関

第二九八A号及び第二九八B号を次のように改める。

二九八A及び二九八B　削除

第二九八C号を次のように改める。

二九八C　(ii)　その他の地域的機関又は国際機関であって総会又は会議に関係する問題を取り扱うもの

第二九八D号から第二九八F号までを次のように改める。

二九八Dから二九八Fまで　削除

第三十三条　会計

第四六八号を次のように改める。

四六八　1(1)　構成国（第四六八A号の規定に従うことを条件とする。）及び部門構成員（第四六八B号の規定に従うことを条件とする。）が憲章第二十八条の関連規定に従ってその分担等級を選定するための表は、次のとおりとする。

四十単位等級
三十五単位等級
三十単位等級
二十八単位等級
二十五単位等級
二十三単位等級
二十単位等級
十八単位等級
十五単位等級
十三単位等級
十一単位等級
十単位等級

八単位等級
六単位等級
五単位等級
四単位等級
三単位等級
二単位等級
二分の三単位等級
一単位等級
二分の一単位等級
四分の一単位等級
八分の一単位等級
十六分の一単位等級

第四七六号を次のように改める。

四七六　4(1)　第二六九A号から第二六九E号までに掲げる機関及び第二章に掲げる他の機関（理事会が相互主義を条件としてその分担を免除する場合を除く。）並びにこの条約に従い、全権委員会議、連合の部門の会議、総会若しくは会合又は世界国際電気通信会議に参加する第二三〇号に掲げる部門構成員は、これらが参加する会議及び会合の経費に基づき、かつ、財政規則に従い、これらの会議、総会及び会合の経費を分担する。ただし、部門構成員が自己の属する部門の会議、総会又は会合に出席する場合（地域無線通信会議に出席する場合を除く。）は、別個に当該経費を分担することはない。

第四八〇A号を次のように改める。

四八〇A　(5の2)　部門構成員が憲章第一五九A号の規定に従って連合の経費を分担するに当たっては、その分担金が割り当てられる部門は、特定される。

第四八〇A号の次に次のように加える。

四八〇B　(5の3)　例外的状況の下において、部門構成員がその分担単位数を減少させることを要求し、かつ、当初に選定した分担等級における分担金を維持することができなくなったことを立証した場合には、理事会は、これを承認することができる。

附属書　国際電気通信連合の条約及び業務規則において使用する若干の用語の定義

第一〇〇二号を次のように改める。

一〇〇二　オブザーバー　投票権なしで、連合の基本文書の関連規定に基づき、連合の会議、総会若しくは会合又は理事会に出席するため、構成国、機関又は団体が派遣する者

第二部　効力発生の日

この文書に含まれる改正は、全体として、かつ、単一の文書の形式で、二千八年一月一日に、国際電気通信連合憲章及び国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）の締約国である構成国であって、この文書の批准書、受諾書、承認書又は加入書を同日前に寄託したものの間において効力を生ずる。

以上の証拠として、下名の全権委員は、全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正するこの文書の原本に署名した。

二千六年十一月二十四日にアンタルヤで作成した。

審査報告書

宇宙基本法案

右は多数をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

内閣委員長　岡田　広

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置する等の措置を講じようとするものであり、おおむね妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法律施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項に万全を期すべきである。

一、宇宙開発利用は日本国憲法の平和主義の理念を基調とし、宇宙環境との調和・共生を図りつつ、国民生活の向上のみならず、地球全体の利益向上に資するよう配慮して行うこと。

また、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のため、必要な施策を講じるに当たっては、情報の透明性を可能な限り確保し、宇宙開発利用に伴い生じた成果を十分に国民に伝え広める体制を整備するよう努めること。

二、内閣に宇宙開発戦略本部を設置し、中枢機関として我が国の宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するに当たっては、宇宙科学の振興に携わる有識者の意見を十分に取り入れ、施策に反映させるよう努めること。

三、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織を整備するに当たっては、宇宙基本計画の作成、宇宙開発利用に係る関連法案の整備、宇宙開発利用に係る予算の管理等について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するよう努めること。

また、その組織の長には特定の省益にとらわれない、大局的な判断ができる者を充てるよう努めることとし、その組織の職員については、特定の省庁から偏った登用をすることなく、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他宇宙開発利用に関係する機関、あるいは宇宙開発利用に携わる民間企業から幅広く登用するよう努めること。

四、本法の施行後一年を目途に、内閣府に宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行わせるに当たっては、宇宙開発戦略本部に関する事務の処理を行う組織の在り方について、宇宙開発利用に関する政策を戦略的、総合的かつ一体的に推進するための、将来の推進体制を見据えて検討した上で、必要な法制の準備その他の措置を講じること。

また、内閣府において宇宙開発戦略本部に関する事務を処理するに当たっては、関係省庁と緊密な連携をとり、一体的かつ戦略的に行うこと。

五、独立行政法人宇宙航空研究開発機構については、本法に掲げる宇宙開発に関する基本理念を実現するため、宇宙基本計画に従って運営するとともに、目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、所管する行政機関等について、独立行政法人宇宙航空研究開発機構法の見直しも含め、本法の施行後一年を目途に検討すること。

その他の宇宙開発利用に関係する機関の統合等についても、本法の施行後一年を目途に検討すること。

なお、宇宙開発委員会については、宇宙開発戦略本部との関係において、その在り方について検討すること。

六、本法の施行後二年以内を目途に、宇宙開発利用に関する条約等に従い、宇宙活動に係る規制などに関する法制を整備するよう努めること。

右決議する。

宇宙基本法案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年五月十三日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

宇宙基本法

目次

第一章　総則（第一条―第十二条）
第二章　基本的施策（第十三条―第二十三条）
第三章　宇宙基本計画（第二十四条）
第四章　宇宙開発戦略本部（第二十五条―第三十四条）
第五章　宇宙活動に関する法制の整備（第三十五条）
附則

第一章　総則

（目的）

第一条　この法律は、科学技術の進展その他の内外の諸情勢の変化に伴い、宇宙の開発及び利用（以下「宇宙開発利用」という。）の重要性が増大していることにかんがみ、日本国憲法の平和主義の理念を踏まえ、環境との調和に配慮しつつ、我が国において宇宙開発利用の果たす役割を拡大するため、宇宙開発利用に関し、基本理念及びその実現を図るために基本となる事項を定め、国の責務等を明らかにし、並びに宇宙基本計画の作成について定めるとともに、宇宙開発戦略本部を設置すること等により、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって国民生活の向上及び経済社会の発展に寄与するとともに、世界の平和及び人類の福祉の向上に貢献することを目的とする。

（宇宙の平和的利用）

第二条　宇宙開発利用は、月その他の天体を含む宇宙空間の探査及び利用における国家活動を律する原則に関する条約等の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束の定めるところに従い、日本国憲法の平和主義の理念にのっとり、行われるものとする。

（国民生活の向上等）

第三条　宇宙開発利用は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成、災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去、国際社会の平和及び安全の確保並びに

我が国の安全保障に資するよう行われなければならない。

（産業の振興）

第四条　宇宙開発利用は、宇宙開発利用の積極的かつ計画的な推進、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の円滑な企業化等により、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化をもたらし、もって我が国産業の振興に資するよう行われなければならない。

（人類社会の発展）

第五条　宇宙開発利用は、宇宙に係る知識の集積が人類にとっての知的資産であることにかんがみ、先端的な宇宙開発利用の推進及び宇宙科学の振興等により、人類の宇宙への夢の実現及び人類社会の発展に資するよう行われなければならない。

（国際協力等）

第六条　宇宙開発利用は、宇宙開発利用に関する国際協力、宇宙開発利用に関する外交等を積極的に推進することにより、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益の増進に資するよう行われなければならない。

（環境への配慮）

第七条　宇宙開発利用は、宇宙開発利用が環境に及ぼす影響に配慮して行われなければならない。

（国の責務）

第八条　国は、第二条から前条までに定める宇宙開発利用に関する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、宇宙開発利用に関する総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

（地方公共団体の努力義務）

第九条　地方公共団体は、基本理念にのっとり、宇宙開発利用に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の区域の特性を生かした自主的な施策を策定し、及び実施するよう努めなければならない。

（連携の強化）

第十条　国は、国、地方公共団体、大学、民間事業者等が相互に連携を図りながら協力することにより、宇宙開発利用の効果的な推進が図られることにかんがみ、これらの者の間の連携の強化に必要な施策を講ずるものとする。

（法制上の措置等）

第十一条　政府は、宇宙開発利用に関する施策を実施するため必要な法制上、財政上、税制上又は金融上の措置その他の措置を講じなければならない。

（行政組織の整備等）

第十二条　国は、宇宙開発利用に関する施策を講ずるにつき、行政組織の整備及び行政運営の改善に努めるものとする。

第二章　基本的施策

（国民生活の向上等に資する人工衛星の利用）

第十三条　国は、国民生活の向上、安全で安心して暮らせる社会の形成並びに災害、貧困その他の人間の生存及び生活に対する様々な脅威の除去に資するため、人工衛星を利用した安定的な情報通信ネットワーク、観測に関する情報システム、測位に関する情報システム等の整備の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障）

第十四条　国は、国際社会の平和及び安全の確保並びに我が国の安全保障に資する宇宙開発利用を推進するため、必要な施策を講ずるものとする。

（人工衛星等の自立的な打上げ等）

第十五条　国は、人工衛星等の開発、打上げ、追跡及び運用を自立的に行う能力を我が国が有することの重要性にかんがみ、これらに必要な機器（部品を含む。）、技術等の研究開発の推進及び設備、施設等の整備、我が国が宇宙開発利用に関し使用できる周波数の確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

（民間事業者による宇宙開発利用の促進）

第十六条　国は、宇宙開発利用において民間が果たす役割の重要性にかんがみ、民間における宇宙開発利用に関する事業活動（研究開発を含む。）を促進し、我が国の宇宙産業その他の産業の技術力及び国際競争力の強化を図るため、自ら宇宙開発利用に係る事業を行うに際しては、民間事業者の能力を活用し、物品及び役務の調達を計画的に行うよう配慮するとともに、打上げ射場（ロケットの打上げを行う施設をいう。）、試験研究設備その他の設備及び施設等の整備、宇宙開発利用に関する研究開発の成果の民間事業者への移転の促進、民間における宇宙開発利用に関する研究開発の成果の企業化の促進、宇宙開発利用に関する事業への民間事業者による投資を容易にするための税制上及び金融上の措置その他の必要な施策を講ずるものとする。

（信頼性の維持及び向上）

第十七条　国は、宇宙開発利用に関する技術の信頼性の維持及び向上を図ることの重要性にかんがみ、宇宙開発利用に関する基礎研究及び基盤的技術の研究開発の推進その他の必要な施策を講ずるものとする。

（先端的な宇宙開発利用等の推進）

第十八条　国は、宇宙の探査等の先端的な宇宙開発利用及び宇宙科学に関する学術研究等を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

（国際協力の推進等）

第十九条　国は、宇宙開発利用の分野において、我が国の国際社会における役割を積極的に果たすとともに、国際社会における我が国の利益を増進するため、宇宙開発利用に関し、研究開発のための国際的な連携、国際的な技術協力その他の国際協力を推進するとともに、我が国の宇宙開発利用に対する諸外国の理解を深めるために必要な施策を講ずるものとする。

（環境の保全）

第二十条　国は、環境との調和に配慮した宇宙開発利用を推進するために必要な施策を講ずるものとする。

２　国は、宇宙の環境を保全するための国際的な連携を確保するように努めるものとする。

（人材の確保等）

第二十一条　国は、宇宙開発利用を推進するため、大学、民間事業者等と緊密な連携協力を図りながら、宇宙開発利用に係る人材の確保、養成及び資質の向上のために必要な施策を講ずるものとする。

（教育及び学習の振興等）

第二十二条　国は、国民が広く宇宙開発利用に関する理解と関心を深めるよう、宇宙開発利用に関する教育及び学習の振興、広報活動の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

（宇宙開発利用に関する情報の管理）

第二十三条　国は、宇宙開発利用の特性にかんがみ、宇宙開発利用に関する情報の適切な管理のために必要な施策を講ずるものとする。

第三章　宇宙基本計画

第二十四条　宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、宇宙開発利用に関する基本的な計画（以下「宇宙基本計画」という。）を作成しなければならない。

2　宇宙基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一　宇宙開発利用の推進に関する基本的な方針

二　宇宙開発利用に関し政府が総合的かつ計画的に実施すべき施策

三　前二号に定めるもののほか、宇宙開発利用に関する施策を政府が総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3　宇宙基本計画に定める施策については、原則として、当該施策の具体的な目標及びその達成の期間を定めるものとする。

4　宇宙開発戦略本部は、第一項の規定により宇宙基本計画を作成したときは、遅滞なく、これをインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

5　宇宙開発戦略本部は、適時に、第三項の規定により定める目標の達成状況を調査し、その結果をインターネットの利用その他適切な方法により公表しなければならない。

6　宇宙開発戦略本部は、宇宙開発利用の進展の状況、政府が宇宙開発利用に関して講じた施策の効果等を勘案して、適宜、宇宙基本計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更しなければならない。この場合においては、第四項の規定を準用する。

7　政府は、宇宙基本計画について、その実施に要する経費に関し必要な資金の確保を図るため、毎年度、国の財政の許す範囲内で、これを予算に計上する等その円滑な実施に必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

第四章　宇宙開発戦略本部

（設置）

第二十五条　宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、宇宙開発戦略本部（以下「本部」という。）を置く。

（所掌事務）

第二十六条　本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一　宇宙基本計画を作成し、及びその実施を推進すること。

二　前号に掲げるもののほか、宇宙開発利用に関する施策で重要なものの企画に関する調査審議、その施策の実施の推進及び総合調整に関すること。

（組織）

第二十七条　本部は、宇宙開発戦略本部長、宇宙開発戦略副本部長及び宇宙開発戦略本部員をもって組織する。

（宇宙開発戦略本部長）

第二十八条　本部の長は、宇宙開発戦略本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2　本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。

（宇宙開発戦略副本部長）

第二十九条　本部に、宇宙開発戦略副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官及び宇宙開発担当大臣（内閣総理大臣の命を受けて、宇宙開発利用に関し内閣総理大臣を助けることをその職務とする国務大臣をいう。）をもって充てる。

2　副本部長は、本部長の職務を助ける。

（宇宙開発戦略本部員）

第三十条　本部に、宇宙開発戦略本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2　本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国務大臣をもって充てる。

（資料の提出その他の協力）

第三十一条　本部は、その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係行政機関、地方公共団体及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。）の長並びに特殊法人（法律により直接に設立された法人又は特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法（平成十一年法律第九十一号）第四条第十五号の規定の適用を受けるものをいう。）の代表者に対して、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2　本部は、その所掌事務を遂行するため特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

（事務）

第三十二条　本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。

（主任の大臣）

第三十三条　本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第三十四条　この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

第五章　宇宙活動に関する法制の整備

第三十五条　政府は、宇宙活動に係る規制その他の宇宙開発利用に関する条約その他の国際約束を実施するために必要な事項等に関する法制の整備を総合的、計画的かつ速やかに実施しなければならない。

2　前項の法制の整備は、国際社会における我が国の利益の増進及び民間における宇宙開発利用の推進に資するよう行われるものとする。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるための法制の整備等）

第二条　政府は、この法律の施行後一年を目途として、本部に関する事務の処理を内閣府に行わせるために必要な法制の整備その他の措置を講ずるものとする。

（独立行政法人宇宙航空研究開発機構等に関する検討）

第三条　政府は、この法律の施行後一年を目途と

して、独立行政法人宇宙航空研究開発機構その他の宇宙開発利用に関する機関について、その目的、機能、業務の範囲、組織形態の在り方、当該機関を所管する行政機関等について検討を加え、見直しを行うものとする。

（宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等の検討）

第四条　政府は、宇宙開発利用に関する施策を総合的かつ一体的に推進するための行政組織の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

審査報告書

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

厚生労働委員長　岩本　司

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、介護サービス事業者の業務運営の適正化及び利用者に対する必要な介護サービスの提供の確保を図るため、介護サービス事業者に対し、介護保険法を遵守するための業務管理体制の整備及び事業廃止時等における利用者の保護を義務付ける等の措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

政府は、本法の施行に当たり、次の事項について適切な措置を講ずるべきである。

一、業務管理体制の整備の義務付けに当たっては、指導監督体制の充実強化に努めるとともに、介護サービス事業者にとって過度の負担増が生じないように配慮すること。

二、今回の法改正に基づく厚生労働省令等の制定・改正に当たっては、介護サービスの利用者、介護サービス事業者等関係者の意見を十分に聴く機会を設けること。

三、次期介護報酬改定に当たっては、介護従事者等の処遇の改善に資するための措置を講ずること。なお、地域差の実態を踏まえ、必要な見直しを検討すること。また、サービス提供責任者等の処遇に配慮するとともに、介護福祉士等の専門性を重視し、有資格者の評価の在り方について検討を行うこと。

四、介護保険料の算定については、税制等の制度改正が高齢者世帯へ与える影響を十分踏まえ対応すること。

五、今後の介護保険制度の在り方については、国民の老後生活における介護の不安に応えるセーフティネットとして機能するよう、介護報酬の引上げによる保険料の急激な上昇を防ぐための方策を含め、十分な検討を加えること。

右決議する。

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案

右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十五日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案

介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律

（介護保険法の一部改正）

第一条　介護保険法（平成九年法律第百二十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に、「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に、「第百十五条の十一―第百十五条の十九」を「第百十五条の十二―第百十五条の二十一」に、

「第八節　指定介護予防支援事業者（第百十五条の二十―第百十五条の二十八）
第九節　介護サービス情報の公表（第百十五条の二十九―第百十五条の三十七）」を

「第八節　指定介護予防支援事業者（第百十五条の二十二―第百十五条の三十一）
第九節　業務管理体制の整備（第百十五条の三十二―第百十五条の三十四）
第十節　介護サービス情報の公表（第百十五条の三十五―第百十五条の四十三）」に、

「第百十五条の三十八―第百十五条の四十一」を「第百十五条の四十四―第百十五条の四十七」に改める。

第八条第二十一項中「第百十五条の三十八第一項第五号」を「第百十五条の四十四第一項第五号」に改める。

第八条の二第十八項中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改める。

第二十二条第三項中「に対し、その支払った額につき返還させる」を「から、その支払った額につき返還させるべき額を徴収する」に、「返還させる額」を「返還させるべき額」に、「支払わせる」を「徴収する」に改める。

第二十七条第一項及び第三十二条第一項中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改める。

第五十四条の二第八項中「第百十五条の十三第二項」を「第百十五条の十四第二項」に改める。

第五十八条第六項中「第百十五条の二十二第二項」を「第百十五条の二十四第二項」に改める。

第五十九条第一項第一号中「第百十五条の二十二第一項」を「第百十五条の二十四第一項」に改める。

第七十条第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「（特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該

指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十条第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　申請者（特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者（申請者（法人に限る。以下この号において同じ。）の株式の所有その他の事由を通じて当該申請者の事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの（以下この号において「申請者の親会社等」という。）、申請者の親会社等が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもの又は当該申請者が株式の所有その他の事由を通じてその事業を実質的に支配し、若しくはその事業に重要な影響を与える関係にある者として厚生労働省令で定めるもののうち、当該申請者と厚生労働省令で定める密接な関係を有する法人をいう。以下この章において同じ。）が、第七十七条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十条第二項第七号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　申請者が、第七十六条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十七条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十条第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第七十五条」を「第七十五条第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改める。

第七十一条第一項ただし書及び第七十二条第二項中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第七十四条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定居宅サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅サービス事業者、他の指定居宅サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十五条中「当該指定居宅サービス」を「休止した当該指定居宅サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2　指定居宅サービス事業者は、当該指定居宅サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第七十五条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第七十五条の二　都道府県知事又は市町村長は、指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定居宅サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者及び当該関係者に対する助言

その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の指定居宅サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅サービス事業者による第七十四条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十六条第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定居宅サービスの事業に関係のある場所」を加える。

第七十六条の二第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十四条第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をすること。

三　第七十四条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十六条の二第五項中「第七十四条第二項に規定する指定居宅サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定居宅サービスの事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第七十七条第一項第四号中「第七十四条第四項」を「第七十四条第五項」に改める。

第七十八条中「その旨」を「当該指定居宅サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第七十五条の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第七十五条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第七十八条の二第四項第五号の二中「第百十五条の十一第二項第四号の二」を「第百十五条の十二第二項第五号の二及び第百十五条の二十二第二項第四号の二」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に改め、「規定により指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十八条の二第四項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事

実に関して当該指定地域密着型サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十八条の二第四項第七号中「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同項第九号中「いずれかに」を「イからニまで又はへ（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者の役員等にあつては、次のイからハまで、ホ又はへ）のいずれかに」に改め、同号ハ中「第百十五条の十一第二項第九号ハ及び第百十五条の二十第二項第八号ハ」を「第百十五条の十二第二項第九号ハ及び第百十五条の二十二第二項第八号ハ」に改め、同号ニ中「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に改め、「指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号ホ中「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同号ホを同号へとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　第七十八条の十（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があつた日前六十日以内にその役員等であつた者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第七十八条の二第五項第一号中「申請者」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に改め、「規定により指定」の下に「（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二　申請者（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定（認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護又は地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

一の三　申請者と密接な関係を有する者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、第七十八条の十第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

第七十八条の二第五項第二号中「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　申請者が、第七十八条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第七十八条の十の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出又は指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十八条の二第五項第三号イ中「第七十八条の九第二号」を「第七十八条の十第二号」に改め、同号ロ中「前号」を「第二号」に、「第七十八条の五」を「第七十八条の五第二項」に、「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改める。

第七十八条の四第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　指定地域密着型サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止若しくは休止の届出をしたとき又は第七十八条の八の規定による指定の辞退をするときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）を受けていた者又は同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を受けていた者であつて、当該事業の廃止若しくは休止の日又は当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定地域密着型サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第七十八条の五中「当該指定地域密着型サービス」を「休止した当該指定地域密着型サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2　指定地域密着型サービス事業者は、当該指定地域密着型サービス（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を除く。）の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第五章第三節中第七十八条の十一を第七十八条の十二とする。

第七十八条の十中「その旨」を「当該指定地域

密着型サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第七十八条の五の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第七十八条の五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に改め、同条を第七十八条の十一とする。

第七十八条の九第六号中「第七十八条の四第六項」を「第七十八条の四第七項」に改め、同条第九号及び第十号中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に改め、同条を第七十八条の十とする。

第七十八条の八第一項中「第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　第七十八条の二第七項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

二　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第七十八条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省令で定める員数又は当該指定地域密着型サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三　第七十八条の四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型サービスの事業の運営をすること。

四　第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第七十八条の八を第七十八条の九とし、第七十八条の七を第七十八条の八とする。

第七十八条の六第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定地域密着型サービスの事業に関係のある場所」を加え、同条を第七十八条の七とする。

第七十八条の五の次に次の一条を加える。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第七十八条の六　市町村長は、指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型サービス事業者及び指定居宅介護支援事業者、他の指定地域密着型サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3　厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型サービス事業者による第七十八条の四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第七十九条第二項第五号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九条第二項第五号の次に次の一号を加える。

五の二　申請者と密接な関係を有する者が、第八十四条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定居宅介護支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止する

ための当該指定居宅介護支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定居宅介護支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第七十九条第二項第六号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に、「第八十二条」を「第八十二条第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　申請者が、第八十三条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第八十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第七十九条第二項第八号ニ中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号ホ中「第八十二条」を「第八十二条第二項」に改める。

第八十一条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定居宅介護支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定居宅介護支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定居宅介護支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定居宅介護支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十二条中「当該指定居宅介護支援」を「休止した当該指定居宅介護支援」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2　指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第八十二条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第八十二条の二　都道府県知事又は市町村長は、指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定居宅介護支援事業者及び他の指定居宅介護支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の指定居宅介護支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定居宅介護支援事業者による第八十一条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定居宅介護支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第八十三条第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定居宅介護支援の事業に関係のある場所」を加える。

第八十三条の二第一項中「当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の介護支援専門員を有し、又は同条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該指定に係る事業所の介護支援専門員の人員について第八十一条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない場合　当該指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をすること。

三　第八十一条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第八十三条の二第五項中「第八十一条第二項に規定する指定居宅介護支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定居宅介護支援の事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第八十四条第一項第四号中「第八十一条第四項」を「第八十一条第五項」に改める。

第八十五条中「その旨」を「当該指定居宅介護支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第八十二条の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第八十二条第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第八十六条第二項第四号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護老人福祉施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定

介護老人福祉施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護老人福祉施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第八十六条第二項第五号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

五の二　当該特別養護老人ホームの開設者が、第九十条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第九十二条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該特別養護老人ホームの開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十一条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第八十六条第二項第七号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第八十八条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定介護老人福祉施設の開設者は、第九十一条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護福祉施設サービスを受けていた者であって、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護福祉施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護老人福祉施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第八十九条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第八十九条の二　都道府県知事又は市町村長は、指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護老人福祉施設の開設者及び他の指定介護老人福祉施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の指定介護老人福祉施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護老人福祉施設の開設者による第八十八条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護老人福祉施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第九十条第一項中「、若しくは指定介護老人福祉施設」の下に「、指定介護老人福祉施設の開設者の事務所その他指定介護老人福祉施設の運営に関係のある場所」を加える。

第九十一条の二第一項中「その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その行う指定介護福祉施設サービスに従事する従業者の人員について第八十八条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない場合　当該指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をすること。

三　第八十八条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第九十一条の二第五項中「第八十八条第二項に規定する指定介護老人福祉施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護老人福祉施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第九十二条第一項第四号中「第八十八条第四項」を「第八十八条第五項」に改める。

第九十三条中「その旨」を「当該指定介護老人福祉施設の開設者の名称、当該指定介護老人福祉施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第九十四条第三項第六号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該許可の取消しが、介護老人保健施設の許可の取消しのうち当該許可の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該介護老人保健施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該介護老人保健施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する許可の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第九十四条第三項第七号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に、「第百五条において準用する医療法第九条第一項」を「第九十九条第二項」に改め、同号の

次に次の一号を加える。

七の二　申請者が、第百条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百四条第一項の規定による許可の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第九十九条第二項の規定による廃止の届出をした者（当該廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第九十四条第三項第八号中「前号」を「第七号」に、「第百五条において準用する医療法第九条第一項」を「第九十九条第二項」に改める。

第九十七条第五項を同条第六項とし、同条第四項の次に次の一項を加える。

5　介護老人保健施設の開設者は、第九十九条第二項の規定による廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日の前日に当該介護保健施設サービスを受けていた者であって、当該廃止又は休止の日以後においても引き続き当該介護保健施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の介護老人保健施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第九十九条の見出しを「（変更の届出等）」に改め、同条中「あったとき」の下に「、又は休止した当該介護老人保健施設を再開したとき」を加え、同条に次の一項を加える。

2　介護老人保健施設の開設者は、当該介護老人保健施設を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第九十九条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第九十九条の二　都道府県知事又は市町村長は、介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該介護老人保健施設の開設者及び他の介護老人保健施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の介護老人保健施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該介護老人保健施設の開設者による第九十七条第五項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該介護老人保健施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百条第一項中「若しくは介護老人保健施設」の下に「、介護老人保健施設の開設者の事務所その他介護老人保健施設の運営に関係のある場所」を加える。

第百三条第一項中「その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。以下この条において同じ。）に適合していない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その業務に従事する従業者の人員について第九十七条第二項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準（運営に関する部分に限る。）に適合していない場合　当該介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合すること。

三　第九十七条第五項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百三条第五項中「第九十七条第三項に規定する介護老人保健施設の設備及び運営に関する基準に適合しなくなった」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百四条第一項第三号中「第九十七条第五項」を「第九十七条第六項」に改め、同条の次に次の一条を加える。

（公示）

第百四条の二　都道府県知事は、次に掲げる場合には、当該介護老人保健施設の開設者の名称又は氏名、当該介護老人保健施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項を公示しなければならない。

一　第九十四条第一項の規定による許可をしたとき。

二　第九十九条第二項の規定による廃止の届出があったとき。

三　前条第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により第九十四条第一項の許可を取り消し、又は許可の全部若しくは一部の効力を停止したとき。

第百五条中「第八条の二第二項及び第九条」を「第九条第二項」に、「前条」を「第百四条」に改める。

第百七条第三項第五号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護療養型医療施設の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護療養型医療施設の開設者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護療養型医療施設の開設者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省

令で定めるものに該当する場合を除く。

第百七条第三項第六号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

六の二　当該療養病床病院等の開設者が、第百十二条第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十四条第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該療養病床病院等の開設者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十三条の規定による指定の辞退をした者（当該指定の辞退について相当の理由がある者を除く。）で、当該指定の辞退の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百七条第三項第七号中「前号」を「第六号」に改める。

第百十条第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定介護療養型医療施設の開設者は、第百十三条の規定による指定の辞退をするときは、同条に規定する予告期間の開始日の前日に当該指定介護療養施設サービスを受けていた者であって、当該指定の辞退の日以後においても引き続き当該指定介護療養施設サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護療養型医療施設の開設者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十一条の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第百十一条の二　都道府県知事又は市町村長は、指定介護療養型医療施設の開設者による第百十条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護療養型医療施設の開設者及び他の指定介護療養型医療施設の開設者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　厚生労働大臣は、同一の指定介護療養型医療施設の開設者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護療養型医療施設の開設者による第百十条第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護療養型医療施設の開設者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十二条第一項中「、若しくは指定介護療養型医療施設」の下に「、指定介護療養型医療施設の開設者の事務所その他指定介護療養型医療施設の運営に関係のある場所」を加える。

第百十三条の二第一項中「その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　その行う指定介護療養施設サービスに従事する従業者の人員について第百十条第一項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない場合　当該指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をすること。

三　第百十条第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十三条の二第五項中「第百十条第二項に規定する指定介護療養型医療施設の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護療養型医療施設の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改める。

第百十四条第一項第四号中「第百十条第四項」を「第百十条第五項」に改める。

第百十五条中「その旨」を「当該指定介護療養型医療施設の開設者の名称又は氏名、当該指定介護療養型医療施設の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

第百十五条の二第二項中「第七号」を「第七号の二」に、「第十一号」を「第六号まで又は第七号から第十一号」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第百十五条の八第一項又は第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項」に改め、「規定により指定」の下に「（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五条の二第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　申請者（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第

百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定（介護予防特定施設入居者生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者（当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内に当該申請者の役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないものを含む。）であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五条の二第二項第七号中「第百十五条の八第一項又は第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の九第一項又は第百十五条の三十五第六項」に、「第百十五条の五」を「第百十五条の五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

七の二　申請者が、第百十五条の七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の九第一項の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより都道府県知事が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五条の二第二項第八号中「前号」を「第七号」に、「第百十五条の五」を「第百十五条の五第二項」に改め、同項第十号中「前号」を「第六号まで又は第七号から前号」に改め、同項第十一号中「第九号」を「第六号まで又は第七号から第九号」に改める。

第百十五条の四第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

4　指定介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五条の五中「当該指定介護予防サービス」を「休止した当該指定介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2　指定介護予防サービス事業者は、当該指定介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

第六章中第百十五条の四十一を第百十五条の四十七とする。

第百十五条の四十第四項中「第百十五条の三十八第一項第一号」を「第百十五条の四十四第一項第一号」に改め、同条を第百十五条の四十六とする。

第百十五条の三十九を第百十五条の四十五とし、第百十五条の三十八を第百十五条の四十四とし、第五章第九節中第百十五条の三十七を第百十五条の四十三とする。

第百十五条の三十六第三項中「第百十五条の三十第三項及び第百十五条の三十二」を「第百十五条の三十六第三項及び第百十五条の三十八」に改め、同条を第百十五条の四十二とする。

第百十五条の三十五を第百十五条の四十一とし、第百十五条の三十から第百十五条の三十四までを六条ずつ繰り下げる。

第百十五条の二十九第一項中「指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）」を「介護サービス事業者」に改め、同条を第百十五条の三十五とする。

第五章第九節を同章第十節とし、同章第八節の次に次の一節を加える。

第九節　業務管理体制の整備

（業務管理体制の整備等）

第百十五条の三十二　指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者並びに指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設の開設者（以下「介護サービス事業者」という。）は、第七十四条第五項、第七十八条の四第七項、第八十一条第五項、第八十八条第五項、第九十七条第六

項、第百十条第五項、第百十五条の四第五項、第百十五条の十四第七項又は第百十五条の二十四第五項に規定する義務の履行が確保されるよう、厚生労働省令で定める基準に従い、業務管理体制を整備しなければならない。

2　介護サービス事業者は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者に対し、厚生労働省令で定めるところにより、業務管理体制の整備に関する事項を届け出なければならない。

一　次号及び第三号に掲げる介護サービス事業者以外の介護サービス事業者　都道府県知事

二　地域密着型サービス事業又は地域密着型介護予防サービス事業のみを行う介護サービス事業者であって、当該指定に係るすべての事業所（当該指定に係る地域密着型サービス又は地域密着型介護予防サービスの種類が異なるものを含む。）が一の市町村の区域に所在するもの　市町村長

三　当該指定に係る事業所又は当該指定若しくは許可に係る施設（当該指定又は許可に係る居宅サービス等の種類が異なるものを含む。）が二以上の都道府県の区域に所在する介護サービス事業者　厚生労働大臣

3　前項の規定により届出を行った介護サービス事業者は、その届け出た事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、遅滞なく、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣、都道府県知事又は市町村長（以下この節において「厚生労働大臣等」という。）に届け出なければならない。

4　第二項の規定による届出を行った介護サービス事業者は、同項各号に掲げる区分の変更により、同項の規定により当該届出を行った厚生労働大臣等以外の厚生労働大臣等に届出を行うときは、厚生労働省令で定めるところにより、その旨を当該届出を行った厚生労働大臣等にも届け出なければならない。

5　厚生労働大臣等は、前三項の規定による届出が適正になされるよう、相互に密接な連携を図るものとする。

（報告等）

第百十五条の三十三　前条第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）における同条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示を命じ、当該介護サービス事業者若しくは当該介護サービス事業者の従業者に対し出頭を求め、又は当該職員に関係者に対し質問させ、若しくは当該介護サービス事業者の当該指定若しくは許可に係る事業所若しくは当該指定若しくは許可に係る施設、事務所その他の指定居宅サービス等の提供に関係のある場所に立ち入り、その設備若しくは帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

2　厚生労働大臣が前項の権限を行うときは当該介護サービス事業者に係る指定若しくは許可を行った都道府県知事（次条第五項において「関係都道府県知事」という。）又は当該介護サービス事業者に係る指定を行った市町村長（以下この項及び同条第五項において「関係市町村長」という。）と、都道府県知事が前項の権限を行うときは関係市町村長と密接な連携の下に行うものとする。

3　都道府県知事は、その行った又はその行おうとする指定又は許可に係る介護サービス事業者における前条第一項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣に対し、市町村長は、その行った又はその行おうとする指定に係る介護サービス事業者における同項の規定による業務管理体制の整備に関して必要があると認めるときは、厚生労働大臣又は都道府県知事に対し、第一項の権限を行うよう求めることができる。

4　厚生労働大臣又は都道府県知事は、前項の規定による都道府県知事又は市町村長の求めに応じて第一項の権限を行ったときは、厚生労働省令で定めるところにより、その結果を当該権限を行うよう求めた都道府県知事又は市町村長に通知しなければならない。

5　第二十四条第三項の規定は第一項の規定による質問又は検査について、同条第四項の規定は第一項の規定による権限について準用する。

（勧告、命令等）

第百十五条の三十四　第百十五条の三十二第二項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等は、当該届出を行った介護サービス事業者（同条第四項の規定による届出を受けた厚生労働大臣等にあっては、同項の規定による届出を行った介護サービス事業者を除く。）が、同条第一項に規定する厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制の整備をしていないと認めるときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、当該厚生労働省令で定める基準に従って適正な業務管理体制を整備すべきことを勧告することができる。

2　厚生労働大臣等は、前項の規定による勧告をした場合において、その勧告を受けた介護サービス事業者が同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

3　厚生労働大臣等は、第一項の規定による勧告を受けた介護サービス事業者が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかったときは、当該介護サービス事業者に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

4　厚生労働大臣等は、前項の規定による命令をした場合においては、その旨を公示しなければならない。

5　厚生労働大臣又は都道府県知事は、介護サービス事業者が第三項の規定による命令に違反したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該違反の内容を関係都道府県知事又は関係市町村長に通知しなければならない。

第五章第八節中第百十五条の二十八を第百十五条の三十一とする。

　第百十五条の二十七中「その旨」を「当該指定介護予防支援事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五条の二十三の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を第百十五条の三十とする。

　第百十五条の二十六第一号中「第百十五条の二十第二項第四号」を「第百十五条の二十二第二項第四号」に改め、同条第二号中「第百十五条の二十二第一項」を「第百十五条の二十四第一項」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十二第二項」を「第百十五条の二十四第二項」に改め、同条第四号中「第百十五条の二十二第四項」を「第百十五条の二十四第五項」に改め、同条第六号及び第七号中「第百十五条の二十七第一項」を「第百十五条の二十四第一項」に改め、同条を第百十五条の二十九とする。

　第百十五条の二十五第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の二十二第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防支援の事業の運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の二十四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の二十四第二項に規定する指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をしていない場合　当該指定介護予防支援に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防支援の事業の運営に関する基準に従って適正な指定介護予防支援の事業の運営をすること。

三　第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

　第百十五条の二十五を第百十五条の二十八とする。

　第百十五条の二十四第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定介護予防支援の事業に関係のある場所」を加え、同条を第百十五条の二十七とする。

　第百十五条の二十三中「当該指定介護予防支援」を「休止した当該指定介護予防支援」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

２　指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援の事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

　第百十五条の二十三を第百十五条の二十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第百十五条の二十六　市町村長は、指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防支援事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

２　都道府県知事は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

３　厚生労働大臣は、同一の指定介護予防支援事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防支援事業者による第百十五条の二十四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防支援事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

　第百十五条の二十二第四項を同条第五項とし、同条第三項の次に次の一項を加える。

４　指定介護予防支援事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定介護予防支援を受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定介護予防支援に相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、他の指定介護予防支援事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

　第百十五条の二十二を第百十五条の二十四とする。

　第百十五条の二十一の前の見出しを削り、同条を第百十五条の二十三とし、同条の前に見出しとして「（指定介護予防支援の事業の基準）」を付する。

　第百十五条の二十第一項中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に

改め、同条第二項第二号中「第百十五条の二十二第一項」を「第百十五条の二十四第一項」に改め、同項第三号中「第百十五条の二十二第二項」を「第百十五条の二十四第二項」に改め、同項第五号中「第百十五条の二十六」を「第百十五条の二十九」に改め、同号に次のただし書を加える。

　ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

　第百十五条の二十第二項第五号の次に次の一号を加える。

　五の二　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の二十九の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定介護予防支援事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定介護予防支援事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定介護予防支援事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

　第百十五条の二十第二項第六号中「第百十五条の二十六」を「第百十五条の二十九」に、「第百十五条の二十三」を「第百十五条の二十五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

　六の二　申請者が、第百十五条の二十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の二十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の二十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

　第百十五条の二十第二項第八号ニ中「第百十五条の二十六」を「第百十五条の二十九」に改め、同号ホ中「第百十五条の二十五第二項」に改め、同条を第百十五条の二十二とする。

　第五章第七節中第百十五条の十九を第百十五条の二十一とする。

　第百十五条の十八中「その旨」を「当該指定地域密着型介護予防サービス事業者の名称、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五条の十四の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条を第百十五条の二十とする。

　第百十五条の十七第一号中「第百十五条の十一第二項第五号」を「第百十五条の十二第二項第五号」に改め、同条第二号中「第百十五条の十一第三項第三号」を「第百十五条の十二第三項第三号」に改め、同条第三号中「第百十五条の十一第五項」を「第百十五条の十二第五項」に改め、同条第四号中「第百十五条の十三第一項」を「第百十五条の十四第一項」に改め、同条第五号中「第百十五条の十三第二項」を「第百十五条の十四第二項」に改め、同条第六号中「第百十五条の十三第六項」を「第百十五条の十四第七項」に改め、同条第八号及び第九号中「第百十五条の十五第一項」を「第百十五条の十七第一項」に改め、同条を第百十五条の十九とする。

　第百十五条の十六第一項中「第百十五条の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わず、当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしておらず、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「第百十五条の十一第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従い、第百十五条の十三第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、若しくは同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を遵守し、又は同条第二項若しくは第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

　一　第百十五条の十二第五項の規定により当該指定を行うに当たって付された条件に従わない場合　当該条件に従うこと。

　二　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の十四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数又は同条第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準若しくは当該厚生労働省

令で定める員数又は当該指定地域密着型介護予防サービスに従事する従業者に関する基準を満たすこと。

三　第百十五条の十四第二項又は第四項に規定する指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定地域密着型介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定地域密着型介護予防サービスの事業の運営をすること。

四　第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十五条の十六を第百十五条の十八とする。

第百十五条の十五第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定地域密着型介護予防サービスの事業に関係のある場所」を加え、同条を第百十五条の十七とする。

第百十五条の十四中「当該指定地域密着型介護予防サービス」を「休止した当該指定地域密着型介護予防サービス」に改め、「廃止し、休止し、若しくは」を削り、同条に次の一項を加える。

2　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、当該指定地域密着型介護予防サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を市町村長に届け出なければならない。

第百十五条の十四を第百十五条の十五とし、同条の次に次の一条を加える。

（市町村長等による連絡調整又は援助）

第百十五条の十六　市町村長は、指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

2　都道府県知事は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の市町村長が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該市町村長相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する市町村の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

3　厚生労働大臣は、同一の指定地域密着型介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による第百十五条の十四第六項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定地域密着型介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百十五条の十三第六項を同条第七項とし、同条第五項の次に次の一項を加える。

6　指定地域密着型介護予防サービス事業者は、次条第二項の規定による事業の廃止又は休止の届出をしたときは、当該届出の日前一月以内に当該指定地域密着型介護予防サービスを受けていた者であって、当該事業の廃止又は休止の日以後においても引き続き当該指定地域密着型介護予防サービスに相当するサービスの提供を希望する者に対し、必要な居宅サービス等が継続的に提供されるよう、指定介護予防支援事業者、他の指定地域密着型介護予防サービス事業者その他関係者との連絡調整その他の便宜の提供を行わなければならない。

第百十五条の十三を第百十五条の十四とする。

第百十五条の十二の前の見出しを削り、同条を第百十五条の十三とし、同条の前に見出しとして「（指定地域密着型介護予防サービスの事業の基準）」を付する。

第百十五条の十一第二項第二号中「第百十五条の十三第一項」を「第百十五条の十四第一項」に改め、同項第三号中「第百十五条の十三第二項」を「第百十五条の十四第二項」に改め、同項第六号中「申請者」の下に「（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第百十五条の十七」を「第百十五条の十九」に改め、「規定により指定」の下に「（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号に次のただし書を加える。

ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五条の十一第二項第六号の次に次の二号を加える。

六の二　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するため

の当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

六の三　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。ただし、当該指定の取消しが、指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定の取消しのうち当該指定の取消しの処分の理由となった事実及び当該事実の発生を防止するための当該指定地域密着型介護予防サービス事業者による業務管理体制の整備についての取組の状況その他の当該事実に関して当該指定地域密着型介護予防サービス事業者が有していた責任の程度を考慮して、この号本文に規定する指定の取消しに該当しないこととすることが相当であると認められるものとして厚生労働省令で定めるものに該当する場合を除く。

第百十五条の十一第二項第七号中「第百十五条の十七」を「第百十五条の十九」に、「第百十五条の十四」を「第百十五条の十五第二項」に改め、同項第九号中「いずれかに」を「イからニまで又はヘ（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者の役員等にあっては、次のイからハまで、ホ又はヘ）のいずれかに」に改め、同号ニ中「第百十五条の十七」を「第百十五条の十九」に改め、「指定」の下に「（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号ホ中「第百十五条の十四」を「第百十五条の十五第二項」に改め、同号ホを同号ヘとし、同号ニの次に次のように加える。

ホ　第百十五条の十九（第二号から第五号までを除く。）の規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消された法人において、当該取消しの処分に係る行政手続法第十五条の規定による通知があった日前六十日以内にその役員等であった者で当該取消しの日から起算して五年を経過しないもの

第百十五条の十一第三項第一号中「申請者」の下に「（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者を除く。）」を加え、「第百十五条の十七第二号」を「第百十五条の十九第二号」に改め、「規定により指定」の下に「（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定を除く。）」を加え、同号の次に次の二号を加える。

一の二　申請者（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定の申請者に限る。）が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定（介護予防認知症対応型共同生活介護に係る指定に限る。）を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過しない者であるとき。

一の三　申請者と密接な関係を有する者が、第百十五条の十九第二号から第五号までの規定により指定を取り消され、その取消しの日から起算して五年を経過していないとき。

第百十五条の十一第三項第二号中「第百十五条の十七第二号」を「第百十五条の十九第二号」に、「第百十五条の十四」を「第百十五条の十五第二項」に改め、同号の次に次の一号を加える。

二の二　申請者が、第百十五条の十七第一項の規定による検査が行われた日から聴聞決定予定日（当該検査の結果に基づき第百十五条の十九の規定による指定の取消しの処分に係る聴聞を行うか否かの決定をすることが見込まれる日として厚生労働省令で定めるところにより市町村長が当該申請者に当該検査が行われた日から十日以内に特定の日を通知した場合における当該特定の日をいう。）までの間に第百十五条の十五第二項の規定による事業の廃止の届出をした者（当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。）で、当該届出の日から起算して五年を経過しないものであるとき。

第百十五条の十一第三項第三号イ中「第百十五条の十七第二号」を「第百十五条の十九第二号」に改め、同号ロ中「前号」を「第二号」に、「第百十五条の十四」を「第百十五条の十五第二項」に改め、同条を第百十五条の十二とする。

第五章第六節中第百十五条の十を第百十五条の十一とする。

第百十五条の九中「その旨」を「当該指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名、当該指定に係る事業所の所在地その他の厚生労働省令で定める事項」に改め、同条第二号中「第百十五条の五の規定による届出（同条の厚生労働省令で定める事項の変更並びに同条に規定する事業の休止及び再開に係るものを除く。）」を「第百十五条の五第二項の規定による事業の廃止の届出」に改め、同条第三号中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同条を第百十五条の十とする。

第百十五条の八第一項第四号中「第百十五条の四第四項」を「第百十五条の四第五項」に改め、同項第六号及び第七号中「第百十五条の六第一項」を「第百十五条の七第一項」に改め、同条を第百十五条の九とする。

第百十五条の七第一項中「当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能若しくは人員について第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準若しくは同項の厚生労働省令で定める員数を満たしておらず、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「次の各号に掲げる場合に該当する」に、「同条第一項の厚生労働省令で定める基準を遵守し、若しくは同項の厚生労働省令で定める員数の従業者を有し、又は同条第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準若しくは指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準を遵守すべき」を「それぞれ当該各号に定める措置をとるべき」に改め、同項に次の各号を加える。

一　当該指定に係る事業所の従業者の知識若しくは技能又は人員について第百十五条の四第一項の厚生労働省令で定める基準又は同項の厚生労働省令で定める員数を満たしていない場合　当該厚生労働省令で定める基準又は当該厚生労働省令で定める員数を満たすこと。

二　第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない場合　当該指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をすること。

三　第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供を適正に行っていない場合　当該便宜の提供を適正に行うこと。

第百十五条の七第五項中「第百十五条の四第二項に規定する指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準又は指定介護予防サービスの事業の設備及び運営に関する基準に従って適正な指定介護予防サービスの事業の運営をしていない」を「第一項各号に掲げる場合のいずれかに該当する」に改め、同条を第百十五条の八とする。

第百十五条の六第一項中「の当該指定に係る事業所」の下に「、事務所その他指定介護予防サービスの事業に関係のある場所」を加え、同条を第百十五条の七とする。

第百十五条の五の次に次の一条を加える。

（都道府県知事等による連絡調整又は援助）

第百十五条の六　都道府県知事又は市町村長は、指定介護予防サービス事業者による第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該指定介護予防サービス事業者及び指定介護予防支援事業者、他の指定介護予防サービス事業者その他の関係者相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者及び当該関係者に対する助言その他の援助を行うことができる。

２　厚生労働大臣は、同一の指定介護予防サービス事業者について二以上の都道府県知事が前項の規定による連絡調整又は援助を行う場合において、当該指定介護予防サービス事業者による第百十五条の四第四項に規定する便宜の提供が円滑に行われるため必要があると認めるときは、当該都道府県知事相互間の連絡調整又は当該指定介護予防サービス事業者に対する都道府県の区域を超えた広域的な見地からの助言その他の援助を行うことができる。

第百二十二条の二第一項中「第百十五条の三十八第一項第一号」を「第百十五条の四十四第一項第一号」に改める。

第二百五条第二項中「第百十五条の三十二第一項（第百十五条の三十六第三項」を「第百十五条の三十八第一項（第百十五条の四十二第三項」に、「第百十五条の三十九第五項（第百十五条の四十第三項」を「第百十五条の四十五第五項（第百十五条の四十六第三項」に改める。

第二百六条の二第一号中「第百十五条の三十三（第百十五条の三十六第三項」を「第百十五条の三十九（第百十五条の四十二第三項」に改め、同条第二号中「第百十五条の三十四第一項（第百十五条の三十六第三項」を「第百十五条の四十第一項（第百十五条の四十二第三項」に改め、同条第三号中「第百十五条の三十五」を「第百十五条の四十一」に、「第百十五条の三十六第三項」を「第百十五条の四十二第三項」に改める。

第二百九条第二号中「第七十八条の六第一項」を「第七十八条の七第一項」に、「第百十五条の六第一項、第百十五条の十五第一項又は第百十五条の二十四第一項」を「第百十五条の七第一項、第百十五条の十七第一項、第百十五条の二十七第一項又は第百十五条の三十三第一項」に改め、同条第三号中「第百五条」を「第九十九条第二項又は第百五条」に、「第八条の二第二項及び第九条」を「第九条第二項」に改める。

（老人福祉法の一部改正）

第二条　老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）の一部を次のように改正する。

第十四条の三及び第十六条第一項中「あらかじめ」を「その廃止又は休止の日の一月前までに」に改める。

第二十九条第二項後段を削り、同条第九項を同条第十項とし、同条第八項中「第三項から第五項まで」を「第四項から第六項まで」に改め、同項を同条第九項とし、同条中第七項を第八項とし、第三項から第六項までを一項ずつ繰り下げ、第二項の次に次の一項を加える。

３　第一項の規定による届出をした者は、その事業を廃止し、又は休止しようとするときは、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を当該都道府県知事に届け出なければならない。

第三十四条の二第一項中「第二十九条第六項及び第八項」を「第二十九条第七項及び第九項」に改める。

第三十九条中「第二十九条第八項」を「第二十九条第九項」に改める。

第四十条第一号中「第二十九条第六項」を「第二十九条第七項」に改め、同条第二号中「又は第二項」を「から第三項まで」に改める。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律の規定による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

（不正利得の徴収等に関する経過措置）

第三条　この法律の施行の日（以下「施行日」という。）前に、介護保険法第二十二条第三項に規定する指定居宅サービス事業者等が、施行日前にした偽りその他不正の行為により同法第四十一条第六項、第四十二条の二第六項、第四十六条第四項、第四十八条第四項、第五十一条の三第四項、第五十三条第四項、第五十四条の二第六項、第五十八条第四項又は第六十一条の三第四

項の規定による支払を受けた場合におけるこの法律による改正後の介護保険法（以下「新介護保険法」という。）第二十二条第三項の規定の適用については、なお従前の例による。

（指定等の申請に関する経過措置）

第四条　施行日前にされたこの法律による改正前の介護保険法（以下この条及び次条において「旧介護保険法」という。）第七十条第一項（旧介護保険法第七十条の二第四項（旧介護保険法第七十八条の十一、第百十五条の十、第百十五条の十九及び第百十五条の二十八において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第一項、第七十九条第一項（旧介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第八十六条第一項（旧介護保険法第八十六条の二第四項において準用する場合を含む。）、第九十四条第一項（旧介護保険法第九十四条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百七条第一項（旧介護保険法第百七条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第一項、第百十五条の十一第一項又は第百十五条の二十第一項の指定若しくは指定の更新の申請又は許可若しくは許可の更新の申請であって、この法律の施行の際、指定若しくは指定の更新又は許可若しくは許可の更新をするかどうかの処分がなされていないものについてのこれらの処分については、なお従前の例による。

（指定又は許可の取消しに関する経過措置）

第五条　新介護保険法第七十条第二項第六号の三（新介護保険法第七十条の二第四項（新介護保険法第七十八条の十二、第百十五条の十一、第百十五条の二十一及び第百十五条の三十一において準用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）、第七十八条の二第四項第六号の三若しくは第五項第一号の三、第七十九条第二項第五号の二（新介護保険法第七十九条の二第四項において準用する場合を含む。）、第百十五条の二第二項第六号の三、第百十五条の十二第二項第六号の三若しくは第三項第一号の三又は第百十五条の二十二第二項第五号の二の規定は、新介護保険法第七十条第二項第六号の三に規定する申請者と密接な関係を有する者（新介護保険法第七十八条の二第四項第六号の三に規定する地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護に係る指定の申請者と密接な関係を有する者を除く。）が、施行日前に旧介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の九、第八十四条第一項、第百十五条の八第一項、第百十五条の十七、第百十五条の二十六若しくは第百十五条の二十九第六項の規定により指定を取り消され、又は施行日前に発生した事実を理由として施行日後に新介護保険法第七十七条第一項、第七十八条の十、第八十四条第一項、第百十五条の九第一項、第百十五条の十九、第百十五条の二十九若しくは第百十五条の三十五第六項の規定により指定を取り消され、これらの取消しの日から起算して五年を経過しない法人である場合については、適用しない。

（廃止又は休止の届出に関する経過措置）

第六条　新介護保険法第七十五条第二項、第七十八条の五第二項、第八十二条第二項、第九十九条第二項、第百十五条の五第二項、第百十五条の十五第二項又は第百十五条の二十五第二項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、若しくは休止する指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者（地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護を行う者を除く。以下この条において同じ。）、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日以後に介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した当該介護老人保健施設の開設者について適用し、同日前にその事業を廃止し、若しくは休止した指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定居宅介護支援事業者、指定介護予防サービス事業者、指定地域密着型介護予防サービス事業者若しくは指定介護予防支援事業者又は同日前に当該介護老人保健施設を廃止し、若しくは休止した介護老人保健施設の開設者については、なお従前の例による。

第七条　この法律による改正後の老人福祉法第十四条の三又は第十六条第一項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後に同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止する国及び都道府県以外の者について適用し、同日前に同法第五条の二第一項に規定する老人居宅生活支援事業又は同法第二十条の二の二に規定する老人デイサービスセンター、同法第二十条の三に規定する老人短期入所施設若しくは同法第二十条の七の二に規定する老人介護支援センターを廃止し、又は休止した国及び都道府県以外の者については、なお従前の例による。

2　この法律による改正後の老人福祉法第二十九条第三項の規定は、施行日から起算して一月を経過する日以後にその事業を廃止し、又は休止する有料老人ホームの設置者（同法第二十九条第一項の規定による届出をした者をいう。以下この項において同じ。）について適用し、同日前にその事業を廃止し、又は休止した有料老人ホームの設置者については、なお従前の例による。

（介護老人保健施設の公示に関する規定の適用）

第八条　新介護保険法第百四条の二の規定は、施行日以後に同条各号に掲げる場合に該当することとなる場合について適用する。

（罰則に関する経過措置）

第九条　この法律の施行前にした行為及びこの附則の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（その他の経過措置の政令への委任）

第十条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

（健康保険法の一部改正）

第十一条　健康保険法（大正十一年法律第七十号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第三項中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に、「第百

十五条の八第一項」を「第百十五条の九第一項」に、「第百十五条の十」を「第百十五条の十一」に改める。

（生活保護法の一部改正）

第十二条　生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）の一部を次のように改正する。

第十五条の二第六項中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改める。

第五十四条の二第三項中「第七十八条の七」を「第七十八条の八」に、「第七十八条の九」を「第七十八条の十」に、「第七十八条の十一」を「第七十八条の十二」に、「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

（地方税法の一部改正）

第十三条　地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の一部を次のように改正する。

第七十三条の四第一項第四号の九、第三百四十八条第二項第十号の五及び第七百一条の三十四第三項第十号の八中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改める。

（高齢者の医療の確保に関する法律の一部改正）

第十四条　高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）の一部を次のように改正する。

第二十九条第一項中「第百十五条の三十八第一項」を「第百十五条の四十四第一項」に改める。

（介護保険法施行法の一部改正）

第十五条　介護保険法施行法（平成九年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第十三条第一項及び第三項中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改める。

（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律の一部改正）

第十六条　高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（平成十七年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第二条第五項第一号中「第百十五条の三十九第一項」を「第百十五条の四十五第一項」に改める。

第十一条第一項中「第百十五条の三十九第二項」を「第百十五条の四十五第二項」に改める。

第十六条中「第百十五条の三十九第三項」を「第百十五条の四十五第三項」に改める。

（健康保険法等の一部を改正する法律の一部改正）

第十七条　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）の一部を次のように改正する。

第二十六条のうち、介護保険法第七十二条第一項の改正規定中「第百十五条の二十九第六項」を「第百十五条の三十五第六項」に改め、同法第七十八条の九第七号の改正規定中「第七十八条の九第七号」を「第七十八条の十第七号」に改め、同法第九十四条第三項第七号の改正規定中「第九十四条第三項第七号」を「第百五条」に改め、同法第五章第五節第三款の款名を削り、第百七条から第百十五条までを改める改正規定の次に次の改正規定を加える。

第百十五条の三十二第一項中「、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、「、第百十条第五項」を削る。

第二十六条のうち介護保険法第百十五条の二十九第一項の改正規定中「第百十五条の二十九第一項中「、介護老人保健施設及び指定介護療養型医療施設」を「及び介護老人保健施設」に改め、」を「第百十五条の三十五第一項中」に改める。

審査報告書

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

厚生労働委員長　岩本　司

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

本法律案は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講じようとするものであり、妥当な措置と認める。

一、費用

本法施行のため、別に費用を要しない。

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案

右の本院提出案をここに送付する。

平成二十年四月二十五日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律

政府は、高齢者等が安心して暮らすことのできる社会を実現するために介護従事者等が重要な役割を担っていることにかんがみ、介護を担う優れた人材の確保を図るため、平成二十一年四月一日までに、介護従事者等の賃金水準その他の事情を勘案し、介護従事者等の賃金をはじめとする処遇の改善に資するための施策の在り方について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附　則

この法律は、公布の日から施行する。

審査報告書

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案

右は全会一致をもって可決すべきものと議決した。よって要領書を添えて報告する。

平成二十年五月二十日

農林水産委員長　郡司　彰

参議院議長　江田　五月殿

要領書

一、委員会の決定の理由

　本法律案は、農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化の重要性にかんがみ、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図ろうとするものであって、妥当な措置と認める。

　なお、別紙の附帯決議を行った。

一、費用

　本法施行のため、別に費用を要しない。

附帯決議

　バイオマスの利活用は、温室効果ガスの排出を抑制し、地球温暖化を防止する上で有効なものと位置付けられている。また、資源小国である我が国にとって、化石資源への依存度を減らしエネルギー供給源の多様化を図るなど、エネルギー安全保障の観点から、バイオ燃料に対する期待が高まっている。

　しかし、アジア諸国等における人口増加と経済発展等に伴う食料・飼料需要の増大、バイオ燃料の原材料としての穀物需要の増大、地球温暖化による気候変動の影響等により、世界的に食料需給がひっ迫し、食料価格が高騰する中で、バイオ燃料の原材料として穀物を利用する場合には、バイオ燃料と食料・飼料との間に競合が生じ、我が国をはじめ食料・飼料の多くを輸入に依存せざるを得ない国々は、その影響を直接被るおそれがある。

　よって政府は、本法の施行に当たり、食料・飼料の安定供給の確保及びバイオ燃料の生産拡大が適切に図られるよう、次の事項の実現に万全を期すべきである。

一　穀物を原材料とするバイオ燃料の生産については、食料不足や飼料価格上昇等の弊害が指摘されていることにかんがみ、食料・飼料生産とバイオ燃料生産の適切なバランスに配慮したバイオ燃料生産の取組が各国でなされるよう、我が国としても国際会議等を通じて積極的な働きかけを行うこと。

二　稲わら及び間伐材等、食料供給と競合しないセルロース系の原材料からバイオエタノールを低コストで製造する技術開発について、各省庁間の連携を強め政府一体となって重点的に進めるとともに、その迅速化を図ること。

三　諸外国で生産されたバイオ燃料について、穀物の国際価格の上昇を促すとともに、バイオ燃料の原材料となる穀物を作付けるために熱帯雨林等の大量破壊を招くおそれがあるものについての輸入は極力避け、国産バイオ燃料の生産を大幅に拡大するよう施策を進めること。

四　農林水産業から生じる残さ等は産業廃棄物に分類されるものもあるが、これらの適正処理を図りつつバイオ燃料としての利活用を促進するための施策を進めること。

　右決議する。

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案

　右の内閣提出案は本院においてこれを可決した。

　よって国会法第八十三条により送付する。

平成二十年四月二十四日

衆議院議長　河野　洋平

参議院議長　江田　五月殿

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案

農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律

（目的）

第一条　この法律は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するための措置を講ずることにより、農林漁業有機物資源の新たな需要の開拓及びその有効な利用の確保並びにバイオ燃料の生産の拡大を図り、もって農林漁業の持続的かつ健全な発展及びエネルギーの供給源の多様化に寄与することを目的とする。

（定義）

第二条　この法律において「農林漁業有機物資源」とは、農林水産物及びその生産又は加工に伴い副次的に得られた物品のうち、動植物に由来する有機物であって、エネルギー源として利用することができるものをいう。

2　この法律において「バイオ燃料」とは、農林漁業有機物資源を原材料として製造される燃料（単なる乾燥又は切断その他の主務省令で定める簡易な方法により製造されるものを除く。）をいう。

3　この法律において「生産製造連携事業」とは、農林漁業者若しくは木材製造業を営む者（以下「農林漁業者等」という。）又は農業協同組合その他の政令で定める法人で農林漁業者等を直接若しくは間接の構成員（以下単に「構成員」という。）とするもの（以下「農業協同組合等」という。）及び特定バイオ燃料（バイオ燃料のうち、相当程度の需要が見込まれるものとして政令で定めるものをいう。以下同じ。）の製造の事業を営む者（以下「バイオ燃料製造業者」という。）又は事業協同組合その他の政令で定める法人でバイオ燃料製造業者を構成員とするもの（以下「事業協同組合等」という。）が、第一号並びに第二号イ及びロに掲げる措置のすべてを実施することにより農林漁業有機物資源の生産（農林漁業有機物資源をバイオ燃料の原材料として利用するために必要な収集その他の主務省令で定める行為を含む。以下同じ。）から特定バイオ燃料の製造までの一連の行程の総合的な改善を図る事業をいう。

一　農林漁業者等又は農業協同組合等とバイオ燃料製造業者又は事業協同組合等との間における農林漁業有機物資源の安定的な取引関係の確立

二　前号に掲げる措置を実施するために必要な次に掲げる措置

イ　特定バイオ燃料の原材料に適する新規の作物の導入、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の導入その他のバイオ燃料製造業者の需要に的確に対応した農林漁業有機物資源の生産を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

ロ　特定バイオ燃料の製造に要する費用の低減に資する製造の方式の導入又は施設の整

備その他の特定バイオ燃料の効率的な製造を図るための措置（当該措置と併せて実施する農林漁業有機物資源の効率的な運搬を図るための措置を含む。）

4　この法律において「研究開発事業」とは、次のいずれかに掲げる研究開発を実施する事業で、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に特に資するものをいう。

一　バイオ燃料の原材料に適する新品種の育成、農林漁業有機物資源の生産に要する費用の低減に資する生産の方式の開発その他の農林漁業有機物資源の生産の高度化に資する研究開発

二　バイオ燃料の製造に要する費用の低減に資する製造の方式又は機械の開発その他のバイオ燃料の製造の高度化に資する研究開発

（基本方針）

第三条　主務大臣は、政令で定めるところにより、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めるものとする。

2　基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義及び基本的な方向

二　生産製造連携事業及び研究開発事業の実施に関する基本的な事項

三　前二号に掲げるもののほか、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する重要事項

四　食料及び飼料の安定供給の確保、農林漁業有機物資源が廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）第二条第一項に規定する廃棄物をいう。以下同じ。）である場合におけるその適正な処理の確保その他の農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に際し配慮すべき重要事項

3　基本方針は、農林漁業有機物資源の生産及びバイオ燃料の製造に関する技術水準、エネルギー需給の長期見通しその他の事情を勘案して定めるものとする。

4　基本方針は、地球温暖化の防止を図るための施策に関する国の計画との調和が保たれたものでなければならない。

5　主務大臣は、経済事情の変動その他情勢の推移により必要が生じたときは、基本方針を変更するものとする。

6　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

7　主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

（生産製造連携事業計画の認定）

第四条　農林漁業者等（農林漁業者若しくは木材製造業を営もうとする者又は農林漁業者若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者を含む。）又は農業協同組合等は、バイオ燃料製造業者（特定バイオ燃料の製造の事業を営もうとする者又は特定バイオ燃料の製造の事業を営む法人を設立しようとする者を含む。）又は事業協同組合等と共同して、生産製造連携事業に関する計画（農業協同組合等又は事業協同組合等にあってはその構成員の行う生産製造連携事業に関するものを含み、農林漁業若しくは木材製造業を営む法人を設立しようとする者又は特定バイオ燃料の製造の事業を営む法人を設立しようとする者にあってはこれらの法人が行う生産製造連携事業に関するものを含む。以下「生産製造連携事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その生産製造連携事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　生産製造連携事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　生産製造連携事業の目標

二　生産製造連携事業の内容及び実施期間

三　農林漁業有機物資源が廃棄物である場合にあっては、その適正な処理の確保に関する事項

四　生産製造連携事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その生産製造連携事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号から第三号までに掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二　前項第二号から第四号までに掲げる事項が生産製造連携事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（生産製造連携事業計画の変更等）

第五条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定事業者」という。）は、当該認定に係る生産製造連携事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、共同して、主務大臣の認定を受けなければならない。

2　主務大臣は、認定事業者が前条第一項の認定に係る生産製造連携事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定生産製造連携事業計画」という。）に従って生産製造連携事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

3　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（研究開発事業計画の認定）

第六条　研究開発事業を行おうとする者（研究開発事業を行う法人を設立しようとする者を含む。）は、研究開発事業に関する計画（以下「研究開発事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その研究開発事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2　研究開発事業計画には、次に掲げる事項を記載しなければならない。

一　研究開発事業の目標

二　研究開発事業の内容及び実施期間

三　研究開発事業を実施するために必要な資金の額及びその調達方法

3　主務大臣は、第一項の認定の申請があった場合において、その研究開発事業計画が次の各号のいずれにも適合するものであると認めるときは、その認定をするものとする。

一　前項第一号及び第二号に掲げる事項が基本方針に照らし適切なものであること。

二　前項第二号及び第三号に掲げる事項が研究開発事業を確実に遂行するため適切なものであること。

（研究開発事業計画の変更等）

第七条　前条第一項の認定を受けた者（その者の設立に係る同項の法人を含む。以下「認定研究開発事業者」という。）は、当該認定に係る研究開発事業計画を変更しようとするときは、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認定を受けなければならない。

２　主務大臣は、認定研究開発事業者が前条第一項の認定に係る研究開発事業計画（前項の規定による変更の認定があったときは、その変更後のもの。以下「認定研究開発事業計画」という。）に従って研究開発事業を行っていないと認めるときは、その認定を取り消すことができる。

３　前条第三項の規定は、第一項の認定について準用する。

（農業改良資金助成法の特例）

第八条　農業改良資金助成法（昭和三十一年法律第百二号）第二条の農業改良資金（同法第五条第一項の特定地域資金を除く。）であって、認定事業者（認定事業者が農業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。次条及び第十条において同じ。）が認定生産製造連携事業計画に従って第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間（据置期間を含む。次条及び第十条において同じ。）は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（林業・木材産業改善資金助成法の特例）

第九条　林業・木材産業改善資金助成法（昭和五十一年法律第四十二号）第二条第一項の林業・木材産業改善資金であって、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第一項の規定にかかわらず、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（沿岸漁業改善資金助成法の特例）

第十条　沿岸漁業改善資金助成法（昭和五十四年法律第二十五号）第二条第二項の経営等改善資金及び同条第四項の青年漁業者等養成確保資金のうち政令で定める種類の資金であって、認定事業者が認定生産製造連携事業計画に従って第二条第三項第二号イに掲げる措置を実施するのに必要なものの償還期間は、同法第五条第二項の規定にかかわらず、その種類ごとに、十二年を超えない範囲内で政令で定める期間とする。

（中小企業投資育成株式会社法の特例）

第十一条　中小企業投資育成株式会社は、中小企業投資育成株式会社法（昭和三十八年法律第百一号）第五条第一項各号に掲げる事業のほか、次に掲げる事業を行うことができる。

一　中小企業者又は事業を営んでいない個人が認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従って第二条第三項第二号ロに掲げる措置を実施し、又は研究開発事業を行うために資本金の額が三億円を超える株式会社を設立する際に発行する株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有

二　中小企業者のうち資本金の額が三億円を超える株式会社が認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従って第二条第三項第二号ロに掲げる措置を実施し、又は研究開発事業を行うために必要とする資金の調達を図るために発行する株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等（中小企業投資育成株式会社法第五条第一項第二号に規定する新株予約権付社債等をいう。以下この号及び次項において同じ。）の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有

２　前項第一号の規定による株式の引受け及び当該引受けに係る株式の保有並びに同項第二号の規定による株式、新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを除く。）又は新株予約権付社債等の引受け及び当該引受けに係る株式、新株予約権（その行使により発行され、又は移転された株式を含む。）又は新株予約権付社債等（新株予約権付社債等に付された新株予約権の行使により発行され、又は移転された株式を含む。）の保有は、中小企業投資育成株式会社法の適用については、それぞれ同法第五条第一項第一号及び第二号の事業とみなす。

３　第一項各号の「中小企業者」とは、次の各号のいずれかに該当する者をいう。

一　資本金の額又は出資の総額が三億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が三百人以下の会社及び個人であって、製造業、建設業、運輸業その他の業種（次号から第四号までに掲げる業種及び第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

二　資本金の額又は出資の総額が一億円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、卸売業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

三　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が百人以下の会社及び個人であって、サービス業（第五号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

四　資本金の額又は出資の総額が五千万円以下の会社並びに常時使用する従業員の数が五十人以下の会社及び個人であって、小売業（次号の政令で定める業種を除く。）に属する事業を主たる事業として営むもの

五　資本金の額又は出資の総額がその業種ごとに政令で定める金額以下の会社並びに常時使用する従業員の数がその業種ごとに政令で定める数以下の会社及び個人であって、その政令で定める業種に属する事業を主たる事業として営むもの

六　企業組合

七　協業組合

八　事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合及びその連合会であって、政令で定めるもの

（産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律の特例）

第十二条　産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律（平成四年法律第六十二号）第十六条第一項の規定により指定された産業廃棄物処理事業振興財団（次項において「振興

財団」という。）は、同法第十七条各号に掲げる業務のほか、次に掲げる業務を行うことができる。

一　認定事業者（認定事業者が事業協同組合等である場合にあっては、その構成員を含む。）が認定生産製造連携事業計画に従って行う特定バイオ燃料の製造（産業廃棄物（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物をいう。次号において同じ。）の処理に該当するものに限る。）の用に供する施設の整備の事業に必要な資金の借入れに係る債務を保証すること。

二　認定研究開発事業者が認定研究開発事業計画に従って行う研究開発事業（産業廃棄物の適正な処理の確保に資するものに限る。）に必要な資金に充てるための助成金を交付すること。

三　前二号に掲げる業務に附帯する業務を行うこと。

2　前項の規定により振興財団が同項各号に掲げる業務を行う場合には、産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律第十八条第一項中「第四号まで」とあるのは「第四号まで及び農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律（以下「利用促進法」という。）第十二条第一項第一号」と、同法第十九条中「第十七条各号」とあるのは「第十七条各号及び利用促進法第十二条第一項各号」と、同法第二十一条第二号中「に掲げる業務及び」とあるのは「及び利用促進法第十二条第一項第一号に掲げる業務並びに」と、同条第三号中「に掲げる業務及びこれに」とあるのは「及び利用促進法第十二条第一項第二号に掲げる業務並びにこれらに」と、同法第二十二条第一項、第二十三条及び第二十四条第一項第一号中「第十七条各号」とあるのは「第十七条各号又は利用促進法第十二条第一項各号」と、同法第二十三条中「この章」とあるのは「この章又は利用促進法」と、同法第二十四条第一項第三号中「この章」とあるのは「この章若しくは利用促進法」と、同法第三十条中「第二十二条第一項」とあるのは「第二十二条第一項（利用促進法第十二条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この条において同じ。）」と、「同項」とあるのは「第二十二条第一項」とする。

（種苗法の特例）

第十三条　農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る出願品種（種苗法（平成十年法律第八十三号）第四条第一項に規定する出願品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）に関する品種登録出願について、その出願者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、同法第六条第一項の規定により納付すべき出願料を軽減し、又は免除することができる。

一　その出願品種の育成（種苗法第三条第一項に規定する育成をいう。次項第一号において同じ。）をした者

二　その出願品種が種苗法第八条第一項に規定する従業者等（次項第二号において「従業者等」という。）がした同条第一項に規定する職務育成品種（次項第二号において「職務育成品種」という。）であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ同条第一項に規定する使用者等（以下この条において「使用者等」という。）が品種登録出願をすることが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等

2　農林水産大臣は、認定研究開発事業計画に従って行われる研究開発事業の成果に係る登録品種（種苗法第二十条第一項に規定する登録品種をいい、当該認定研究開発事業計画における研究開発事業の実施期間の終了日から起算して二年以内に品種登録出願されたものに限る。以下この項において同じ。）について、同法第四十五条第一項の規定による第一年から第六年までの各年分の登録料を納付すべき者が次に掲げる者であって当該研究開発事業を行う認定研究開発事業者であるときは、政令で定めるところにより、登録料を軽減し、又は免除することができる。

一　その登録品種の育成をした者

二　その登録品種が従業者等がした職務育成品種であって、契約、勤務規則その他の定めによりあらかじめ使用者等が品種登録出願をすること又は従業者等がした品種登録出願の出願者の名義を使用者等に変更することが定められている場合において、その品種登録出願をした使用者等又はその従業者等がした品種登録出願の出願者の名義の変更を受けた使用者等

（国の施策）

第十四条　国は、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用を促進するため、情報の提供、研究開発の推進及びその成果の普及その他の必要な施策を講ずるとともに、農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進の意義に対する国民の関心及び理解の増進に努めるものとする。

（資金の確保）

第十五条　国は、認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従って行われる生産製造連携事業又は研究開発事業に必要な資金の確保に努めるものとする。

（指導及び助言）

第十六条　国は、認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画に従って行われる生産製造連携事業又は研究開発事業の適確な実施に必要な指導及び助言を行うものとする。

（報告の徴収）

第十七条　主務大臣は、認定事業者又は認定研究開発事業者に対し、認定生産製造連携事業計画又は認定研究開発事業計画の実施状況について報告を求めることができる。

（主務大臣等）

第十八条　第三条第一項及び第五項から第七項までにおける主務大臣は、基本方針のうち、同条第二項第四号に掲げる事項に係る部分については農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とし、その他の部分については農林水産大臣及び経済産業大臣とする。

2　第四条第一項及び第三項（第五条第三項において準用する場合を含む。）、第五条第一項及び第二項、第六条第一項及び第三項（第七条第三項において準用する場合を含む。）、第七条第一項及び第二項並びに前条における主務大臣は、農林水産大臣及び経済産業大臣とする。ただし、廃棄物の処理に該当する措置を含む生産製

造連携事業及び廃棄物の処理に関する研究開発を含む研究開発事業については、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣とする。

3　この法律における主務省令は、農林水産大臣、経済産業大臣及び環境大臣の発する命令とする。

（権限の委任）

第十九条　この法律に規定する主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

（罰則）

第二十条　第十七条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、三十万円以下の罰金に処する。

2　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して同項の刑を科する。

附　則

（施行期日）

第一条　この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

（検討）

第二条　政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

投票者氏名

日程第一　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とカンボジア王国との間の協定の締結について承認を求めるの件（第百六十八回国会内閣提出、第百六十九回国会衆議院送付）

日程第二　投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とラオス人民民主共和国との間の協定の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

日程第三　全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合憲章（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）及び全権委員会議（千九百九十四年京都、千九百九十八年ミネアポリス及び二千二年マラケシュ）において改正された国際電気通信連合条約（千九百九十二年ジュネーブ）を改正する文書（全権委員会議（二千六年アンタルヤ）において採択された改正）の締結について承認を求めるの件（衆議院送付）

賛成者氏名　二三七名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
佐藤　泰介君　櫻井　充君
自見庄三郎君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田中　康夫君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルテイ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　渡辺　秀央君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
泉　信也君　礒崎　陽輔君
市川　一朗君　岩城　光英君
岩永　浩美君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　岡田　直樹君
岡田　広君　荻原　健司君
加治屋義人君　加納　時男君
神取　忍君　川口　順子君
河合　常則君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君

坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　藤井　孝男君
古川　俊治君　牧野たかお君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　森　まさこ君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　義家　弘介君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
浮島とも子君　加藤　修一君
風間　昶君　木庭健太郎君
澤　雄二君　白浜　一良君
谷合　正明君　遠山　清彦君
西田　実仁君　浜田　昌良君
浜四津敏子君　弘友　和夫君

松　あきら君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　博司君　渡辺　孝男君
鰐淵　洋子君　井上　哲士君
市田　忠義君　紙　智子君
小池　晃君　大門実紀史君
仁比　聡平君　山下　芳生君
近藤　正道君　福島みずほ君
渕上　貞雄君　又市　征治君
山内　徳信君　糸数　慶子君
川田　龍平君　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　〇名

日程第四　宇宙基本法案（衆議院提出）

賛成者氏名　二二一名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君

亀井　郁夫君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
佐藤　泰介君　櫻井　充君
自見庄三郎君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田名部匡省君　高嶋　良充君
高橋　千秋君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルテイ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君

増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　渡辺　秀央君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
泉　信也君　礒崎　陽輔君
市川　一朗君　岩城　光英君
岩永　浩美君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　岡田　直樹君
岡田　広君　荻原　健司君
加治屋義人君　加納　時男君
神取　忍君　川口　順子君
河合　常則君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君

塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知恵子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　藤井　孝男君
古川　俊治君　牧野たかお君
舛添　要一君　松田　岩夫君
松村　祥史君　松村　龍二君
松山　政司君　丸川　珠代君
丸山　和也君　水落　敏栄君
溝手　顕正君　森　まさこ君
矢野　哲朗君　山内　俊夫君
山崎　正昭君　山田　俊男君
山谷えり子君　山本　一太君
山本　順三君　吉田　博美君
吉村剛太郎君　義家　弘介君
若林　正俊君　脇　雅史君
荒木　清寛君　魚住裕一郎君
浮島とも子君　加藤　修一君
風間　昶君　木庭健太郎君
澤　雄二君　白浜　一良君
谷合　正明君　遠山　清彦君
西田　実仁君　浜田　昌良君
浜四津敏子君　弘友　和夫君
松　あきら君　山口那津男君
山下　栄一君　山本　香苗君
山本　博司君　渡辺　孝男君
鰐淵　洋子君　山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　一四名

井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　山内　徳信君
糸数　慶子君　川田　龍平君

日程第五　介護保険法及び老人福祉法の一部を改正する法律案（内閣提出、衆議院送付）

日程第六　介護従事者等の人材確保のための介護従事者等の処遇改善に関する法律案（衆議院提出）

賛成者氏名　二三六名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
佐藤　泰介君　櫻井　充君
自見庄三郎君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田中　康夫君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルテイ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　長浜　博行君
中村　哲治君　中谷　智司君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　渡辺　秀央君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
泉　信也君　礒崎　陽輔君
市川　一朗君　岩城　光英君
岩永　浩美君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　岡田　直樹君
岡田　広君　荻原　健司君
加治屋義人君　加納　時男君
神取　忍君　川口　順子君
河合　常則君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君

中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　藤井　孝男君
古川　俊治君　牧野たかお君
松田　岩夫君　松村　祥史君
松村　龍二君　松山　政司君
丸川　珠代君　丸山　和也君
水落　敏栄君　溝手　顕正君
森　まさこ君　矢野　哲朗君
山内　俊夫君　山崎　正昭君
山田　俊男君　山谷えり子君
山本　一太君　山本　順三君
吉田　博美君　吉村剛太郎君
義家　弘介君　若林　正俊君
脇　雅史君　荒木　清寛君
魚住裕一郎君　浮島とも子君
加藤　修一君　風間　昶君
木庭健太郎君　澤　雄二君
白浜　一良君　谷合　正明君
遠山　清彦君　西田　実仁君
浜田　昌良君　浜四津敏子君
弘友　和夫君　松　あきら君
山口那津男君　山下　栄一君
山本　香苗君　山本　博司君
渡辺　孝男君　鰐淵　洋子君
井上　哲士君　市田　忠義君
紙　智子君　小池　晃君
大門実紀史君　仁比　聡平君
山下　芳生君　近藤　正道君
福島みずほ君　渕上　貞雄君
又市　征治君　山内　徳信君
糸数　慶子君　川田　龍平君
山東　昭子君　松下　新平君

反対者氏名　○名

日程第七　農林漁業有機物資源のバイオ燃料の原材料としての利用の促進に関する法律案（内閣提出、衆議院送付）

賛成者氏名　二三六名

足立　信也君　相原久美子君
青木　愛君　浅尾慶一郎君
家西　悟君　池口　修次君
石井　一君　一川　保夫君
犬塚　直史君　岩本　司君
植松恵美子君　梅村　聡君
小川　勝也君　小川　敏夫君
尾立　源幸君　大石　尚子君
大石　正光君　大江　康弘君
大河原雅子君　大久保　勉君
大久保潔重君　大島九州男君
大塚　耕平君　岡崎トミ子君
加賀谷　健君　加藤　敏幸君
風間　直樹君　金子　恵美君
神本美恵子君　亀井亜紀子君
亀井　郁夫君　川合　孝典君
川上　義博君　川崎　稔君
北澤　俊美君　工藤堅太郎君
郡司　彰君　小林　正夫君
行田　邦子君　輿石　東君
今野　東君　佐藤　公治君
佐藤　泰介君　櫻井　充君
自見庄三郎君　芝　博一君
島田智哉子君　下田　敦子君
主濱　了君　榛葉賀津也君
鈴木　寛君　鈴木　陽悦君
田中　康夫君　田名部匡省君
高嶋　良充君　高橋　千秋君
武内　則男君　谷　博之君
谷岡　郁子君　千葉　景子君
ツルネン　マルテイ君　津田弥太郎君
辻　泰弘君　外山　斎君
徳永　久志君　轟木　利治君
富岡由紀夫君　友近　聡朗君
那谷屋正義君　内藤　正光君
直嶋　正行君　中谷　智司君
中村　哲治君　長浜　博行君
西岡　武夫君　羽田雄一郎君
長谷川憲正君　白　眞勲君
林　久美子君　姫井由美子君
平田　健二君　平野　達男君
平山　幸司君　広田　一君
広中和歌子君　福山　哲郎君
藤末　健三君　藤田　幸久君
藤谷　光信君　藤本　祐司君
藤原　正司君　藤原　良信君
舟山　康江君　前川　清成君
前田　武志君　牧山ひろえ君
増子　輝彦君　松井　孝治君
松浦　大悟君　松岡　徹君
松野　信夫君　円　より子君
水戸　将史君　水岡　俊一君
峰崎　直樹君　室井　邦彦君
森　ゆうこ君　森田　高君
簗瀬　進君　柳澤　光美君
柳田　稔君　山下八洲夫君
山根　隆治君　横峯　良郎君
吉川　沙織君　米長　晴信君
蓮　舫君　渡辺　秀央君
愛知　治郎君　青木　幹雄君
秋元　司君　浅野　勝人君
荒井　広幸君　有村　治子君
石井　準一君　石井みどり君
泉　信也君　礒崎　陽輔君
市川　一朗君　岩城　光英君
岩永　浩美君　衛藤　晟一君
尾辻　秀久君　岡田　直樹君
岡田　広君　荻原　健司君
加治屋義人君　加納　時男君
神取　忍君　川口　順子君
河合　常則君　岸　宏一君
岸　信夫君　北川イッセイ君
小池　正勝君　小泉　昭男君
鴻池　祥肇君　佐藤　昭郎君
佐藤　信秋君　佐藤　正久君
坂本由紀子君　椎名　一保君
島尻安伊子君　末松　信介君
鈴木　政二君　世耕　弘成君
関口　昌一君　田村耕太郎君
伊達　忠一君　谷川　秀善君
塚田　一郎君　鶴保　庸介君
中川　雅治君　中川　義雄君
中曽根弘文君　中村　博彦君
中山　恭子君　二之湯　智君
西島　英利君　西田　昌司君
野村　哲郎君　南野知惠子君
長谷川大紋君　橋本　聖子君
林　芳正君　藤井　孝男君
古川　俊治君　牧野たかお君

舛添　要一君
松田　岩夫君
松村　祥史君
松村　龍二君
松山　政司君
丸川　珠代君
丸山　和也君
水落　敏栄君
溝手　顕正君
森　まさこ君
矢野　哲朗君
山内　俊夫君
山崎　正昭君
山田　俊男君
山谷えり子君
山本　一太君
山本　順三君
吉田　博美君
吉村剛太郎君
義家　弘介君
脇　　雅史君
荒木　清寛君
魚住裕一郎君
浮島とも子君
加藤　修一君
風間　　昶君
木庭健太郎君
澤　　雄二君
白浜　一良君
谷合　正明君
遠山　清彦君
西田　実仁君
浜田　昌良君
浜四津敏子君
弘友　和夫君
松　あきら君
山口那津男君
山下　栄一君
山本　香苗君
山本　博司君
渡辺　孝男君
鰐淵　洋子君
井上　哲士君
市田　忠義君
紙　　智子君
小池　　晃君
大門実紀史君
仁比　聡平君
山下　芳生君
近藤　正道君
福島みずほ君
渕上　貞雄君
又市　征治君
山内　徳信君
糸数　慶子君
川田　龍平君
山東　昭子君
松下　新平君

反対者氏名　　〇名

コンタクトレンズ販売会社と眼科医に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月八日

藤末　健三

参議院議長　江田　五月殿

コンタクトレンズ販売会社と眼科医に関する質問主意書

コンタクトレンズを購入する際に、薬事法に基づき眼科医の診察を受ける必要があるが、以下の点について質問する。

一　私は、コンタクトレンズの購入に際し、診察を受けた眼科医から特定のコンタクトレンズの種類まで指示されたが、本来はコンタクトレンズの度数、サイズ等の仕様を示すべきであり、特定のコンタクトレンズを眼科医が指示するべきではないと考えるが、法規的にどのように解釈されるか示されたい。

二　眼科医は目の検査だけを行い、眼科医以外の者が、視力、目のサイズ、角膜の検査等を行ったり、コンタクトレンズの仕様や特定のコンタクトレンズまで指示している事例が見受けられるが、これも法規的に問題があるのではないかと考えるがどうか。

三　そもそもコンタクトレンズ会社に付属する形で眼科医があること自体に問題があると考えるが、その問題について、政府は調査や検討を行っているのか。

右質問する。

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員藤末健三君提出コンタクトレンズ販売会社と眼科医に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出コンタクトレンズ販売会社と眼科医に関する質問に対する答弁書

一について

医師は、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）上、医療及び保健指導を掌るものである。そのような業務の一環として、眼科医が、自ら患者を診察し、その結果に基づき、御指摘のようにコンタクトレンズの度数、サイズ等の仕様を指示する場合もあれば、これらを兼ね備えた特定の種類のコンタクトレンズの使用を指示する場合もあると考えられ、いずれも医師法に基づく業務の遂行であると解される。なお、医師法その他の法律には、眼科医に対して、特定の種類のコンタクトレンズの使用を指示することを規制するような規定はない。

二について

医師以外の者がコンタクトレンズの処方のための検眼（以下「検眼」という。）やその使用についての医学的な指導・助言を行うことは、医師法上禁止されているが、その者が視能訓練士等の資格を有する場合には、視能訓練士法（昭和四十六年法律第六十四号）等の規定に基づき、検眼を行うことができる。

なお、医師以外の者であっても、コンタクトレンズの使用について、医学的な指導・助言以外の一般的な指導・助言を行うことは、医師法上禁止されていない。

三について

「コンタクトレンズ会社に付属する形で眼科医がある」の意味するところが必ずしも明らかではないが、コンタクトレンズ会社と眼科医の関係について調査や検討は行っていない。

教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月八日

藤末　健三

参議院議長　江田　五月殿

教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問主意書

平成十九年五月十一日の参議院日本国憲法に関する調査特別委員会において、日本国憲法の改正手続に関する法律案に対し附帯決議を行ったが、その中で、「教育者の地位利用による国民投票運動の規制については、意見表明の自由、学問の自由、教育の自由等を侵害することとならないよう特に慎重な運用を図るとともに、禁止される行為と許容される行為を明確化するなど、その基準と表現を検討すること。」との内容を含む項目がある。

このことを踏まえて、以下質問する。

教育者の地位利用による国民投票運動の規制に関し、禁止される行為と許容される行為の明確化など、その基準と表現について、政府の検討状況を明らかにされたい。また、今後、これらの検討事項をどのように具体的に実施していくのか明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員藤末健三君提出教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員藤末健三君提出教育者の地位利用による国民投票運動の規制の検討状況に関する質問に対する答弁書

政府としては、日本国憲法の改正手続に関する法律（平成十九年法律第五十一号）第百三条第二項の規定による教育者の地位利用による国民投票運動の禁止に関する基準等については、関係する国会での議論の整理等を行ってきたところであり、御指摘の日本国憲法の改正手続に関する法律案に対する附帯決議（平成十九年五月十一日参議院日本国憲法に関する調査特別委員会）等を踏まえつつ、関係省庁間で連携を図りながら、今後、具体的に検討してまいりたい。

長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月八日

喜納　昌吉

参議院議長　江田　五月殿

長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問主意書

本年四月二十六日、長野市内で北京夏季オリンピック大会の聖火リレーが催された。「チベット問題」が絡んだため、短期間とはいえ聖火の日本到着から出国までの間の警備や、事前の準備などに膨大な経費がかかったものと推測される。

そこで、以下質問する。

一　今回の聖火リレーにかかった国費（政府・官公庁関係の支出）を、事前の準備段階および、事後の整理段階を含めて、総額幾らかかったか、明らかにされたい。

二　前記一の内訳を具体的に示されたい。

三　国費支出に伴い、国家公務員および、その他の要員が何人動員されたかを明らかにされたい。

四　国費以外の支出分がわかれば、それも明らかにされたい。

五　今後、五輪聖火リレーが日本で実施される場合、今回のような大掛かりな警備をしてまで、それを為すべきなのか、政府の考えを明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員喜納昌吉君提出長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員喜納昌吉君提出長野市内での北京五輪聖火リレーの経費に関する質問に対する答弁書

一及び二について

長野市において行われた北京オリンピック競技大会の聖火リレー（以下「今回の聖火リレー」という。）は、北京オリンピック競技大会組織委員会及び長野市が主催したものであり、その警備を除き、今回の聖火リレーの実施のために特段の経費が国費から支出されたことはない。また、今回の聖火リレーの警備には所要の経費が国費から支出されているが、当該経費の金額を他の警察活動に要する経費から区分して集計することは困難であるため、お尋ねにお答えすることは困難である。

三について

今回の聖火リレーについては、その警備に関する業務を除き、政府としては、通常業務の範囲内で、情報収集、連絡調整等を行っているにとどまり、これらの業務に従事した国家公務員の数をお答えすることは困難である。また、今回の聖火リレーの警備には、長野県警察の警察官等約三千人が従事したものと承知している。

四について

政府としては、お尋ねについて把握していない。

五について

今後、オリンピック競技大会の組織委員会が聖火リレーを日本で実施しようとする場合においては、当該組織委員会が財団法人日本オリンピック委員会や関係地方公共団体等と協議して決定することとなるものと考えている。

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月八日

櫻井　充

参議院議長　江田　五月殿

後期高齢者医療制度に関する質問主意書

七十五歳以上を後期高齢者として、新しい保険制度が始まった。政府の説明によれば、高齢者の病気等を勘案して、この制度を設けたということであった。

以下、この制度に関して質問する。

一　政府の言う「高齢者」の定義は何か。これは制度上の定義か。あるいは医学的根拠に基づくものか。もし医学的根拠があるとすれば、その根拠とした統計や論文等を示されたい。

二　七十五歳から「後期高齢者」としているが、何故七十五歳で区切ることが適切なのか。七十五歳以上と未満では、医学的見地から、生理学的機能や病気においてどの点が異なっているのか。医学的根拠とした統計や論文等を示して答弁されたい。

三　日本の国民の平均寿命には男女差が見受けられる。七十五歳の男女それぞれにおいて生理学的機能及び疾患について、何か違いはないのか。違いがあるとするなら具体例を、ないとするならその理由を示されたい。また、それを踏まえて、後期高齢者制度の中で男女差を考慮しなかった理由を明らかにされたい。

四　後期高齢者医療制度が個人単位の保険であるとしながら、同居する家族の所得によって保険料が変わるのは何故か。

五　日本の年金制度は夫婦二人という世帯を基本設計のモデルとしているのか。世帯が基本であるならば、国民一人一人の個人を基に設計された医療や介護の保険料を、国民年金から天引きすることが妥当なのか。また、このように基本単位が違う制度の保険料を天引きすることを前提として年金は作られたのか。もし前提としていないのであれば、国民年金からの社会保険料の天引きは、国民年金制度の根幹を揺るがす重要な問題であると考えるが、政府の見解はいかがか。

右質問する。

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員櫻井充君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員櫻井充君提出後期高齢者医療制度に関する質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「高齢者」という用語について画一的な定義はないが、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和五十七年法律第八十号）第一条においては、高齢者の医療について、前期高齢者に係る保険者間の費用負担の調整、後期高齢者に対する適切な医療の給付等を行うために必要な制度を設けることとしており、これらの制度において、六十五歳から七十四歳までの者を前期高齢者、七十五歳以上の者を後期高齢者としているところである。

二について

七十五歳以上の高齢者については、厚生労働省大臣官房統計情報部の患者調査等によれば、生活習慣病を中心に入院による受療率が増加するなどの特性を有しており、一般に生理的機能の低下や日常生活動作能力の低下による症状の増加が見られることから、その心身の特性等に応じたサービスを提供する必要があると考えている。また、今後、高齢化の進展により七十五歳以上の高齢者の医療費は増大することが見込まれることや、限られた財源の中で公費を重点的に投入する必要があることから、対象者を重点化する必要があると考えている。このような観点から、後期高齢者医療制度の対象について、基本的に七十五歳以上の高齢者としたものである。

三について

七十五歳以上であるか否かに関わらず、男女間では、生理的機能に差があり、例えば、女性特有の疾患があるといった違いが見られるが、介護保険制度、老人保健制度等の関連する諸制度が男女差を考慮したものになっていないこと等から、後期高齢者医療制度においても、男女差を考慮した制度としなかったものである。

四について

後期高齢者医療の保険料については、被保険者につき算定した所得割額（高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第十八条第一項第一号に規定する所得割額をいう。）及び被保険者均等割額（同号に規定する被保険者均等割額をいう。以下同じ。）の合計額としているところであるが、社会実態として世帯単位で生計が維持されていることを考慮し、所得の少ない被保険者に係る被保険者均等割額の減額については、被保険者、その属する世帯の世帯主及びその属する世帯の他の世帯員である被保険者につき算定した所得額の合計額の当該世帯における合算額を基に行うこととしているものである。

五について

年金制度においては、第三号被保険者制度など世帯を前提とした仕組みもあるが、年金給付自体は、個人を単位とし、その受給権を有する者に対して行われるものである。これを前提として、後期高齢者医療の保険料及び国民健康保険の保険料（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による国民健康保険税を含む。）並びに介護保険の保険料については、年金からの特別徴収を行っているが、これは、被保険者の保険料納付に係る便宜を図るとともに、市町村における事務の効率化を図ることを目的として実施しているものであり、年金から特別徴収を行うことが国民年金制度の根幹を揺るがすことになるとは考えていない。

不発弾処理に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月八日

糸数　慶子

参議院議長　江田　五月殿

不発弾処理に関する質問主意書

政府は、本年四月七日に沖縄県浦添市の建設現場で見つかった不発弾七十六発のうち、二十二発に化学物質が入っている恐れがあるとして、その処理のため平成二十年度予算の予備費から三千六百六十四万円の支出を決定した。この予算の支出は、地域住民の安全に万全を期し、かつ緊急を要する事案として処理されるべきと理解するが、化学物質とされる液体についての事前の情報収集や日米間の情報交換、地元自治体との調整、処理方法等についていくつかの疑問があり、予算執行の細目にも不可解な点がある。

よって、以下質問する。

一　化学物質が入っているとされる二十二発の不発弾の処理（回収と移送）はいつ行われたのか、回収日時、移送ルート、処理にかかった延べ日数、処理にかかった延べ人員を明らかにされたい。

二　三千六百六十四万円の支出は、二十二発の不発弾を発見現場から回収し、沖縄県沖縄市の不発弾保管庫に移送するための経費であり、化学物質とみられる液体の処理はどのような機関が何時、何処で、どう行うのか、明らかにされたい。

三　二十二発の不発弾は、化学物質が入っている

とされるが米国製であるかを含め、製造年、砲弾の種類等、解明できた点を明らかにされたい。

四　化学物質が入っているとされる二十二発の不発弾の回収、移送を民間業者に委託した理由を明らかにされたい。

五　三千六百六十四万円の支出は、環境省の化学物質対策推進費が充てられ、民間業者との契約等は防衛省の事態対処課が精査して行ったものと聞くが、契約は随意契約かどうか、明らかにされたい。

六　前記五の契約した民間業者名を明らかにされたい。

七　「沖縄県浦添市内で発見された砲弾の移送等役務に係る所要経費について」（以下「不発弾処理費」という。）と題する契約等の細目について、適正であるかどうか、政府の見解を示されたい。

八　不発弾処理費に示された細目のうちの「砲弾の回収経費」のなかの人件費の内訳にある指揮者の日当、十八万四千円と、安全管理者の日当、十八万四千円は適正であるかどうか、政府の見解を示されたい。

九　指揮者の日当、安全管理者の日当が適正とされるなら、一般的な化学物質の処理に伴う指揮者、安全管理者の日当を示し、その根拠を明らかにされたい。

十　指揮者と安全管理者はどのような資格を有し、専門的な見識を持ち合わせ、かつ回収、移送現場においてどのような役割を担うのか、説明されたい。

十一　化学物質が入っているとされる二十二発の不発弾の発見から現時点までの間、米軍当局との情報交換、協議等、どのような協力態勢にあったのか、明らかにされたい。

十二　政府は、今後においても化学物質等の疑いがある化学弾については民間業者に委託し、回収、移送等の処理に当たるのかどうか、見解を示されたい。

右質問する。

平成二十年五月十六日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員糸数慶子君提出不発弾処理に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員糸数慶子君提出不発弾処理に関する質問に対する答弁書

一について

平成二十年四月七日に沖縄県浦添市で発見された砲弾のうち、化学弾である可能性を排除できない砲弾（以下「本件砲弾」という。）については、同年五月八日午前十時二十分から午後四時五分まで及び同月九日午前十時から午後二時二十五分まで、密封容器への収納が発見現場において行われ、同月十日午前八時から午前十一時まで、国道五十八号線等を通って沖縄県が保有する保管庫への移送が行われた。収納、移送等の実作業にかかった日数及び延べ人員は、それぞれ、三日間、五十二人である。

二について

お尋ねの処理については、引き続き関係省庁間で調整することとしている。

三について

本件砲弾は、迫撃砲弾として、米国において千九百四十三年に製造されたM五十七砲弾であり、外形等からは通常弾である液体発煙弾か化学弾のいずれかであると、現時点において認識している。

四について

防衛省においては、本件砲弾を収納する密封容器を保有していなかったことから、当該容器を現に保有するとともにその取扱いに精通している民間企業に収納、移送等の役務（以下「本件役務」という。）を委託したものである。

五について

御指摘の契約方式は、本件役務を速やかに行う必要があったことから、随意契約としたものである。

六について

契約先は、株式会社神戸製鋼所である。

七について

お尋ねの「契約等の細目」が具体的に何を指しているのかは必ずしも明らかでないが、本件役務に係る経費を要求するに当たって作成された「沖縄県浦添市内で発見された砲弾の移送等役務に係る所要経費について」と題する書類（以下「積算内訳」という。）における経費の区分等は、本件役務に係る仕様書の内容に沿ったものであり、適正であると考えている。

八及び九について

お尋ねの「一般的な化学物質の処理」の具体的内容が必ずしも明らかでないが、本件役務は、化学剤に関する高度な知見を要し、極めて特殊な環境下での作業を実施するものであり、かつ、積算内訳における指揮者と安全管理者の人件費は、民間企業の技術経費等を含むものであることから、当該人件費の額は適正であると考えている。

十について

株式会社神戸製鋼所は、本件役務に係る作業を行うに当たって、指揮者及び安全管理者を置いているが、両者は、専門機関による化学兵器の処理等に関する講習を受講しており、現場において、指揮者は、作業全体の取りまとめを行い、安全管理者は、作業員への指導、化学剤の漏出に対する安全確認等を行った。

十一について

沖縄県に駐留する在日米軍、在日米国大使館、米国防省等に対して、砲弾の種類の特定に必要な情報提供を要請し、沖縄県に駐留する在日米軍から要員が発見現場に派遣され、本件砲弾の調査が行われるなど、米国とは密接に連携している。

十二について

個別具体的な事案ごとに関係省庁において決定していくこととしており、お尋ねについて一概にお答えすることは困難である。

保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月九日

前川　清成

参議院議長　江田　五月殿

保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問主意書

小職は、政府提出の「保険法案」の審議の用に供するべく、金融庁に対して、生命保険や、自動車保険、火災保険等保険契約において、契約者、保険金受取人等の消費者が不当に不利益とならないよう、金融庁が保険約款に関して、どのような指導、監督を実施しているのか、その際の基準はいかなるものか、保険未払い等が再発しないよう徹底した指導、監督、処分を実施したか等について説明と資料の提出を求めていた。

ところが、小職は、金融庁担当者に対して、平成二十年三月二十八日、同年四月三日、同月十六日と三度に亘って右趣旨等を説明したにもかかわらず、金融庁は小職が求める十分な資料を提出しないなど要領を得ず、また何故か、右四月十六日には、三井住友海上火災株式会社の社員を同行するなど、監督の公正さに疑念を抱かざるを得ない対応にも接したため、同年四月十七日、「生命保険、損害保険等の約款に対する監督に関する質問主意書」（以下、前回質問主意書という）を提出した。

しかし、これに対する答弁書に至っても条文等を引き写したに過ぎず、具体的判断基準等は一切記載されていない。それ故、この答弁書を読む限り、金融庁による保険会社各社の約款に対する指導、監督は、明確なルールに基づくことなく実施されていると感じざるを得ず、加えて、右の通り一部保険会社とは緊密に連絡を取り合っている様子に照らすと、監督の公正さ、中立性にも深刻な疑念を抱かざるを得ない。

加えて、前記答弁書のまさに「木で鼻をくくった」かの如き記載は、国会議員の質問権に対する「挑戦」とも解される。

そこで、以下の通り質問する。

一　前回質問主意書に対する答弁書において、金融庁の具体的監督基準の一つとして示された「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること」とは、どのような意味か。

二　右基準における「保険契約者等」の範囲を具体的に列挙されたい。

三　前記基準において、「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠ける」とは、いかなる場合か。

どのような判断基準を用いて、「保護に欠ける」か、否かを判断しているのか、また、その判断は、いかなる調査、検討を経て、誰が行っているのか、答弁されたい。

四　前記基準が「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるものではないこと」ではなく、「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること」と定められているのは何故か。

また「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるものではないこと」ではなく、「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること」と定められていることによって、その具体的適用にはいかなる差異が生じるのか。

これまでに具体的適用に差異が生じた約款があれば、前記理由と、右差異に加えて、その条項も示されたい。

五　これまでに金融庁が現に「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれ」があると判断した約款は存在するか。

存在する場合、その約款の条項と、何故「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれ」があると判断したか、その判断理由を答弁されたい。

六　前回質問主意書に対する答弁書において、金融庁の具体的監督基準の一つとして示された「保険契約の内容に関し特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」とは、どのような意味か。

七　「不当な差別的取扱い」とは、いかなる場合か。

どのような判断基準を用いて、「不当な差別的取扱い」か、否かを判断しているのか、また、その判断は、いかなる調査、検討を経て、誰が行っているのか、答弁されたい。

八　右基準が「保険契約の内容に関し特定の者に対して差別的取扱いをするものではないこと」ではなく、「保険契約の内容に関し特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」と定められているのは何故か。

また「保険契約の内容に関し特定の者に対して差別的取扱いをするものではないこと」ではなく、「保険契約の内容に関し特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものではないこと」と定められていることによって、その具体的適用にはいかなる差異が生じるのか。

これまでに具体的適用に差異が生じた約款があれば、前記理由と、右差異に加えて、その条項も示されたい。

九　同一の保険契約でありながらも、特定の範囲に属する者らの保険料を割り引く制度が存在するが、右制度は「特定の者に対して不当な差別的取扱いをすること」に該当しないのか。

結論と、理由を示されたい。

十　前回質問主意書に対する答弁書において、金融庁の具体的監督基準の一つとして示された「保険契約の内容が公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること」とは、どのような意味か。

十一　右基準の「公の秩序又は善良の風俗を害する行為」がいかなるものかは、時代の変化に応じて、また変容するのではないか。そうであれば、どのようにして「公の秩序又は善良の風俗を害する行為」か否かを判断するのか。

十二　前記基準にいう「行為を助長」するとは、いかなる意味か。

どのような判断基準を用いて、「助長」するか、否かを判断しているのか、また、その判断は、いかなる調査、検討を経て、誰が行っているのか、答弁されたい。

十三　前記基準にいう「誘発する」とは、いかなる意味か。

どのような判断基準を用いて、「誘発する」か、否かを判断しているのか、また、その判断は、いかなる調査、検討を経て、誰が行っているのか、答弁されたい。

十四　前記基準が「助長し又は誘発する」ではなく、「助長し又は誘発するおそれ」と定められているのは何故か。

また「助長し又は誘発する」ではなく、「助長し又は誘発するおそれ」と定められていることによって、その具体的適用にはいかなる差異が生じるのか。

これまでに具体的適用に差異が生じた約款があれば、前記理由と、右差異に加えて、その条項も示されたい。

十五　これまでに金融庁が「保険契約の内容が公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれ」があると判断した約款は存在するか。

存在する場合、その約款の条項と、何故「保険契約の内容が公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれ」があると判断したか、その判断理由を答弁されたい。

十六　前回質問主意書に対する答弁書において、金融庁の具体的監督基準の一つとして示された「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること」とは、どのような意味か。

十七　右基準に言う「保険契約者等」の範囲を具体的に列挙されたい。

十八　前記基準に言う「明確かつ平易」とはいかなる意味か。

どのような判断基準を用いて、「明確かつ平易」か、否かを判断しているのか、また、その判断は、いかなる調査、検討を経て、誰が行っているのか、答弁されたい。

十九　前記基準において「権利義務その他保険契約の内容」とあるが、ここに言う「権利」と「義務」と「その他」の範囲を具体的に示されたい。

二十　現在、保険会社が契約者等に交付している約款は、いずれも「明確かつ平易」か。

二十一　これまでに金融庁が「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたもの」ではないと判断した約款は存在するか。

存在する場合、その約款の条項と、何故「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたもの」ではないと判断したか、その判断理由を答弁されたい。

二十二　前回質問主意書に対する答弁書において、金融庁の具体的監督基準の一つとして示された「保険契約の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものであること」とは、どのような意味か。

二十三　右基準に言う「保険契約者等」の範囲を具体的に列挙されたい。

二十四　前記基準に言う「需要」とは何か。

二十五　前記基準に言う「利便」とは何か。

二十六　これまでに金融庁が「保険契約の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なもの」ではないと判断した約款は存在するか。

存在する場合、その約款の条項と、何故「保険契約の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なもの」ではないと判断したか、その判断理由を答弁されたい。

二十七　いわゆる「変額保険」とはいかなるものか。

二十八　「変額保険」も「保険契約の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なものである」と判断したか。

結論と、理由を示されたい。

二十九　前回質問主意書に対する答弁書において、金融庁の具体的監督基準の一つとして示された「保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること」とは、どのような意味か。

三十　右基準における「保険契約者等」の範囲を具体的に列挙されたい。

三十一　前記基準において「保険契約者等の保護に欠ける」とは、いかなる意味か。

どのような判断基準を用いて、「保護に欠ける」か、否かを判断しているのか、また、その判断は、いかなる調査、検討を経て、誰が行っているのか、答弁されたい。

三十二　前記基準が「保険契約者等の保護に欠けるものではない適正なもの」ではなく、「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なもの」であることと定められているのは何故か。

また「保険契約者等の保護に欠けるものではない適正なもの」ではなく、「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なもの」と定められていることによって、その具体的適用にはいかなる差異が生じるのか。

これまでに具体的適用に差異が生じた約款があれば、前記理由と、右差異に加えて、その条項も示されたい。

三十三　前記基準に言う「明瞭」の意味と、「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであること」との基準における「明確かつ平易」とでは、意味が異なるのか。

意味が異なるのであれば、具体的な適用に当たって、いかなる差異が生じるのか、明らかにされたい。

三十四　これまでに金融庁が現に「保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められて」いないと判断した約款は存在するか。

存在する場合、その約款の条項と、何故「保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められて」いないと判断したか、その判断理由を答弁されたい。

三十五　保険金の支払時期に関する監督基準は存在しないのか。

三十六　前回質問主意書に対する答弁書の末尾から三行目に「こと、などが定められている」とあるが、ここに言う「など」はいかなる趣旨か。

日本語の通常の用い方としては、答弁書に列挙した基準のほかにも基準が存在する場合に「など」と記載するが、右の「など」も同様か。

三十七　前回質問主意書に対する答弁書の末尾に言う「保険会社向けの総合的な監督指針」とは何か。

三十八　「保険会社向けの総合的な監督指針」に敢えて言及しながらも、その内容を記載しないのは何故か。

三十九　前回質問主意書に対する答弁書の末尾に言う「保険商品審査上の留意点等」とは何か。

四十　前記の通り小職は、平成二十年三月二十八日、同年四月三日、同月十六日と三度に亘って資料の提供等を求めたにもかかわらず、何故、「保険会社向けの総合的な監督指針」や「保険商品審査上の留意点等」については隠蔽したか。

右質問する。

平成二十年五月二十日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員前川清成君提出保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員前川清成君提出保険約款に対する監督における具体的判断基準に関する質問に対する答弁書

一について

具体的には、例えば、保険金支払、免責事由、告知義務等の規定において、保険契約者等の利益を不当に害するものとなっていないことである。

二について

保険契約者等とは、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者である。

三について

具体的には、例えば、保険契約者等の利益を不当に害する場合であり、約款の審査においては、一についてで述べたように、保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるか否かを判断することとなる。約款の認可については、保険業法（平成七年法律第百五号）第三百十三条第一項の規定により、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている。

四について

保険業法第一条においては、保険業法の目的について、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護を図る旨が規定されており、この目的を踏まえ、御指摘の「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであること」との規定が定められているものである。

なお、お尋ねの審査基準の違いによる具体的適用の差異については、現行の審査基準とは異なる仮定の審査基準を前提としてそれを適用する場合についての御質問であることから、お答えすることは差し控えたい。

五について

保険業法に基づく認可の申請があった約款について、審査を終了した段階において、「保険契約の内容が保険契約者等の保護に欠けるおそれのないもの」ではないと判断した約款は存在しない。

六について

具体的には、例えば、年齢や健康状態等を理由として契約内容に差を設けることに合理的な理由がある場合である。

七について

具体的には、例えば、契約内容に差を設けることに合理的な理由がない場合であり、約款の審査においては、六についてで述べたように、保険契約の内容に関し特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないか否かを判断することとなる。約款の認可については、保険業法第三百十三条第一項の規定により、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている。

八について

「保険契約の内容に関し特定の者に対して不当な差別的取扱いをするものでないこと」と定められているのは、保険契約の内容が特定の者に対して合理的理由のない差別的取扱いをするものでないことを確認する趣旨である。

なお、お尋ねの審査基準の違いによる具体的適用の差異については、現行の審査基準とは異なる仮定の審査基準を前提としてそれを適用する場合についての御質問であることから、お答えすることは差し控えたい。

九について

金融庁としては、御指摘の保険料の割引については、当該保険料の割引に係る算出方法が保険数理に基づき合理的かつ妥当なものとなっているなど、合理的理由のない差別的取扱いには該当しないものと認識している。

十について

具体的には、例えば、保険契約の内容が違法行為による罰金をてん補するものではないことである。

十一について

金融庁としては、何が「公の秩序又は善良の風俗を害する行為」に該当するかは、その時点での社会通念等に照らして判断されるものと認識している。

十二及び十三について

具体的には、例えば、保険契約の内容が違法行為による罰金をてん補するものである場合であり、約款の審査においては、保険契約の内容が公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであるか否かを判断することとなる。約款の認可については、保険業法第三百十三条第一項の規定により、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている。

十四について

保険業法第一条においては、保険業法の目的について、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護を図る旨が規定されており、この目的を踏まえ、御指摘の「保険契約の内容が公の秩序又は善良の風俗を害する行為を助長し、又は誘発するおそれのないものであること」との規定が定められているものである。

なお、お尋ねの審査基準の違いによる具体的適用の差異については、現行の審査基準とは異なる仮定の審査基準を前提としてそれを適用する場合についての御質問であることから、お答えすることは差し控えたい。

十五について

保険業法に基づく認可の申請があった約款について、審査を終了した段階において、「保険契約の内容が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのないもの」ではないと判断した約款は存在しない。

十六から十八までについて

具体的には、例えば、約款において、保険契約の内容が正確に表されており、保険契約者等に誤解を生じさせない表現となっていることであり、約款の審査においては、このように保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであるか否かを判断することとなる。約款の認可については、保険業法第三百十三条第一項

項の規定により、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている。

保険契約者等とは、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者である。

十九について

御指摘の「権利」、「義務」、「その他」には、例えば、保険金支払を受ける権利、保険金を支払う義務や告知義務、免責事由等の契約内容が含まれる。

二十について

金融庁としては、御指摘の約款については、「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたもの」であると認識している。

二十一について

保険業法に基づく認可の申請があった約款について、審査を終了した段階において、「保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたもの」ではないと判断した約款は存在しない。

二十二から二十五までについて

具体的には、例えば、保険金の支払事由等が、保険契約者等のニーズを的確に反映したものであることである。

保険契約者等とは、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者である。

二十六について

保険業法に基づく認可の申請があった約款について、審査を終了した段階において、「保険契約の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なもの」ではないと判断した約款は存在しない。

二十七について

金融庁としては、いわゆる変額保険とは、一般に、死亡又は満期時の生存を保険事故とする保険で、保険料として収受した金銭を運用した結果に基づいて保険金、返戻金その他の給付金を支払うことを保険契約者に約したものを意味しているものと認識している。

二十八について

金融庁としては、いわゆる変額保険は、昭和六十年の保険審議会の答申において、国民の金利選好の高まりや、高齢化の進展による生存保障ニーズの増大を背景として、変額保険へのニーズが高まっているとの指摘が行われたことを受けて、生命保険会社が商品開発を行ったものであり、「保険契約の内容が保険契約者等の需要及び利便に適合した妥当なもの」であると認識している。

二十九について

具体的には、例えば、金額を保険証券等に表示したり、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の利益を不当に害するものではなく適正であり、かつ、明らかとなっていることである。

三十について

保険契約者等とは、保険契約者、被保険者、保険金額を受け取るべき者その他の関係者である。

三十一について

具体的には、例えば、保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の利益を不当に害するものである場合であり、約款の審査においては、二十九についてで述べたように、保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められているか否かを判断することとなる。約款の認可については、保険業法第三百十三条第一項の規定により、内閣総理大臣の権限が金融庁長官に委任されている。

三十二について

保険業法第一条においては、保険業法の目的について、保険業を行う者の業務の健全かつ適切な運営及び保険募集の公正を確保することにより保険契約者等の保護を図る旨が規定されており、この目的を踏まえ、御指摘の「保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていること」との規定が定められているものである。

なお、お尋ねの審査基準の違いによる具体的適用の差異については、現行の審査基準とは異なる仮定の審査基準を前提としてそれを適用する場合についての御質問であることから、お答えすることは差し控えたい。

三十三について

保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められていることとは、具体的には、例えば、金額を保険証券等に表示したり、計算方法等を約款等に掲載するなど、保険契約の解約による返戻金の開示方法が、保険契約者等の利益を不当に害するものではなく適正で、かつ、明らかとなっていることである。

他方、保険契約者等の権利義務その他保険契約の内容が保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであることとは、具体的には、例えば、約款において、保険契約の内容が正確に表されており、保険契約者等に誤解を生じさせない表現となっていることである。

なお、御指摘の具体的適用の差異については、異なる審査基準における適用の問題であり、一概にお答えできる性質のものではないと認識している。

三十四について

保険業法に基づく認可の申請があった約款について、審査を終了した段階において、「保険契約の解約による返戻金の開示方法が保険契約者等の保護に欠けるおそれのない適正なものであり、かつ、明瞭に定められている」ものではないと判断した約款は存在しない。

三十五について

保険金の支払時期は、保険業法施行規則（平成八年大蔵省令第五号）第九条の規定に基づき、約款の記載事項となっており、その内容が、保険契約者等の保護に欠けるおそれのないものであるか、また、保険契約者等にとって明確かつ平易に定められたものであるかといった基準に適合するものであるか否かを審査しているところである。

三十六について

先の答弁書（平成二十年四月二十五日内閣参質一六九第一〇六号。以下「前回答弁書」という。）においては、保険業法施行規則第十一条各号に掲げる基準の一部を記載し、当該基準のそ

の他のものについて「など」と記載したところである。

三十七について

「保険会社向けの総合的な監督指針」は、保険会社の監督事務に関し、その基本的考え方、監督上の評価項目及び事務処理上の留意点について、体系的に整理したものである。

三十八について

前回答弁書において、保険会社が作成した約款の審査に当たっての基準である保険業法及び保険業法施行規則の該当箇所の内容を記載したところである。「保険会社向けの総合的な監督指針」における「保険商品審査上の留意点等」については、保険業法及び保険業法施行規則に定められた基準に基づく約款の審査を行うに際しての留意点が記載されたものであるため、その名称を記載したものである。

三十九について

「保険商品審査上の留意点等」は「保険会社向けの総合的な監督指針」の中の一項目であり、保険業法及び保険業法施行規則に基づき約款の審査を行う際の留意点等が記載されている。

四十について

金融庁としては、御指摘の資料の提供等の「求め」の内容とこれに対する金融庁の認識に不一致があったため、「保険会社向けの総合的な監督指針」等の提供に至らなかったものであり、これを「隠蔽」したものではない。

なお、「保険会社向けの総合的な監督指針」等については、金融庁ホームページにおいて公表しているものである。

八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によって提出する。

平成二十年五月十二日

大河原雅子

参議院議長　江田　五月殿

八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問主意書

国土交通省（以下「国交省」という。）は、流域住民の安全を確保するため、日ごろよりさまざまな調査および対策を行っていると理解する。

しかしながら、私が四月二十三日に提出した「八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定に関する質問主意書」に対する四月三十日の政府答弁（以下「答弁」という。）を読むと、異なった治水対策業務の成果が有機的に機能していない側面が見られる。

治水対策とは、想定の困難な自然現象を相手に、ダムや堤防などのハードウェアの整備に、流域住民への関心啓発などのソフトウェアを組み合わせて行うものであり、そのすべては適切な現状把握の上に成り立つと考える。対策が現状に即したものでなければ、最悪の場合は、想定する被害は出ず、想定外の被害が生じることになりかねない。

また、答弁は、国交省が八ツ場ダムの治水に係る便益は八千五百二十五億円であるとした根拠がブラックボックスに入ったままだとして質問したことに対する回答にはなっていない。

そこで、国民の血税により国交省が行う種々の調査および対策が有機的に活用されているかどうかを確認するために、以下、質問する。

一　国交省関東地方整備局では、平成十八年までに各水系で堤防詳細点検を行ったと聞くが、そもそもこの「堤防詳細点検」の目的は何か。

二　「河川管理施設構造令」は何のために誰が定めているものか。

三　「堤防詳細点検」も「河川管理施設構造令」も、その目的は流域に暮らす人々の生命財産を守るための治水対策であると考えるが、もしそうではないというのであれば、そうではないという論拠を示されたい。

四　費用便益費比を算出する前提として、国交省は「被害額が最大となる地点を破堤地点として想定」している。答弁で、それらの破堤想定地点は左岸で六箇所、右岸で九箇所と明らかにした。これらの地点は、国交省が平成十八年までに利根川水系で行った堤防詳細点検では、どのような状態にあると確認されたか。「堤防詳細点検」で判明したことを各地点ごとに明らかにされたい。流域に暮らす住民にもわかるように表現されたい。

五　答弁では、群馬県邑楽郡明和町大輪地先と茨城県古河市中田地先の堤防は「河川管理施設構造令に基づく堤防の高さ及び天端幅の基準を満たしていない」としているが、基準を満たしていないことに対する対策の緊急性はどのようなものか、日、月、年などの分かりやすい時間軸で二地点それぞれについて明らかにされたい。

六　「河川管理施設構造令に基づく堤防の高さ及び天端幅の基準を満たしていない堤防は、国土交通省の測量結果によれば、群馬県邑楽郡明和町大輪地先及び茨城県古河市中田地先の二地点である」という答弁に出てくる「測量」とは、どのような機会、あるいはどのような業務として行ったものか。また、この費用はいくらで、予算書のどのような項目に含められているか、明らかにされたい。なお、測量業務全体もしくは関連業務全体でしか分からなければ、この二地点のみの測量費を切り分ける必要はなく全体の額を明らかにされたい。

七　答弁で「河川管理施設構造令に基づく堤防の高さ及び天端幅の基準を満たしていない堤防」とした二地点は、あくまで想定した各氾濫ブロックで「被害額が最大となる地点を破堤地点」のうちの二地点であると理解する。これらの二地点以外で、利根川本川及び支川における堤防で河川管理施設構造令に基づく堤防の高さ及び天端幅の基準を満たしていない地点があれば、そのすべてを明らかにされたい。

八　国交省関東地方整備局が平成十八年までに行った「堤防詳細点検」にかかった費用はいくらか。そのうち、利根川水系の「堤防詳細点検」にかかった費用はいくらか。また、この費用は予算書のどのような項目に含められているか、明らかにされたい。

九　答弁によれば、国交省は「『堤防詳細点検』は浸透に対する安全性を照査するものであり、安全に流下できると評価する水位を判定するためのものではないため、破堤地点又は越水地点の想定にその結果を反映していない」とする。この答弁は、同じ利根川水系の堤防の状態を把握するために、質問四の「堤防詳細点検」と質問六の「測量」を別々に行っており、それを互いに照

らし合わせた利用を行っていないと理解するが間違いはないか。

十　少なくとも、八ツ場ダム事業の費用便益費比のもととなる被害の想定に「堤防詳細点検」の結果は反映されていない。被害想定を行うために非常に有効なはずの「堤防詳細点検」結果が利用されないのは税金の無駄遣いではないのか。予算編成の観点、行政評価の観点からどのように考えるか、それぞれ見解を明らかにされたい。

右質問する。

平成二十年五月二十日

内閣総理大臣　福田　康夫

参議院議長　江田　五月殿

参議院議員大河原雅子君提出八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

参議院議員大河原雅子君提出八ツ場ダムの洪水調節に係る便益の算定根拠となる調査等に関する質問に対する答弁書

一について

堤防詳細点検は、「河川堤防の設計について」（平成十四年七月十二日付け国河治第八十七号国土交通省河川局治水課長通知）における「河川堤防設計指針」（以下「指針」という。）に基づき、直轄管理区間の堤防について浸透に対する安全性を照査しているものであり、河川堤防の質的整備の推進を図ることを目的としている。

二について

河川管理施設等構造令（昭和五十一年政令第百九十九号）は、河川法（昭和三十九年法律第百六十七号）第十三条第二項の規定に基づき、河川管理施設又は許可工作物のうち、ダム、堤防その他の主要なものの構造について河川管理上必要とされる一般的技術的基準を定める必要があることから、内閣が制定しているものである。

三について

堤防詳細点検や河川管理施設等構造令は、洪水等による災害の発生の防止等を図るために必要なものであり、御指摘の「流域に暮らす人々の生命財産を守るため」に重要なものであると考えている。

四について

直轄管理区間における堤防詳細点検の結果によると、破堤地点又は越水地点として想定した地点のうち一級河川利根川水系利根川（以下「利根川」という。）の左岸側の同川河口から、百三十二キロメートル付近の地点である茨城県古河市中田新田地先、八十二キロメートル付近の地点である茨城県取手市長兵衛新田地先、利根川の右岸側の同川河口から百三十六キロメートル付近の地点である埼玉県北埼玉郡大利根町弥兵衛地先、一級河川利根川水系江戸川（以下「江戸川」という。）の左岸側の同川河口から、五十八キロメートル付近の地点である千葉県野田市関宿江戸町地先、三十七キロメートル付近の地点である千葉県野田市今上地先、三十三キロメートル付近の地点である千葉県流山市大字中野久木地先、二十六キロメートル付近の地点である千葉県流山市大字木地先及び十一・五キロメートル付近の地点である千葉県市川市大洲三丁目地先については、指針に基づく堤防の浸透に対する安全性の照査の基準（以下「照査基準」という。）を満足しないと評価した堤防の一連の区間内に位置するものである。

また、利根川の左岸側の同川河口から、百五十一・五キロメートル付近の地点である群馬県邑楽郡明和町大輪地先、七十八・五キロメートル付近の地点である茨城県北相馬郡利根町押付新田地先、利根川の右岸側の同川河口から四十五・五キロメートル付近の地点である千葉県香取市川尻地先及び江戸川の左岸側の同川河口から四十八・五キロメートル付近の地点である千葉県野田市岡田地先については、照査基準を満足すると評価した堤防の一連の区間内に位置するものである。

利根川の左岸側の同川河口から三キロメートル付近から十八キロメートル付近までの区間である茨城県神栖市波崎地先から太田地先までは、無堤のため、堤防詳細点検は実施していない。

なお、利根川の左岸側の同川河口から二百五キロメートル付近の地点である群馬県前橋市敷島町地先及び利根川の右岸側の同川河口から百九十六キロメートル付近の地点である群馬県高崎市萩原町地先については、指定区間内にあり、群馬県は両地点において堤防詳細点検に類する浸透に対する安全性の照査を行っていないと聞いている。

五について

河川整備は、堤防の整備状況に加え、河道断面の確保状況、過去の被災履歴、堤防決壊時の影響、上下流のバランス等を考慮して実施している。現在、利根川水系においては、堤防決壊時の影響が大きい利根川及び江戸川の右岸の堤防強化を重点的に実施しているところであり、御指摘の二地点を含む左岸の堤防強化については、右岸の堤防強化の進捗に応じて順次進めてまいりたいと考えているが、現段階において二地点の対策について具体的にお示しすることはできない。

六について

直轄管理区間においては、「河川定期縦横断測量業務実施要領について」（平成九年六月十二日付け建設省河治発第二十九号建設省河川局治水課長通知。以下「要領」という。）に基づき河川管理の基本となる基礎資料を得るために、定期横断測量を実施している。お尋ねの「測量」は、要領に基づき「平成十六年度管内定期横断測量（その三）業務」及び「平成十六年度管内定期横断測量（その四）業務」として御指摘の二地点も含めて実施したものであり、要した費用は約千九百万円である。

また、当該費用は、治水特別会計治水勘定（当時）における（項）河川事業費（目）直轄河川改修費である。

七について

国土交通省の測量結果によると、利根川及び支川の直轄管理区間において河川管理施設等構造令に基づく高さ、天端幅等の基準を満たしていない堤防が存する区間の合計は、約五百キロメートルであるが、すべての地点を正確にお示しすることは膨大な作業を要することから困難である。

八について

指針を定めた平成十四年度から平成十八年度

までに堤防詳細点検に要した費用は、国土交通省関東地方整備局全体で約五十七・九億円であり、そのうち利根川水系に係るものは約三十五・二億円となっており、当該費用は、治水特別会計治水勘定（当時）における（項）河川事業費（目）直轄河川改修費である。

なお、当該費用には、堤防詳細点検の一部と併せて実施した河川改修に必要な地質調査や設計等に係る費用も含まれている。

九について

御指摘の「互いに照らし合わせた利用」が何を指すのか明らかではないが、堤防詳細点検を行うに当たっては、堤防の高さ、天端幅等の形状について、要領等に基づき実施した定期横断測量の結果を活用しているところである。

十について

堤防詳細点検は、河川堤防の質的整備の推進を図るために必要なものとして実施しているものであり、また、堤防詳細点検の結果を踏まえ、照査基準を満足しないと評価した堤防の一連の区間については、堤防の強化対策を進めることとしており、堤防詳細点検の結果は有効に活用されているものと考えている。

明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

発行所
〒一〇五―八四四五
東京都港区虎ノ門二丁目
二番四号
独立行政法人国立印刷局

電話
03
(3587)
4294

定価
本号一部　三四五円
（本体　三三〇円）